

2007年度 社会福祉プロジェクト

「地域づくり」に関する調査研究報告書

2008年3月

地 域 づ く り 研 究 会
北九州市立大学都市政策研究所

目 次

第1部 地域活動におけるセーフティネット機能に関する調査研究		
——社会福祉協議会小地域福祉活動の実態把握のための調査報告——		
I 社会福祉協議会小地域福祉活動に関する聞き取り調査結果から		
はじめに—小地域福祉活動の概要及び調査の手続き	平野 謙太	1
1 A校(地)区の聞き取り調査結果	村山浩一郎	6
2 B校(地)区の聞き取り調査結果	村山浩一郎	9
3 C校(地)区の聞き取り調査結果	山崎 克明	12
4 D校(地)区の聞き取り調査結果	山崎 克明	17
5 調査結果のまとめと今後の研究課題について		
付表 面接に使用した調査票		
——ふれあいネットワーク事業に関する聞き取り調査		25
(1) 見守り対象者調査票		
(2) 福祉協力員調査票		
(3) 校(地)区社協役員調査票		
II 小地域福祉活動に関する今後の調査・研究予定	石塚 優	28
1 調査の現状		
2 小地域福祉活動に関する校(地)区社協役員調査の単純集計結果		
第2部 地域づくりに関する調査研究及び活動		
I 「子育てひろば」に求めるもの～市民1800人の声から	岩丸 明江	41
II 〈地域協治〉(ローカル・ガバナンス)の制度化とその理論的課題		
——提案と文献紹介	山崎 克明	66
III 地域の情報拠点としての図書館		
—市民参加による「新たな図書館像」の策定をめざして—	山田 留里	92
IV これからの地域を支える近隣型助け合い活動		
—「えん」の7年間の活動報告	田代久美枝	100
V 「一人ひとりが充実感を持って生きるまちづくりとは」		
～年齢層で問題点は違うのか?～	大西 政寛	103
執筆者一覧		
2007年度「地域づくり研究会」の活動とテーマ		106

第1部 地域活動におけるセーフティネット機能に関する調査研究 —社会福祉協議会小地域福祉活動の実態把握のための調査報告—

I 社会福祉協議会小地域福祉活動に関する聞き取り調査結果から

はじめに

(1) 社会福祉協議会小地域福祉活動の概要

北九州市内の社会福祉協議会（以下「社協」）は、市域の北九州市社協、7行政区の区社協、概ね小学校区を単位とする154校(地)区社協の三層構造で設置されている。

校(地)区社協は、ふれあいネットワーク事業を基本事業として予防福祉事業や災害時の福祉救援体制づくり、地域で子どもを育む活動（次世代地域福祉活動者育成事業）などの小地域福祉活動に取り組み、市・区社協は、校(地)区社協が行う小地域福祉活動を支援している。

ふれあいネットワーク事業は、1993（平成5）年から取り組みが始められ、平成19年度現在、市内全154校(地)区社協で実施されている。

「見守りのしくみ」、「助け合いのしくみ」、「話し合いのしくみ」からなるふれあいネットワーク事業は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる北九州市をつくるために、地域住民が互いに気づかい支え合う体制づくりを構築するとともに、校(地)区社協の地域福祉推進機能の強化を図ることを目的とする。

「見守りのしくみ」は、各校(地)区社協に概ね50～100世帯に1人の福祉協力員と呼ばれるボランティアを置き、援助を必要とする人を定期的に訪問するものである。

「助け合いのしくみ」は福祉協力員が発見した対象者のニーズのうち、ボランティア活動で行える日常的、臨時的なニーズに対して、「ニーズ対応チーム」（地域の助け合い班）で助け合うものである。「ニーズ対応チーム」は福祉協力員1人につき5人から6人程度で組織するよう考えている。

「話し合いのしくみ」は、地域での支援活動を進める中で、発見された課題や見守りをしている対象者の状況変化などに対応するため、1～2ヵ月に1回「連絡調整会議」と呼ばれる会議を開催している。「連絡調整会議」は、校(地)区社協が主催し、校(地)区社協役員・福祉協力員・ニーズ対応チーム員のほか、市・区社協職員、行政職員、社会福祉施設職員などが参加する。

平成18年度実績では、6,777人の福祉協力員が87,111世帯を見守り、6,004人（110地区）のニーズ対応員が話し相手やゴミ出しなど163,303回の助け合い活動を行っている。

本調査研究では、15年間を経た「ふれあいネットワーク事業」が住民によるセーフティネットとして十分に機能しているか、また「ふれあいネットワーク事業」のしくみを活かし校(地)区社協の地域福祉推進機能の強化がどのように図られているかを調査し、今後の課題を明らかにするために行ったものである。

(2) 調査の手続き

調査は、北九州市社協（総合企画委員会）との共同研究とし、北九州市立大学都市政策研究所地域づくり研究会会員によるインタビュー調査とした。

校(地)区社協が154校(地)区もあるため、今回の調査を後日行う全体調査を見据えた事前調査として位置づけ、調査対象を4校(地)区とした。

4校(地)区社協は、人口の多寡、高齢化率の高低で抽出したが、もっとも人口の少ない地区が高齢化率の高い地区で、かつ農村地と重なった。よって人口・高齢化率に加え、多様な地域特性を調査に反映させるために地区の特徴を勘案し、次のような4校(地)区を抽出し、調査することとした。

- (A) 人口が少ない都市部商業地
- (B) 人口が多い郊外住宅地
- (C) 高齢化率が高い農村地
- (D) 高齢化率が低い郊外新興住宅地

インタビュー調査の対象者は、校(地)区社協の全体像を明らかにするため2、3人程度の会長・副会長と、実際の「見守りのしくみ」・「助け合いのしくみ」の活動状況を明らかにするため1校(地)区社協5人程度の福祉協力員、及び校(地)区社協から推薦を受けた5人程度の見守り対象者とした。

2007年10月、主に校(地)区社協の活動拠点である市民センター等において26回、43人にインタビュー調査を行った。

聞き取り調査地区について

	A 地区		B 地区		C 地区		D 地区	
地区特徴	都市部商業地 (人口の少ない校区)		郊外住宅地 (人口の多い校区)		農村地 (高齢化率の高い 校区)		郊外新興住宅地 (高齢化率の低い 校区)	
人口	1,498人		14,723人		625人		10,898人	
0～14 歳 (%)	87人 (5.8%)		2,621人 (17.8%)		20人 (3.2%)		2,067人 (19.0%)	
15～64 歳 (%)	1,099人 (73.4%)		9,802人 (66.4%)		325人 (52.0%)		7,766人 (71.2%)	
65歳～ (%)	312人 (20.8%)		2,300人 (15.6%)		280人 (44.8%)		1,065人 (9.8%)	
福祉協力員数	男 7人	19人	男 10人	27人	男 4人	4人	男 16人	36人
	女 12人		女 17人		女 0人		女 20人	
見守り 対象世帯	82世帯		369世帯		51世帯		100世帯	
ニーズ 対応員数	男 7人	19人	男 5人	10人	男 3人	10人	男 65人	150人
	女 12人		女 5人		女 7人		女 85人	
ニーズ 対応員と 福祉協力員 の兼任数	男 7人	19人	男 5人	10人	男 3人	3人	—	—
	女 12人		女 5人		女 0人		—	
助け合い 活動回数	208回		3,289回		410回		—	
話し合い 活動回数	12回		12回		8回		5回	
協働事業	介護保険非該当者 への日常生活支援		予防福祉事業		予防福祉事業		障害者地域 生活支援	

※人口は、平成17年度国勢調査による。

※福祉協力員数等は、平成18年度ふれあいネットワーク事業実績報告書による。

小地域福祉活動に関する聞き取り調査実施日程

調査対象者		日 時	調査員	報告書	I C R	備 考
A調査地点						
役 員	会 長 A 副会長 B	1 0 . 1 4 (日)	山崎、山田	03-1	03-1R	会長、副会長の 2 人同時に聞き取り
福祉協力員	A	1 0 . 2 0 (土)	村 山	03-2-1	03-2-1R	
	B		村 山	03-2-2	03-2-2R	
	C		樋 口	03-2-3	03-2-3R	
	D		岩 丸	03-2-4	03-2-4R	
	E		松永、平野	03-2-5	03-2-5R	
見守り対象者	A	1 0 . 1 4 (日)	村 山	03-3-1	03-3-1R	
	B		山 田	03-3-2	03-3-2R	
	C			03-3-3	03-3-3R	
	D	—未実施—	—	—	—	
	E					
B調査地点						
役 員	会 長 A 副会長 B 理事 C	1 0 . 2 4 (水)	村山、田代	04-1	04-1R	会長、副会長、会計の 3 人同時に聞き取り
福祉協力員	A	1 0 . 1 1 (木)	山崎、平野	04-2-1	04-2-1R	福祉協力員 3 人を同時に聞き取り
	B					
	C		田代、大西	04-2-2	04-2-2R	福祉協力員 2 人を同時に聞き取り
	D					
	E					
見守り対象者	A	1 0 . 2 0 (土)	樋 口	04-3-1	04-3-1R	
	B		岩 丸	04-3-2	04-3-2R	
	C					
	D		大 西	04-3-3	04-3-3R	
	E					
	F					

調査対象者		日 時	調査員	報告書	I C R	備 考
C調査地点						
役員	会長 A 副会長 B 会計 C	1 0 . 2 2 (月)	山 崎	01-1	01-1R	会長、副会長、会計の 3 人同時に聞き取り
福祉協力員	A	1 0 . 2 2 (月)	田 代	01-2-1	01-2-1R	
	B	—未実施—	—	01-2-2	01-2-2R	
	C			01-2-3	01-2-3R	
	D			01-2-4	01-2-4R	
	E			01-2-5	01-2-5R	
見守り対象者	A			—未実施—	—	01-3-1
	B	01-3-2	01-3-2R			
	C	01-3-3	01-3-3R			
	D	01-3-4	01-3-4R			
	E	01-3-5	01-3-5R			
D調査地点						
役員	会長 A 副会長 B 会計 C	1 0 . 3 (水)	山崎、村山	02-1	02-1R	会長、副会長、会計の 3 人同時に聞き取り
福祉協力員	A	1 0 . 2 1 (日)	山 崎	02-2-1	02-2-1R	
	B		村 山	02-2-2	02-2-2R	
	C		樋 口	02-2-3	02-2-3R	
	D		田 代	02-2-4	02-2-4R	
	E	—未実施—	—	—	—	
見守り対象者	A	1 0 . 2 3 (火)	山 崎	02-3-1	02-3-1R	見守り対象者が高齢者夫 婦で 2 人同時に聞き取り
	B					
	C		大 西	02-3-2	02-3-2R	
	D		山 田	02-3-3	02-3-3R	
	E		平 野	02-3-4	02-3-4R	

1 A校(地)区の聞き取り調査結果

(1) 校区社協の組織について

まず、A校区社会福祉協議会と地域団体との関係を確認しておきたい。A校区の場合、A校区自治会の社会福祉部が、そのままA校区社会福祉協議会となり、A校区自治会社会福祉部長がA校区社会福祉協議会会長を兼ねている。つまり、A校区は自治会と社会福祉協議会が一体となって活動を進めている校区と言える。ちなみに、A校区の自治会組織の最小単位は10～20世帯によってつくられる「班」である。そして、約160の班が集まって「組」を構成し、11の組によってA校区の自治会がつけられている。

このようなA校区の社会福祉協議会で福祉協力員として活動している人は26名である。今回はこのうち4名から聞き取りを行ったが、4名のうち3名が班長など自治会の役に就いたことがきっかけで福祉協力員になったと回答している。自治会の役と福祉協力員を兼ねて活動している人もいれば、自治会の役は終わって福祉協力員としてのみ活動している人もいるが、いずれにしても自治会との関わりが福祉協力員への入り口となっていることがうかがえる。ただし、4名のうち1名は、自治会の役と関わりなく立候補して福祉協力員となっており、必ずしも自治会との関わりだけが福祉協力員への入り口ではないこともわかる。

(2) 見守り対象者の範囲と把握の方法

A校区の見守り対象者の範囲は、①（年齢に関係なく）1人暮らしの住民、②ともに65歳以上の夫婦、である。現在のところ、①と②の対象者を合わせて200～210名ほどが見守りの対象者となっている。

こうした対象者の把握は自治会の組織を通じて行われている。A校区の自治会では、それぞれの組長と自治会会長が自治会加入世帯の家族構成がわかる「世帯表」（非公開）を管理している。そして、世帯の構成に変更があれば、組長が世帯表を修正し、更新された情報は会長の元にも届けられる。A校区の対象者把握の方法は、この「世帯表」から上記①、②の見守り対象者をリストアップし、福祉協力員に伝える仕組みとなっている。

もちろん、こうした方法であれば、自治会に加入していない住民は把握できないことになる。そのため、自治会や社会福祉協議会では自治会への加入を促す広報に努めており、現在のところ未加入世帯は全体の5～6%に止まるという。北九州市全体の自治会の加入率が78.5%（平成18年度、北九州市調べ）であるから、非常に高い加入率と言える。

(3) 見守り（訪問）活動について

① 見守り活動の仕組み

A校区の見守り活動の仕組みは概ね次のようになっている。福祉協力員は、組長が管理する「世帯表」から対象者をリストアップしたら、年度初めに2人1組で全対象者の自宅を訪問し、対象者の状況やどのような対応が必要になるか確認することになっている。そして、通常は1人の対象者につき年に2～3回訪問しているようである。

しかし、26名の福祉協力員だけで200名を超える対象者を見守っているわけではない。A校区の場合、日常の見守りは自治会の班長と連携して行われている。班長は月2回、回覧などを配るときに、対象者の近況などを聞き、記録をとる。そして、組の定例会でまと

め、自治会社会福祉部（＝校区社会福祉協議会）に伝えることになっている。また、対象者の様子に変化があった場合、班長から組長に、そして福祉協力員に連絡が回り、福祉協力員が対象者を訪ねて状況を確認し、必要に応じて民生委員や関係機関につなげることになっている。民生委員との連携については、数年前からふれあいネットワーク事業の「定例会」（連絡調整会議）の場で、民生委員と福祉協力員の情報交換（対象者に関する情報の交換）が行われている。

② 見守り活動の成果と課題

今回の4名の福祉協力員への聞き取りから、それぞれの福祉協力員が様々な機会を捉えて自分の担当する見守り対象者の情報を入手し、対象者の概況を把握していることがうかがえた。また、認知症の発症などの福祉ニーズの発生状況もつかんでおり、発見した福祉ニーズを民生委員などの関係機関につなげたケースも見られた。

しかし、福祉協力員への聞き取りでは「対象者の方から困っているという声を聞くことは少ない」、「直接、自分のところに助けを求める連絡が来たことはない」、「対象者も慣れていないのか『大丈夫、元気』という（だけで心を開いてくれない）」、「家族がいるから必要ありませんという人もいる」といった声が聞かれ、対象者の方から福祉協力員に困っていることを相談したり連絡したりするケースは少ないことがわかった。

対象者からのアプローチが少ない理由としては、まだ元気な人が多いということがあるだろう。しかし、「まだ福祉協力員のことが対象者や家族、地域全体によく知られておらず、お知らせを持ってくる人という程度の認識で、困っていることを相談できる人だとは思っていないのではないか」（福祉協力員の回答）という見方もできる。また、福祉協力員には任期があり、担当が交代するので対象者にとっては話しにくいのではないかと、という点を指摘する福祉協力員もいた。さらに、核家族が多く、個人意識が強い地域的特性のため、近隣の助け合いではなく、家族か専門的なサービスを頼りにする傾向があるためではないか、との指摘もあった。

いずれにしても、福祉協力員の聞き取りからは「個人情報についてあまり話したがらない人が多く、どこまで踏み込んでよいかわからない」、「関係をつくるのが難しい時はめげることもある」など、対象者との関係づくりに苦心している様子が見えられた。

③ 福祉情報の提供

福祉協力員の役割のひとつに、対象者への福祉情報の提供があるが、聞き取りを行った福祉協力員の4名中3名が、まだそこまでは至っていないということであった。その理由としては、介護保険などの福祉情報を必要とする人が対象者の中に少ないということのほか、必要だとしても各世帯や家族で対応しているようだという回答もあった。また、仕事上、医療・福祉情報に詳しい人は別として、福祉協力員は介護保険制度や高齢者の病気などに関する知識や情報の入手、更新の必要性を感じているが、そのための十分な機会は得られていないようである。

(4) 助け合い活動について

A校区のふれあいネットワーク活動は、今のところ、見守りを行い、福祉ニーズを発見したら民生委員などの関係機関につなげることが中心であり、助け合い活動の事例はそれほど多くないようである。聞き取りを行った4名の福祉協力員についても、助け合い活動に入った経験はなかった。役員および福祉協力員への聞き取りの中で、助け合い活動が活発ではない理由として挙げられていた点は、地域の平均年齢がまだ若く、助け合い活動を必要としている人が少ないこと、手助けの必要が生じても、近隣の助け合いよりは家族か専門的なサービスを頼る傾向が強いこと、ふれあいネットワークや福祉協力員の役割が十分に対象者に理解されていないこと、任期が来ると福祉協力員が交代するので対象者が頼みにくいこと、などである。しかし、同時に今後は地域の高齢化に伴って助け合い活動が必要になってくるのではないかとの認識も示されていた。

(5) 話し合い活動について

校区社会福祉協議会役員、自治会関係者、福祉協力員、民生委員らが参加するふれあいネットワーク事業の「定例会」（連絡調整会議）は年4回、19時～21時の時間帯に行われているが、今後は会議の回数を増やすことも検討されている。聞き取りを行った福祉協力員全員が「出席している」と回答しており、福祉協力員の出席率が高いことがうかがえる。また、行政や区・市社協、各種の地域団体の参加も見られる。

定例会では、担当している対象者の状況や対象者に対する活動内容を福祉協力員全員が報告し、対応が難しいケースについては、接し方や対応方法が話し合われている。しかし、多数が出席する会議に対象者のプライバシーに関わる情報が提出され、話し合われていることに疑問を感じている福祉協力員もいた。

また、定例会では対象者に伝える福祉情報などを学習しているが、今後の要望としては「福祉制度の変化のスピードが速いので、ついていけるだけの情報がほしい」という意見や「同じような地域特性をもつ他の校区での取り組み事例を知りたい」という意見が上がっていた。

(6) 役員、福祉協力員のやりがいについて

校区社会福祉協議会の役員はやりがいや充実感を感じている。福祉協力員については、複数の人が「やってよかったこと」として、活動を通じて人との出会いが広がったことを挙げているが、「もっと対象者に入り込めると思っていたが、なかなか入り込めず、いまのままではやりがいを感じられない」という声もあった。対象者との関係においては物足りなさを感じている福祉協力員もいるようである。福祉協力員がやりがいを感じるかどうかは、対象者からの反応が得られるかどうかや対象者との関係がうまく形成できるかどうかにかかっていると思われる。

(7) 見守り対象者について

最後に、A校区における見守り対象者5名への聞き取りの結果をまとめておく。

まず、「日常生活において困っていること」としては、「特にない」という回答が2名で、

他の3名については家族関係や健康面などの心配事や困りごとが挙げられている。

「緊急時の連絡先」としては、全員が同居あるいは別居の家族を挙げている。「困った時に最初に相談する相手」も家族が多いが、ここではサークルなどの仲間を挙げた回答も複数あった。困りごとの内容によって家族と仲間を使い分ける方という回答もあった。

次に福祉協力員については、ほとんどの対象者が自分を担当している福祉協力員を知っており、活動内容を概ね理解しているようである。しかし、聞き取りを行った対象者は福祉協力員の訪問を受けたり、福祉協力員と日頃から挨拶を交わしたり、地域の行事の際に会話したりしているものの、福祉協力員に困りごとを相談しているという回答はなく、高齢者に必要な情報を届けてほしいという要望は挙がっているが、今後、困りごとや心配事を相談したいという希望は回答の中に見られない。

また、福祉協力員をよく知っている対象者は「気楽に話せる」と回答しているが、担当の福祉協力員をよく知らない対象者の場合は、「知らない人には何でも話せない」、「年齢も性別も違うので会話が難しい」、「協力員は他人だから……。同じ趣味の人の集まりの方がよい」といった回答が目立っており、コミュニケーションや関係づくりが難しく感じられているようである。

ふれあいネットワーク事業の助け合い活動を含めた「近所の方のお手伝い」については、近隣の人に時々ゴミ出しを頼んでいるという回答もあるが、「特に手伝ってもらっていない」という回答がほとんどである。また、「今後、手伝ってほしいこと」についても具体的なイメージが示されている回答は少なく、手助けを求める相手としては、やはり、家族や専門的なサービスが想定されているようである。

2 B校(地)区の聞き取り調査結果

(1) 校区社協の組織について

自治会と密接に連携して活動を進めたり、組織的に一体となって活動する校区社会福祉協議会が多い中、B校区社会福祉協議会は、自治会との組織上の関係が弱く、ほぼ独力でふれあいネットワーク事業を進めている。B校区社会福祉協議会の会長は自動的にまちづくり協議会の副会長に就任することになっているが、まちづくり協議会との組織上の関係も強いとは言えない。

したがって、福祉協力員も校区社会福祉協議会が独自に集めており、自治会の役割に就くことで自動的に福祉協力員となるような仕組みはない。今回、聞き取りを行った5名の福祉協力員について見ても、社会福祉協議会関係者や福祉協力員に誘われたことや福祉協力員の募集に自ら応募したことが、福祉協力員となるきっかけになっている。

(2) 見守り対象者の範囲と把握の方法

B校区では、65才以上の一人暮らしの人を基本に、障害のある人の家庭や高齢の夫婦二人暮らしの家庭を見守りの対象範囲としている。また、サロンを開催する時には日中一人の高齢者にも声をかけている。

上述の見守り対象者は、福祉協力員が自ら地区を回って把握したり、人から情報を得て把握したりしている。そして、校区全体で146名の見守り対象者の名簿を独自に作成している。

福祉協力員からの聞き取りによれば、それぞれの福祉協力員は、この名簿に載っている対象者を見守るだけでなく、住民や見守り対象者から口コミで寄せられた情報を頼りに訪問したり、民生委員や自治会組長などから紹介を受けたりして、随時見守り対象者を追加している。

(3) 見守り活動について

① 見守り（訪問）活動の仕組み

見守りのための訪問活動は福祉協力員のみで行われており、自治会等との連携は特にない。福祉協力員は男性10名、女性15名、合計25名であるが、見守り（訪問）は主に女性が担っている。したがって、15名の福祉協力員で約150名の対象者に対応していることになる。訪問は月に1回をベースに、買い物等で会ったら声かけをしたり、話し相手が必要な人には月に3～4回訪問したりしている。

他の校区と同様にB校区の見守り対象者も元気な方が多い。しかし、中には認知症や心臓病などの病気を抱えている方、人間関係の悩みを抱えている方、家事がうまくできなくなっている方など様々な問題を抱えている対象者もおられるようである。聞き取り調査からは、福祉協力員が自分の担当する対象者の中で特に福祉ニーズを抱えている対象者を注意深く見守り、相談を受けたり、情報を提供したり、関係機関に連絡・相談するなどの対応をできる範囲で行っていることが確認できる。また、定例会や勉強会などから積極的に福祉関連の情報を入手し、対象者に提供している様子もうかがえる。

② 見守り活動の課題

B校区の場合、見守り活動に関して自治会との連携が特になく基本的に福祉協力員のみで行っている。そして、福祉協力員の募集も校区社会福祉協議会が単独で行っているため、福祉協力員をいかに確保していくかが大きな課題となっている。そのため、校区社会福祉協議会では、自治会から福祉協力員になる人を推薦してもらうことなども検討しているという。ただ、自治会や町内会の加入率が低下する中、自治会の役に就くことで半ば自動的に福祉協力員にもなるような仕組みを導入した場合に、ますます自治会・町内会離れが進むのではないかという危惧もあるようである。

また、見守りが必要な住民をどのように見出していくかも大きな課題であり、特に、自治会未加入の住民の中からどのようにして探し出すかが課題となっている。B校区では見守り対象者の把握が自治会組織を通じて行われているわけではなく、福祉協力員が独自に情報を収集し対象者を把握しているが、それでも自治会未加入の住民の場合は、様々な社会的ネットワークに結ばれておらず、福祉協力員に情報が入りにくくなっているものと思われる。

そのほか、対象者の福祉ニーズに対処する上での課題もいくつか見出せる。福祉協力員の回答から、多くの福祉協力員が把握したニーズをどこにどのタイミングで連絡・相談したらよいか悩んでいることがわかる。たとえば、行政や専門機関につなげて来てもらったが、対象者に「もういいです」と言われたケースや、対象者が家族に負担をかけることを気にしているので家族に連絡をしてよいか迷っているケース、見守っている認知症の高齢者の状態が悪化すれば行政や専門機関につなげようとタイミングを計っているケースなど

が見られた。また、福祉協力員が福祉ニーズに対処する場合に重要なパートナーとなる民生委員やヘルパーとの連携がうまくいっていないと感じている福祉協力員もいた。

最後に、この活動の難しさを象徴していると思われる回答を取り上げたい。ある福祉協力員の回答に「よく対象者に『家に上がってください』と言われるが、上がらないようにしている。上がる時はその条件をはっきりして、平等になるように気をつけている」というものがあった。福祉協力員と対象者との関係は、家族や友人のような私的に親密な関係とは言えないが、かといって私的な親密性を完全に排除した関係でもない。インフォーマルな関係とフォーマルな関係の中間に位置すると表現できるかもしれない。したがって、福祉協力員と対象者との関係には独特の距離感が必要であり、それぞれの福祉協力員は実践の中でそれを模索しているように思われる。

(4) 助け合い活動について

B校区では見守り対象者からの要請に基づいて福祉協力員による助け合い活動が行われており、福祉協力員からの聞き取りによれば、内容としては「話し相手」が最も多かった。その他、ゴミ出し、買い物、食器洗いなどの回答もあり、ニーズ対応チームをつくり、植木の枝おろしを行ったケースもあった。ただし、校区社会福祉協議会役員の話では、ニーズ対応チームは近隣住民と福祉協力員が協力してつくることになっているが、自治会や町内会との協力関係はいまのところ弱く、そのような形でのニーズ対応チームの組織化はできていないとのことであった。

また、助け合い活動においても、対象者との関係づくりや距離のとり方が課題となっている。助け合い活動の前提となる人間関係が構築できず、「何らかの支援が必要だと思っても対象者が拒んでなかなか介入できない」といった回答が見られる一方で、「一度手を出すとずっとしてあげなくてはならなくなる」、「家に上がると引き際が難しい」、「こちらの手が回らなくなる」といった福祉協力員の側に過重な負担がかかることを心配する回答も少なくない。対象者にどのような支援が必要で、自分がそれをどの程度提供できるのか、そして、支援のためにはどのような関係をつくっていけばよいのか。そういったことを考えながら活動にあたっている福祉協力員の様子がうかがえる。

(5) 話し合い活動について

B校区では、ふれあいネットワーク事業の連絡調整会議にあたるものとして毎月第2木曜日の日中に定例会が開かれている。会議の主な内容は、①関係機関からのお知らせ・連絡、②訪問活動の報告、③主な催し物や行事についての話し合い、④事例報告と話し合い、などである。特に④では、訪問時の対応の仕方や戸をあけてくれなかったなど福祉協力員の生の声を出してもらいながら、事例検討が行われている。

話し合い活動の課題については、校区社会福祉協議会の役員からは、見守りや訪問の実践的な技術を教えてくれるような研修を望む声が上がっている。また、福祉協力員からは、「民生委員と話し合える時間がほしい」、「(ある程度の時間が来たら関係機関から来た方々には帰っていただき) 会員だけで思い切って話し合える時間がほしい」といった意見が出されているが、定例会が福祉協力員にとって貴重な情報収集や学習の場となっていることは確認で

きる。

(6) 役員、福祉協力員のやりがいについて

校区社会福祉協議会の役員の回答は責任を感じつつも充実感を感じているというものであった。福祉協力員の回答も、様々な苦労はあるが、人との出会いや対象者との心の通じ合いがあり、やってよかったと感じるというものであった。

(7) 見守り対象者について

B校区については6名の見守り対象者について聞き取りを行ったが、日頃の生活で心配なことや困っていることについては、5名が「特にない」と回答し、1名が「緊急時に家族が車でかけつけても駐車するところがない」ことを挙げた。緊急時の連絡先については、全員が家族・親族を挙げ、そのうち1名が近くに住む友人も挙げた。困った時に最初に相談する相手についても、全員が家族を挙げ、1名が福祉協力員を挙げている。

福祉協力員については、全員が認識しており、週1回という回答もあったが、概ね月に1～2回定期的会っている。会話の時間は20～30分くらいが多く、会話の内容は、健康、食事など日常生活のことや世間話などである。そして、ほとんど(4名)の対象者が福祉協力員の訪問について「安心している」、「とてもパワーをもらっている」、「助かります」、「うれしい」など肯定的な感想を述べている。

「近所の方のお手伝い」については、高木の剪定を近所の方に手伝ってもらっているという回答が1つあった以外は「特に近所の方からの手伝いは受けていない」という回答であった。逆に対象者の方が「近所の方の手伝いをしている」、「近所の方の見守りをしている」といった回答もあった。今後手伝ってほしいことについても、具体的な内容を述べた回答はなかった。

3 C校(地)区の聞き取り調査結果

(1) C校区の地域特性

夜間人口が少なく、昼間人口が多い典型的な都市部商業地にある校区で、65歳以上の高齢者の比率が21%と北九州市の平均に近い。

戸建て住宅からマンションへの変化も見られ、町内会に加入しない住民が次第に増えてきている地域でもある。

(2) C校区社協の組織

校区社会福祉協議会の3役(会長・副会長・会計)はすべて校区自治連合会の3役と兼務している。

副会長(女性)は校区社協事務局長を兼務しているほか、自治連合会副会長、老人クラブ会長、ふれあいネットワーク会長を兼職している。1978(昭和53)年ごろから町内会長、民生委員として地域活動を始めたという。その経緯は、「最初、婦人部をつくるようになったので、連合会長の推薦で町内会長になった。それまでは女性の役員はいなかった」とのことである。また「平成8(1996)年、自治連合会会長と話し合い、ふれあいネットワーク事

業に取り組み始め、現在も実務を担っている」という。

会計（女性）は民生委員も勤めている。「前任の町内会長が高齢となり、代わって町内会長に」、また、「連合会長の交代に伴い会計になった」という。

福祉協力員は19名（男性7人、女性12人）で、町内会長および町内会長から推薦された者がこれに当たっている。

そのうち、インタビュー調査に応じてくれたAさん（女性）は、活動年数11年で、担当人数12～13人である。民生・児童委員でもある。

(3) 見守り対象者の範囲と把握の方法

○ 対象者の範囲

65才以上の高齢者。

○ 対象者の把握方法

副会長によれば、校区内を4人の民生委員の担当ブロックで分け、以前、行政から提供のあった65才以上の名簿に、町内会長に加除してもらい対象者を把握しているという。なお、障害の有無、一人暮らしか、昼間のみ一人暮らしか等は、民生委員に尋ねればわかる体制になっている（障害のある人の名簿は年齢に関係なく民生委員が作成している）という。

○ 福祉協力員の活動実態

福祉協力員Aさんによれば、「幼馴染の人が多く、知っている人に自然に声をかけているという感じ」で、「老人会の手伝いの時や、ふれあい昼食会、祇園祭りの集会などのときに見守りが必要か様子を見ている。下手に入り込まず、日常の付き合いの中でこなしている」という。

(4) 見守り(訪問)活動について

○ 見守り(訪問)活動の仕組み

会長・副会長は、見守り活動における他団体との連携は特にないと答えた。「そこまで切羽詰まってないということもある」が、家族で対応している人が多く、「病院もホームも連携がとれているので放置ということはない」とのことであった。

○ 個々の福祉協力員の活動実態

福祉協力員Aさんによれば、「明確な担当制はなく、町内に目配りをしているという感じ」で、「月1回、組長が、変わりが無いか見てくれている」が、基本的には「昔から付き合いのある人たちでどうしているかはよくわかる。特に日中は実家の商店にいるので、買物にきた高齢者と言葉を交わしたりできる」という。

○ 見守り活動の課題

会長は、「マンションの住民や町内会未加入の一人暮らし高齢者の把握が困難」なこと

を、課題としてあげた。

同様に福祉協力員Aさんも「新しく出来たアパートの様子がわからない」ことを課題としてあげた。Aさんによれば、「古くからの人は一人暮らしとか息子がいるなど事情を全部知っているのに、不安はないが、新しい住民が増えてこれからはわからない。国勢調査にいても戸をあけてくれなかったり、町内会に入ってくれなかったり、状況がつかめない」という。

会計担当者は、「個人情報保護」のため、65歳以下の人については必要な情報の入手が非常に困難なことをあげた。

なお、副会長は、民生委員の集まり、市民センターの集まり、校区の「おいらの夢クラブ」等で、そのときどきに「それぞれの地区で持ち寄って問題があれば議題に上り、そこで解決できるようにしている。老人会会長として事情はよく把握できている」とのことであった。

○ 福祉協力員による具体的なニーズの把握状況

Aさんは、「ひとり暮らしか2人暮らしの高齢者が対象で、家族のいる所はタッチしない」という。対象者の多くは子どもと同居か子どもが近くにいるという。なお、たとえば息子さんが留守のときに「テレビのスイッチがわからない」といったことで、「なんでもわからなくなるとよく店に訪ねてくる」87才の見守り対象者がおり、この人は認知症ではないかと疑ってはいるが、これへの対応はできていないという。

○ 把握したニーズへの福祉協力員の対処の状況

「比較的皆さん元気である。厳しい状況になる前に入院される。ヘルパーが来ているのを見ることがあるが、家族がいる場合は口出ししない」ということで、「普段の生活のなかでの会話を通して、ゆるやかな見守りをしている」程度で、直接的な対応は特になにもしていないという。

○ 必要な情報の提供者としての福祉協力員の活動状況

Aさんは「民生委員の会合で市の情報を取っている」「センターからの便りや市政便り、社協便りをよく見て情報を得ている」と答えたが、「自分の84才の母がおり、他県にいる夫の91歳の母も抱えて、孫もいてと、なにかと気忙しく勉強するヒマがない」という。ただ、「高齢者は病気やけがをする事が多いので、病院の詳しい情報が欲しい」とのことであった。

(5) 助け合い活動について

○ 助け合い活動の実施状況、実施の仕組み

会長・副会長は、助け合い活動における他団体との連携は「特になし」と答えた。ただし、「昼間の人口と夜の人口が違うので、町内によってはお世話の必要な人も」いると思われるが、「問題はマンションで一人暮らししている方で、調査しようとしても拒否され、把握できない」という。

会計担当者も、役所から名簿を出してくれるのは65歳以上の住民で、「児童委員と民生委員の対象の間（中間の年齢の人）」およびマンション住まいで町内会未加入の人は把握できない。「役所はいろんな情報を求めてくるが、基本の名簿がないから答えようがない」とのことであった。

○ 助け合い活動の課題

会長、副会長とも「特にない。家族の対応で間に合っている」、「病院や介護保険サービスで間に合っている」との回答であった。要するに「助け合い活動」はこの地域では必要性がないと判断されているようである。

福祉協力員Aさんは、「年寄りの世話をするのはチャンスと思うが、若い人に声をかけても「なぜしないといけないの」という答えが返ってくる。忙しいといたらそれまでだと思うのに。57才くらいから下の人には、人の面倒を見るという習慣がないみたいだ。私達は人の世話をするのが自然の流れで、そのように育ってきたけど。こういうことでは世代交代ができない。私達の親世代は苦勞してきたから、少々のことでは泣き言をいわない。同じ人が永年、町内会長とかやっている」と語った。

○ 個々の福祉協力員の活動実態

福祉協力員Aさんも、「小さいころから知っている人たちなので、出会ったら、手を振ったり、コミュニケーションはよく取っているが、ゴミ出しなどは自分でされるので、していない」という。「見守り活動」はともかく、「助け合い活動」の必要性はないとみているようである。

○ 個々の福祉協力員の助け合い活動に対する評価、課題と思う点

Aさんは、「助け合い活動は出来ていると思うが、他の協力員は70代の方も多く、年上なので詳しくはわからない」と答えた。

(6) 話し合い活動について

○ 連絡調整会議の実施状況(開催回数、参加団体、内容など)

会長は「連絡調整会議の必要性を感じられていないのではないかと」答えた。

副会長によれば、連絡調整会議は毎月第4金曜日、市民センターで「おいらの夢クラブ」の後に開かれ、福祉協力員、民生委員二十数名が参加するが、「いつも出席するのは3名ぐらい。必要性を感じていない人が多い」とのことであった。

そこでの議題（話題）について尋ねると、「毎月1回地区民児協会議で要支援者のことが話し合われている」との回答（副会長）であった。「話し合い活動」が必ずしも自覚的に「連絡調整会議」で行われているわけではないことがうかがわれる。

副会長は、また、「マンションなどで「亡くなっていたそうよ」という話が多くなった。町内会に入っていないのでしかたがない。町費を払っていただければ町内会等にも責任があるが」とも話された。ここからは、孤独死の問題がふれあいネットワークからまれる背景の一端がうかがえる。

福祉協力員Aさんは、連絡調整会議への「報告書等の書類は書いたことがない。会長に出会ったときに口頭で報告する。会議そのものではあまり話しあっていない」と答えた。

○ 話し合い活動の課題

この問題については、直接の答えは得られなかった。「75才以上の人の認知症が増えていのように感じる」（副会長）、「蝋燭の付けっぱなしや、スイッチを入れないで洗濯機が廻らないなど、町内会長や福祉委員に求めてくる。駆け込みが多い」「一人暮らし、ここはおかしいなどのマップを作っている。生活保護は少なくなった。旧い家がマンションに取って代わられた [ことがその一因だ]」（会計）。「町内会長が長いから事情がよくわかっている」（副会長）といった、ポイントのずれた回答に終始した。

○ 個々の福祉協力員の参加状況と感想

Aさんは「会議は1時間くらい。会議の中でというより、他の行事のときに会話のなかで交換する」と答えた。

全体として、この地区では連絡調整会議を通しての「話し合い活動」は、実態としては機能していないと見るべきであろう。

(7) 役員、福祉協力員のやりがいについて

「やりがいを感じている」と答えたのは副会長のみで、会長の答えは「誰かがやらないといけないと思っている。[副会長]ばかりに押しつけるわけには行かない。」ということであった。

(8) 助成金その他

副会長によれば、「ふれあいネットワーク事業の助成金」について、「会長と会計と相談して使っている」、これを「皆のために使うことができる。自由に使えるお金がないと仕事ができない。それで人の輪ができる」。「夢クラブのように」一つ継続しているものがあれば、そこに情報が集まる。ふれあいネットの1つとしての「夢クラブ」が結節点になっている。ここに地域の情報が集まり、出ていく」という。

ここでは「老いらの夢クラブ」事業が「ふれあいネットワーク事業」の一環として認識されている。それどころか、「ふれあいネットワーク事業」のうちの「協働事業」について尋ねたところ、それに対する副会長の回答の内容は「運動会」、「献血」、「どんど焼き」「おいらの夢クラブ」に関するものであった。当該校区社会福祉協議会の活動を担っていると自他共に認める副会長に「協働事業」自体が理解されていないように見受けられた。

会長の場合も、「協働事業の助成金は充分か」という問との関連で「お金があれば何に使いたい」と尋ねたのに対して、「防犯灯の増設や防犯カメラの設置に使いたい」と回答した。「協働事業」に関する認識はないようである。

(9) まとめ

C校区の社会福祉協議会の活動は、町内会・自治連合会、民生児童委員と渾然一体となっており、調査結果からは「ふれあいネットワーク事業」が自覚的に取り組まれているとは見えてこなかった。要するに、地域活動に関わっている当事者たちの目から見れば、それが「ふれあいネットワーク事業」であるのか否かは、基本的には重要な問題ではないということなのであろう。

問題は、その結果として、校区社会福祉協議会のふれあいネットワーク活動の固有の重要性が認識されなくなるおそれがあるということである。活動の中心を担っている副会長が「町内会に加入していない」ことを理由に、「孤独死」の問題を自分たちの責任外と認識しているともとれる発言をしていることが、その1つの証左である。

4 D校(地)区の間き取り調査結果

(1) D校区の特性

人口の少ない農村地にあり、14歳以下人口が3%と著しく低く、65歳以上の高齢者の比率が45%と顕著に高い。ここからは稼働年齢層の世帯が他地域に流出していることが分かる。過疎地である。地域の行事は、小学校と合同で行っているが、参加者は年々減少しているという。

ただし、農村共同体的意識はなお強く残っており、近隣関係は密で、何かあれば親族が駆けつけるといった関係もなお強いように見受けられる。

(2) D校区社協の組織について

会長（男性）は地区民生委員・児童委員協議会会長も兼務している。

副会長（男性）は自治区会副会長を兼務している。

福祉協力員は4名で、内1名が女性である。全員町内会長を兼務している。その他、隣組長が「ふれあい通信員」を兼務している。また、会長が見守り対象者の隣人を「ボランティア協力員」として依頼している。

このように、D校区では、町内会、自治区会の役員が校区社会福祉協議会の役員を兼務している。

福祉協力員は

A（女性）見守り対象者：1名

C（男性）見守り対象者：高齢者2名（夫婦）、一人暮らし1名（入院中）

D（男性）見守り対象者：1名

E（男性）見守り対象者：7名

B（男性）見守り対象者：2名

* Bさんは「ふれあい通信員」であり福祉協力員ではなかったが、町内会長であり活動内容は福祉協力員と変わらないと判断できたので、分析の対象に含めることとした。

(3) 見守り対象者の範囲と把握の方法

○ 対象者の範囲

65歳以上のひとり暮らし世帯および若い方が75歳以上の高齢夫婦世帯。

○ 対象者の把握方法

会長によれば、町会長が名簿を作成し、民生委員に渡す。民生委員が整理して一人暮らしの健康状態、施設入所などを把握している。民生委員活動として行っているの、福祉協力員には必ずしも「情報が」っていない。名簿づくり、対象者の把握は会長が自ら民生委員としておこなっている。「見守り対象者の調査は、プライバシーなどの問題もあって難しい。ふれあいネットワークが入り込めないところがある」という。また「基本は隣人であり、隣人に依頼してすぐ対応できるようにしている。隣人をふれあい通信員として役割分担している」という。

なお副会長の文書による回答では、毎年、各町内で世帯毎に所帯主・在籍者・年齢・性別・電話番号等を記載した世帯表を作成し、整理しており、「見守り対象者には緊急連絡先の電話番号と対応者氏名の提出を義務づけている」という。

福祉協力員の場合、Bさんは「民生委員からの連絡によって」、Dさんは「一覧表を渡され」、Eさんは「町内の区長から名簿をもらって」把握していると答えたが、Aさんは「近くなので日頃から気がついていて」、Cさんは「近所の人」という回答であった。

(4) 見守り(訪問)活動について

○ 見守り(訪問)活動の仕組み

会長は「見守り活動においては、民生委員が重要」であり、これに「広い意味では自治会、婦人会が見守り」をしている、「ボランティア団体はない」が人口も高齢者も少ないので「それぐらいで間に合っている」と答えた。

副会長は、民生委員、自治区会、社協、老人クラブ、婦人会、市民センター、区役所（生活支援課）、派出所等と会合等でその都度情報交換をしており、「見守り活動のための会議体の必要をあまり感じていない」「今後特に新たな連携をしたい団体はない」と回答した。

○ 個々の福祉協力員の活動実態

Bさんは定期的に「市政だよりを毎月2回もっていき、そのときに市政だよりを手渡しすることで、様子の確認をしている」。Eさんは「月2回」見守り活動を行っているほか、「農事組合やお寺の会合などであった時、安否を確認している」という。Aさんも「回覧板を月2回持っていつている。そのほか、きちんとした食事をしているのか、少し気になるので、時々おすそ分けなどで訪問する」と日常的にこまめに見守り活動をしていることがうかがえる。他の福祉協力員の訪問は不定期のようであった。Cさんは「最近見ないなあと思ったときに、訪問する」、Dさんは「月1、2回」「農協の関係で、なにか情報を持っていったときにも安否確認する」という回答であった。

○ 見守り活動の課題

会長は高齢者の閉鎖的でこもりがちな点、人の話を聞かないことを挙げ、「善意でしていることに『ありがとう』の一言が返ってこない。高齢者にも世話にならなくてもよいといった人が増えている。価値観が多様化している。電気がついているかを見ると『覗きよる』といわれる。プライバシー（の保護）が先に走って難しい」と語った。

副会長も、「あまり個人情報（恥ずかしい）等を出したがるらない」、「他人に情報が流れることを警戒」していると答えた。

○ 個々の福祉協力員による安否確認の効果や工夫

Aさんは対象者が「救急車で搬送される時、自分の家族にはそこまでしなくてもと言われたが、やはり、自分の見守り対象者だということで同乗した」という。対象者に対する責任感が強いものと思われる。Aさんはまた、対象者に対して細やかな配慮をしておられる。「回覧板をもっていくときには、必ず顔を見るようにしている。世話を焼きすぎて対象者のプライドを傷つけることがないように注意している。食べ物をもっていくときは、1度に食べる分量だけをもっていくようにしている。黒っぽい服を着ていくと男性と間違われて玄関を開けてくれないことがあるので、その点を注意している。立ち寄ったついでに庭の草刈などをすることもあるが、「やってあげる」というと相手が負担に感じるので、言わないでサッとしてしまうこともある」といったことである。

Bさんは「対象者も昔からの知り合いなので、特段、工夫をしなくても受け入れてもらえる。対象者に安心感を与える効果や安否確認の効果は上がっているのではないか」と答えた。またCさんは「数日不在にするときには留守をするということを一言言ってほしい」とのことであった。

○ 福祉協力員による具体的なニーズの把握状況

Eさんが「認知症が進行している人がいる。ゴミ出し、草刈り、片づけを手伝っている」と答えた以外、「今のところ、特に困っていることはなさそう」というのが、他の福祉協力員の共通した回答であった。

○ 把握したニーズへの福祉協力員の対処の状況

AさんとBさんは何かあったら、民生委員に連絡すると答えた。「他の福祉協力員たちは「ない」とのことであった。なお、Aさんは「世話を焼きすぎないように注意している。何かの用事のついで立ち寄ったことにするなど、庭先の草刈など、配慮している」と答え、Dさんは「会議の席で認知症の方のことを聞いて、参考にしている」という。またEさんは「自分以外でも近所の人が気を配ってくれている」とのことであった。

○ 福祉協力員による情報の提供と必要な情報

「福祉情報の提供」について、Aさんは「デイサービスに誘ったことがある。そのときは乗ってこなかったが、現在では、週に3回通うようになっている」という。またDさんは「地域の会議の時に得た情報」を、Eさんは「会議の中で提供される警察の情報など」

を提供しているという。Eさんはまた、「交番の人も見守り対象者を訪問している」と話した。

「情報提供の苦勞」について、Dさんは「限られた人なので、今のところ、苦勞していない」と述べた。

また、提供することの必要な情報として、Bさんは「ゴミ分別やゴミ出しのルールに関する情報」をあげ、入手したい情報として、Dさんは、「苦勞をしても、やりがいがあった話、成果を聞きたい。努力してうまくいった話、その逆の話など」を挙げた。

(5) 助け合い活動について

○ 助け合い活動の実施状況、他団体との連携、課題

会長は「草刈などニーズがあれば対応したいが、積極的に手助けを求める人はいない。ゴミ出しなどは町内会長などが自然なかたちでやっている」「家族が近くにいる人はしばしば訪ねている。援助がある。そういう人がいない人はボランティア協力員などをお願いしている。子どものいないところも対応している」と答えた。

副会長は「人口が少ない中で諸活動の大半は同じ人材で組織され実行されている」ので、連携の問題は出てこないと回答した。ただし、「大きな課題としてまちづくり協議会との連携が必要であると思われる」と指摘した。

○ 個々の福祉協力員の活動実態と評価、課題と思う点

Aさんは「相手が『助けられている』と意識することがないように注意し、世話を焼き過ぎないようにしている」「プライドを傷つけない範囲でしている」と答えた。他はEさんが「ゴミ出しを週2回」と答えた以外、特にしていないとのことであった。Dさんは「歩いて2、3分のところに娘さんがいるので、助け合い活動はしていない。相談もないのに、手をだしては……と思う」と答えた。またEさんは「昔に較べたら人間関係が希薄になってきたし、地域内が高齢化しているので、助け合い活動は苦勞している」とのことであった。

(6) 話し合い活動について

○ 連絡調整会議の実施状況（開催回数、参加団体、内容など）

会長は「連絡調整会議は2ヶ月に1回。自治会や社協の実行委員会等に情報を出してもらっている。メンバーが重なるので、とくに調整会議は持っていない。参加者はふれあいネットワークの協力員、社協の役員のみ。年度の替わりで組長、役員等が代わったりするときには区社協からふれあいネットワークの説明とか、区まちづくり推進課から来る。区役所まちづくり推進課は、年度替りに来てもらう。1年に1回。日常的には自治会と連絡をとっている」。「課題は災害時の緊急支援システム。連絡網は作成済みで、来年度から訓練をするように考えている。組織はできている。地域的に土砂災害が起りやすいので、土石流を想定して行う」と答えた。

副会長も「連絡調整会議としての会議体は特別開催されていない」が、「自治区会・社協等の会議の中で、見守り対象者の話題はよくでるし、情報交換はできていると認識して

いる」「日々の生活のなかで常に隣人の見守り対象者の行動がつかめている」と回答した。

連絡調整会議での見守り活動について、自ら報告しているという福祉協力員はいなかったが、「情報交換をしている」との答えはあった。

連絡調整会議での学習について、Eさんは「できていない」、Bさんは「特に必要を感じない」、Cさんは「情報交換のみで学習するようなことはない」、Dさんは「時間的にも難しい。成功した話、失敗した話を聴きたい」と答えた。連絡調整会議への参加は、Aさん以外は「している」と答えた。

○ 話し合い活動の課題

会長は「社協全体を通しての課題や問題」として「若い人、活動する人がいない」ことを挙げた。たとえば「隣組長が80歳。その人にふれあいネットワークに行けとは云えない」、 「若者不在で住みにくいところになっている」と語った。PTAも老人会もないという。

(7) ふれあいネットワーク事業に対する福祉協力員の認識

ふれあいネットワーク事業が「見守り」「助け合い」「話し合い」の3つからなっていることについて、全員「説明を受けた」と答えた。Aさんのように「あまり憶えていない」というのが実態かもしれない。あえて「受けたことはある」と答えた福祉協力員がAさん以外に2名いたからである。

(8) 協働事業について

会長は「ウエルクラブ活動」（4年生以上の児童の友愛訪問[一人暮らしのお宅の訪問、施設訪問]と疑似体験学習。夏休みの期間中にまとめて一週間実施）、「グランドゴルフ」（市の助成で協働事業として道具を買って土日は10人ぐらいがする。子どもと老人で始めたが、子どもが参加しなくなっている）、「年長者の里」（民間福祉施設）の福祉講座「いきいき21」（7、8人参加）と回答した。また、協働事業をおこなうに際して「人集め」が大変だという。特に「父兄の参加が少ない」ことを心配していた。会長の理解では、「高齢者との同居世帯が多いので、親世代が高齢者との交流事業に参加しようとしにくい。意識のズレ、ギャップがある」「区会などでは一家に3つも役を受けるが、じいさん一人が出れば、他の家族は出ない。若い人が集まらない。役が重なる、一家で3役も。（だから）人集めが大変」とのことであった。

協働事業に対する社協のサポート・助成金は、「研修の際の交通費、道具の購入など」であり、「今の活動ならまあまあ（よい）」ということであった。ただし、「活動しないとお金をくれない」が、「年と共にお金はいらんから活動しなくなっていく。お金をもらうには活動が必要だが、若い人の参加がない。一方通行だ」とのことであった。

現に行っている協働事業の評価については、会長は「現状に満足はしていないが、この程度のことかなあと思う。まだまだ参加してほしいと思うが。今からが未知数。若いお父さんお母さんがどう考えているのか、若い世代の考えがつかめない」と答えた。

副会長は「共通事業」や「協働事業」の意味がわからないと答えた。

(9) 役員、福祉協力員のやりがいについて

会長は、「活動に満足はしていないが、社協の対象にならないことでも民生委員、自治会長の立場から、協力に感謝している。それなりにまあまあできているかなあ、皆の協力で」との話であった。

副会長は「あまり感じていない」「この地域に生まれてこの方住んでいる中で、地域の皆さんから推薦を受け、今までお世話になっているのでその恩返しと思い、活動している」との回答を寄せた。

福祉協力員は、「やりがい」に全体として肯定的であった。Aさんは率直に「やってよかったと思う。対象者の家族や親族が遠方から来られたとき、「お世話になります」と一言あいさつしてくれると、こちらはやりがいを感じる」と答えた。BさんとEさんは「自分も近い将来必要になると思う」からと受け止め、Cさんは「福祉協力員でなくても、町内の人のことを気にかけることは当然。持ちつ持たれつの関係が常識だと思う」と答えた。

(10) 見守り対象者について

○ 困っていること（ニーズ）、緊急連絡先、困ったときの相談相手

Aさん（女性・82歳 1人・無職一戸建て）：まだ毎日、畑で野菜づくりをしており、元気なので困っていることは特にない。何でも自分でしている。ときどきグランドゴルフもしている。1ヶ月に1回は娘が訪問してくれる。緊急連絡先は近くに住んでいる弟の嫁または自分の娘。困ったときの相談相手は弟の嫁か、近所に住んでいる友人。

Bさん（女性・81歳 1人・無職 一戸建て 居住50年 [独居12年]）：バスの便が少ないので、通院に困っている。帰りはタクシーを使う。緊急の連絡、困った時に相談する相手は市内在住の息子。すぐ連絡が取れる。

Cさん（女性、81歳、1人・無職 一戸建て 居住59年 [独居8年]）：元気でいるので、困っていることはない。緊急の連絡は市内在住の息子・隣人。すぐ連絡が取れる。困った時に相談する相手は息子である。

○ 協力員(近所の人を含め)との関係(合う頻度、話す時間、内容、感想)

Aさん：世話役をしているとは聞いているが、特に家には訪ねて来ない。道であったらお互いにあいさつをしたり声をかけあう程度である。

Bさん：福祉協力員の訪問がある。訪問時、5～10分話す。(協力員の訪問について)安心している。隣人が声をかけてくれる。隣人にカーテンを見て(閉まっているときは何かあったかもしれないので)、声をかけてもらうようにしている。

息子、娘(福岡と神奈に在住)から電話がある。

Cさん：福祉協力員の訪問はない。来てもらいたいことはない。民生委員が訪問するが、子どもや隣人が声をかけてくれる。隣人と話すのは2分ぐらい。子どもの嫁が月に1～2回訪問。困りごとや必要な相談をしている。

○ 受けている支援(助け合い活動、その他)について(現状と今後ほしい支援)

Aさん：何でも自分でできるので、特にない。今のところ、特にない。

Bさん：隣人の手伝いがある。その他に手伝ってもらいたいことはない。狭心症と膝痛

で通院しているが、健康管理は自分で血圧、体温を測ってやっている。

Cさん：ゴミ出しは自分でできる。毎週土日、天気がよければグランドゴルフに行く。隣人に畑を手伝ってもらうことがある。

(11) まとめにかえて

最初に見たように、D地区の社会福祉協議会は、過疎の中山間の農村部にあり、人口は少ない。したがって、古くからの共同体的意識と人間関係が残っている。ここでは校区社会福祉協議会の活動も自治区会の活動も、民生委員の活動も、すべてがひとりの人に統括されている。その下で、近隣関係もなお有効に機能しており、それぞれの組織が組織として機能しているというよりは、人的関係のもとで動いているようである。

従って、「ふれあいネットワーク事業」もそれを担う「福祉協力員」の活動も、それとして自覚的に機能しているというよりは、昔ながらの隣近所の助け合い活動の中に溶け込んでいくというべきであろう。それだけに、この校区では、今のところ、セイフティ・ネットから漏れる住民が生まれる可能性は低いといってよいであろう。

5 調査結果のまとめと今後の研究課題について

(1) ふれあいネットワーク事業の実施体制

ふれあいネットワーク事業は校区社会福祉協議会の事業であるが、調査を行った4校区のうち3校区では自治会組織と一体となって進められており、校区社会福祉協議会が単独で実施している校区は1校区だけであった。自治会組織と一体となって活動を進める場合と単独で進める場合では活動の仕組みがかなり違ってきており、それぞれに固有の長所と課題もあるようだ。見守りと支援のネットワークを地域に張りめぐらせるためには自治会を中心とした地域団体との連携は重要であるが、S校区の調査結果の(10)まとめにもあるように、自治会と校区社会福祉協議会が渾然一体となった場合に、ふれあいネットワーク事業の固有の重要性が認識されなくなる可能性もある。今後、ふれあいネットワーク事業の実施体制について全市的に調査を行い、そのあり方について検討を行いたい。

(2) 見守りの対象者の範囲と対象者の把握

調査を行った4校区の見守り対象者の範囲は基本的にひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯を中心とするものであったが、A校区では年齢に関係なくひとり暮らしの世帯を対象とするなど、校区によって違いも見られた。また、対象者把握の方法についても、上述の事業の実施体制によって、自治会組織や民生委員の情報を活用する方法と校区社会福祉協議会が独自に情報を収集する方法が見られた。ただ、どちらの方法をとるにせよ、個人情報の取り扱いについて厳しい見方が広がる中、対象者の情報は得にくくなっている。とりわけ、自治会未加入者など社会的ネットワークに結ばれていない対象者をどう捉えるかがどの校区でも大きな課題となっている。

今後の調査と研究で、以上の点に関する全市的な状況を把握するとともに、権限をもつ公的機関ではなく、地域住民が主体となる見守り活動において、対象者をいかに把握し、対象者の情報をどのように管理していけばよいのか、そして、この点について行政や関係機関は

どのような支援が必要なのか、検討していきたい。また、私見であるが、今後は「65歳以上」といった画一的な範囲規定ではなく、見守りの必要性がより高い人に対象を絞っていくような工夫を行うとともに、見守り対象者の範囲を高齢者だけでなく、様々な福祉ニーズをもつ人々に広げていくことが必要になると考えられる。このような「対象者の選び方」についても検討していきたい。

(3) 見守り活動と助け合い活動 ～安否確認から生活支援へ？～

自治会や隣人と連携して見守りをを行っている校区や福祉協力員だけで見守りをを行っている校区など方法に違いはあったが、今回調査を行ったどの校区でも月に1～2回の訪問を基礎に、買い物など日常的な場面や行事の際に声かけをし、対象者の見守りをやっていることが確認できた。また、認知症の発症など何らかの福祉ニーズを抱えた対象者にも気づき（ただし、ほとんどの対象者は元気なので、あまり例は多くない）、注意深く見守るとともに、必要に応じて関係機関につなげている様子もうかがえた。

しかし、一見元気に見える対象者の小さな変化や細かな生活ニーズの発生を十分に把握できているとは言えないようである。また、福祉協力員からのアプローチが漠然とした「手伝い」の呼びかけになっていることから、全体として助け合い活動につながっていない状況が伺えた。現状では単発的な支援にとどまり、福祉ニーズを抱えている対象者に対する継続的な助け合い活動の事例は聞くことができなかった。

その原因は対象者から福祉協力員へのアプローチが少ないことにあるのではないだろうか。今回の調査結果を見る限り、対象者は福祉協力員を困り事の相談相手や助けを求める人としてあまり意識しておらず、対象者の方から福祉協力員に相談したり、助けを求めたりすることは少ない。そのため、福祉協力員の側からはなかなか細かなニーズが見えないし、具体的な援助の糸口が見出せないのではないだろうか。対象者のニーズをより細かく深く把握し、助け合い活動につなげるには、福祉協力員と対象者との関係をより深いものにする必要があるのかもしれない。ただし、福祉協力員の側には、そこまで入り込むことに戸惑いが見られることも調査結果からわかる。

今後の調査と研究の中で、対象者の安否確認などに関するふれあいネットワーク事業の成果を全市的なレベルで確認するとともに、今後、活動をどのような方向に発展させていくべきか（たとえば、対象者の関係を強め、助け合い活動などの個別支援の活性化を図るなど）、そして、そのためには何が必要か、検討していきたい。

付表 面接に使用した調査票——ふれあいネットワーク事業に関する聞き取り調査

(1) 見守り対象者調査票

校(地)区社協		職 業	
氏 名		同居家族数 (含本人)	人
性 別	男 ・ 女	居 住 年 数	約 年
年 齢	歳	居 住 形 態	戸建て ・ 集合住宅 (階建ての 階)

【設 問】

(設問1)	日頃の生活で心配なこと、困っていることはありますか。
(設問2)	体調が悪いときなど緊急の場合の連絡先は誰ですか。
(設問3)	困った時に最初に相談する相手は誰ですか。
(設問4)	《福祉協力員の個人名》が定期的に声かけに訪ねてこられますか。また他にどのような人(家族や近所の人など)が声かけに訪ねてこられますか。
(設問5)	どれぐらいの時間、どのような話をしますか(困りごとを相談したり、あなたに必要なこと教えてもらったりしますか)。
(設問6)	《福祉協力員の個人名》の訪問についてどう思いますか。
(設問7)	近所の方にゴミ出しなど何かお手伝いをしてもらっていますか。
(設問8)	これから先、何かお手伝いしてもらいたいことがありますか。

(2) 福祉協力員調査票

校(地)区社協		職 業	
氏 名		校(地)区社協 で の 役 職	
性 別	男 ・ 女	活 動 年 数	年
年 齢	歳	見 守 り 担 当 人 数	人

【設 問】

(設問1)	どういったきっかけで福祉協力員になりましたか。
(設問2)	現在、見守り活動をどのような対象者に、月に何回くらい行っていますか。
(設問3)	見守り活動の対象者は、どのようにして把握しましたか。
(設問4)	見守り活動によって孤独死の防止など安否確認に効果が上がっていると思いますか。またそのため苦労や工夫をしていることはありますか。
(設問5)	見守り活動において対象者の困っていること(福祉ニーズ)を見つけたり、相談されたりしたことがありますか?あればどのようなことでしたか。
(設問6)	対象者の困っていること(福祉ニーズ)を関係機関に連絡したことがありますか。あればどういった所に連絡しましたか。
(設問7)	対象者の困っていること(福祉ニーズ)への対処のため、苦労した点はありませんか。
(設問8)	福祉情報などいろいろな情報を対象者に教えることがありますか。またその情報はこういったところで得た情報ですか。
(設問9)	いろいろな情報を提供するうえで苦労している点はありませんか。またどのような情報が必要ですか。
(設問10)	ゴミ出しや話し相手などの助け合い活動をされていますか。またその助け合い活動はどのようなもので、回数はどの程度ですか。

(設問11)	助け合い活動は、良くできていると思いますか。また苦勞していることはありませんか。
(設問12)	連絡調整会議に参加していますか。参加されている場合、どのような感想を持っていますか。
(設問13)	連絡調整会議で日頃の見守り活動を報告し、その援助方法などを話し合っていますか。
(設問14)	連絡調整会議で見守り対象者に伝える福祉情報などを学習することができますか。また連絡調整会議で話しを聞きたい人や内容がありますか。
(設問15)	ふれあいネットワーク事業は「見守り」「助け合い」「話し合い」の3つのしくみからなります。このことについて説明を受けた(資料を読んだ)ことはありますか。
(設問16)	ふれあいネットワーク事業が民間の団体である社会福祉協議会の自主事業であることを知っていますか？また活動費が税金ではなく、寄付によっていることを知っていますか。
(設問17)	福祉協力員をやったよかったですか。

(3) 校(地)区社協役員調査票

校(地)区社協		職 業	
氏 名		校(地)区社協での役職	
性 別	男 ・ 女	活 動 年 数	約 年
年 齢	歳	兼任している他団体の役職	

【設 問】

(設問1)	どういったきっかけで役員になりましたか。
ふれあいネットワーク事業の見守り・助け合い・話し合いの3つのしくみについてお尋ねします。	
(設問2)	貴会では、年齢や家族人数などで見守り対象者の範囲を決めていますか。また、その範囲はどのようなものですか。 ※見守り対象者の範囲例：70歳以上の一人暮らし、80歳以上の高齢者のみ世帯 など
(設問3)	現在、見守り対象者をどのように調査して把握していますか。
(設問4)	見守り活動において他の団体とは、どのような連携をとっていますか。また今後、連携したい団体はありますか。 ※他の団体例：民生委員、自治会、老人クラブ、まちづくり協議会、市民センター、NPO団体、ボランティア団体、区役所（生活支援課、地域包括支援センターなど）、市・区社協、当事者団体など
(設問5)	見守り活動における課題（困っていることや今後取り組みたいこと）はありますか。
(設問6)	助け合い活動において他の団体とは、どのような連携をとっていますか。また今後、連携したい団体はありますか。 ※他の団体例：民生委員、自治会、老人クラブ、まちづくり協議会、市民センター、NPO団体、ボランティア団体、区役所（生活支援課、地域包括支援センターなど）、市・区社協、当事者団体など
(設問7)	助け合い活動における課題（困っていることや今後取り組みたいこと）はありますか。
(設問8)	連絡調整会議への他団体の参加や情報提供など、話し合い活動において他の団体とは、どのような連携をとっていますか？また今後、連携したい団体はありますか。 ※他の団体例：民生委員、自治会、老人クラブ、まちづくり協議会、市民センター、NPO団体、ボランティア団体、区役所（生活支援課、地域包括支援センターなど）、市・区社協、当事者団体など
(設問9)	連絡調整会議では、通常どのような議題で話し合われていますか。
(設問10)	話し合い活動における課題（困っていることや今後取り組みたいこと）はありますか。
ふれあいネットワーク事業では、「見守り」「助け合い」「話し合い」のしくみを構築する共通事業とそのしくみを活かして8つのメニュー事業（別紙参照）から一つを選んで取り組む協働事業があります。協働事業にも、共通事業とは別に市社協から助成金を交付しています。貴会で行っているふれあいネットワーク事業協働事業についてお聞かせください。	

(設問11)	具体的にどのような取り組みをされていますか？またその取り組みを行う理由がもしあればお聞かせください。
(設問12)	協働事業は年間何回程度実施（開催）していますか、
(設問13)	どのような人たちが活動者となって協働事業を実施していますか。
(設問14)	実施している協働事業には、おおよそ1回何人ぐらいの参加者（活動者以外）がいますか？その参加人数に満足していますか。
(設問15)	実施している協働事業の内容で工夫されているところはどこですか。
(設問16)	協働事業への市・区社協からの支援はありますか？またどのような支援を期待しますか。
(設問17)	協働事業の助成金は充分ですか。
(設問18)	《(設問17)で不足していると答えた場合》 どのようなものにお金がかかりますか。また助成金があればやってみたいと考えていることがありますか。
(設問19)	実施している協働事業に満足していますか。
(設問20)	校(地)区社協の役員にやりがいを感じますか。

Ⅱ 小地域福祉活動に関する今後の調査・研究予定

1 調査の現状

現在、本調査実施中（郵送法、2008年2月1～29日）

調査は校(地)区社会福祉協議会役員と福祉協力員を対象として実施

現在実施中の調査の中から校(地)区社会福祉協議会役員への調査の単純集計のみを以下に掲載しました。福祉協力員の調査結果は集計中です。

なお、以下で示す単純集計には自由記述形式の回答内容や、選択肢の「その他」を選んだ場合の内容は掲載していません。

2 小地域福祉活動に関する校(地)区社協役員調査の単純集計結果

(1) 調査の手続き

調査基準日	平成19年12月末現在
調査期間	平成20年2月1日～14日
調査対象者	校(地)区社会福祉協議会役員
調査方法	郵送法
調査対象者数	154
有効回収票	105 (有効回収率 68.2%)
集計総数	104

(2) 単純集計結果

質問及び回答選択肢	実数	構成比
問1 校(地)区社会福祉協議会所在地		
門司区	10	9.6
小倉北区	12	11.5
小倉南区	17	16.3
戸畑区	12	11.5
八幡東区	18	17.3
八幡西区	23	22.1
若松区	11	10.6
無回答	1	1.0
合計 (以下省略)	104	100.0
問3(1) 性別		
男性	94	90.4
女性	10	9.6
問3(2) 年齢区分		
50～54歳	1	1.0
55～59歳	1	1.0
60～64歳	6	5.8
65～69歳	32	30.8
70～74歳	33	31.7
75～79歳	17	16.3
80～84歳	9	8.7
85～89歳	2	1.9
90歳以上	1	1.0
無回答	2	1.9

質問及び回答選択肢	実数	構成比
問4 主たる職業		
無職	72	69.2
会社員	3	2.9
自営業	15	14.4
主婦	6	5.8
その他（_____）	8	7.7
問5 校(地)区社協会長を何年されていますか。		
1年未満	14	13.5
1年以上2年未満	16	15.4
2年以上3年未満	8	7.7
3年以上5年未満	18	17.3
5年以上10年未満	27	26.0
10年以上	19	18.3
その他（_____）	2	1.9
問6 どのような経緯で校(地)区社協会長に就任されましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
自治会からの依頼・推薦で	58	55.8
民生委員をしていたから	5	4.8
まちづくり協議会からの依頼・推薦で	11	10.6
老人クラブからの依頼・推薦で	—	—
婦人会からの依頼・推薦で	—	—
福祉協力員をしていたから	7	6.7
市民センターで職員やボランティアをしていたから	3	2.9
その他の団体からの依頼・推薦で（団体名：_____）	4	3.8
その他（_____）	14	13.5
無回答	2	1.9
問7 校(地)区社協会長のほかに他団体の役職を兼任していますか。該当するもの全て選んで下さい。		
自治連合会会長（おおよそ小学校区レベルの自治会）	45	43.3
地区民児協会長（総務）	15	14.4
まちづくり協議会会長→1～3を選択問8へ進んで下さい	45	43.3
老人クラブ会長	7	6.7
町内会長・自治区会長・自治委員協議会長	48	46.2
民生委員児童委員	6	5.8
その他（_____）	20	19.2
兼務していない→5～8を選択問9へ進んで下さい	9	8.7
無回答	1	1.0

質問及び回答選択肢	実数	構成比
問8 (問7)で「1. 自治連合会長」、「2. 地区民児協会会長」、「3. まちづくり協議会会長」と兼務しているとお答えの方にお尋ねします。兼務について校(地)区内で何か取り決めがありますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
問8-1 自治連合会長と兼務している場合(回答対象者数 45)		
明文化された会則等で兼務することとなっている	11	24.4
慣例的に兼務することとなっている	16	35.6
兼務しているが慣例や取り決めはない	15	33.3
その他()	2	4.4
無回答	1	2.2
合計	45	100.0
問8-2 地区民児協会会長(総務)と兼務している場合(回答対象者数 15)		
明文化された会則等で兼務することとなっている	1	6.7
慣例的に兼務することとなっている	3	20.0
兼務しているが慣例や取り決めはない	10	66.7
その他()	1	6.7
合計	15	100.0
問8-3 まちづくり協議会会長と兼務している場合(回答対象者数 45)		
明文化された会則等で兼務することとなっている	8	17.8
慣例的に兼務することとなっている	17	37.8
兼務しているが慣例や取り決めはない	16	35.6
その他()	2	4.4
無回答	2	4.4
合計	45	100.0
問9 校(地)区社協と自治会、校(地)区社協とまちづくり協議会の関係で該当するものを一つ選んでください。		
それぞれ独立した団体	68	65.4
校(地)区社協が自治会の一つの部会	6	5.8
校(地)区社協がまちづくり協議会の一つの部会	21	20.2
その他	7	6.7
無回答	2	1.9
問10 校(地)区内で、月1回以上の見守りを行う対象者の範囲を、年齢や世帯人数などで決めていますか。該当するものを1つ選んでください。		
見守り対象者の範囲を決めている → 問11へ進んで下さい。	80	76.9
決めていない	23	22.1
その他()	1	1.0

質問及び回答選択肢	実数	構成比
問11 (問10) で校(地)区内において月1回以上の見守りを行う対象者の範囲を決めている場合、該当するものを全て選んで下さい。(回答対象者数 80)		
一人暮らし高齢者・・・・・・・・・・()歳以上	79	98.8
高齢者夫婦世帯・・・・・・・・(夫婦ともに)歳以上	50	62.5
(夫婦のいずれか一人が)歳以上	38	47.5
昼間だけ高齢者世帯・・・・・・・・()歳以上	28	35.0
障害のある人の世帯	5	6.3
単身で子育て中の世帯	8	10.0
その他 ()	1	1.3
問11-1 一人暮らし高齢者・・・・・・・・()歳以上 (回答対象者数 79)		
60歳	1	1.3
65歳	44	55.7
70歳	9	11.4
74歳	1	1.3
75歳	18	22.8
80歳	1	1.3
該当なし	5	6.3
合計	79	100.0
問11-2 高齢者夫婦世帯・・・・・・・・(夫婦ともに)歳以上 (回答対象者数 50)		
60歳	1	2.0
65歳	15	30.0
70歳	10	20.0
75歳	14	28.0
80歳	5	10.0
該当なし	5	10.0
合計	50	100.0
問11-2 高齢者夫婦世帯・・・・・・・・(夫婦のいずれか一人が)歳以上 (回答対象者数 50)		
65歳	6	12.0
70歳	5	10.0
75歳	5	10.0
80歳	1	4.0
89歳	1	4.0
該当なし	32	64.0
合計	50	100.0
問11-3 昼間だけ高齢者世帯・・・・・・・・()歳以上 (回答対象者数 38)		

質問及び回答選択肢	実数	構成比
65歳	17	44.7
70歳	7	18.4
75歳	9	23.7
97歳	1	2.6
該当なし	4	10.5
合計	38	100.0
問12 現在、見守り対象者をどのように調査し把握していますか。該当するものを全て選んで下さい。		
自治会からの情報	63	60.6
民生委員からの情報	75	72.1
福祉協力員の独自調査	64	61.5
区役所（保健師・地域包括支援センターなど）からの情報	12	11.5
その他	7	6.7
無回答	3	2.9
問13 一緒に訪問したり、役割分担を行うなど見守り活動を協力している団体がありますか。ある場合はどの団体ですか。該当するものを全て選んで下さい。		
民生委員	78	75.0
自治会	53	51.0
ボランティア団体・NPO団体	3	2.9
老人クラブ	36	34.6
障害者・介護者など当事者団体	1	1.0
特にない	11	10.6
その他（_____）	8	7.7
無回答	5	4.8
問14 校(地)区社協に「この人の見守り活動をしてほしい」と依頼してくる団体・機関等がありますか。該当するものを全て選んで下さい。		
民生委員	55	52.9
自治会	46	44.2
老人クラブ	21	20.2
障害者・介護者など当事者団体	2	1.9
介護保険事業者	1	1.0
区社協	9	8.7
区役所（保健師・地域包括支援センターなど）	12	11.5
市民センター	8	7.7
家族	16	15.4

質問及び回答選択肢	実数	構成比
問17 助け合い活動を誰が行っていますか、または誰に依頼していますか、該当するものを全て選んで下さい。		
ニーズ対応員	29	27.9
福祉協力員	88	84.6
民生委員	75	72.1
自治会員	34	32.7
隣近所の人	42	40.4
ボランティア	10	9.6
その他（_____）	2	1.9
助け合い活動は行っていない→（問19）へ進んでください。	6	5.8
無回答	3	2.9
問18（設問17）で何らかのかたちで助け合い活動を行っているとお答えした方にお尋ねします。助け合い活動において困っていることがありますか。該当するものを全て選んで下さい。（回答対象者数 95）		
活動者不足	32	33.7
ニーズが把握できない	29	30.5
ニーズがボランティア活動では対応できない	12	12.6
対象者から過度に依存されるのではないか不安	22	23.2
対象者から助け合い活動を拒否される	22	23.2
その他（_____）	10	10.5
特になし	18	18.9
無回答	4	4.2
合計	95	100.0
問19（設問17）で「8. 助け合い活動は行っていない」とお答えの方にお尋ねします。助け合い活動を行っていない理由を次の該当するものの中から1つ選んでください。（回答対象者数 9）		
ニーズや依頼がない	3	33.3
ニーズが分からない	4	44.4
ニーズや依頼があるが対応できていない	2	22.2
助け合い活動まではすべきだと思っていない	—	—
その他（_____）	—	—
合計	9	100.0
問20 連絡調整会議に情報提供などで参加している他の団体・機関があれば、該当するものを全て選んで下さい。		
民生委員	92	88.5
自治会	78	75.0
老人クラブ	49	47.1
まちづくり協議会	60	57.7
市・区社協職員	53	51.0
保健師など（区役所・地域包括支援センターなど）	4	39.4

質問及び回答選択肢	実数	構成比
消防署員	39	37.5
警察署員	24	23.1
市民センター館長・職員	44	42.3
医師	14	13.5
社会福祉施設職員	10	9.6
ボランティア団体・NPO団体	5	4.8
障害者・介護者など当事者団体	4	3.8
その他（ ）	10	9.6
特になし	1	1.0
無回答	1	1.0
問21 連絡調整会議の開催形式で該当するものを1つ選んで下さい。		
校(地)区全体で連絡調整会議のためだけの会議を開催（「校(地)区全体会」）	65	62.5
校(地)区内を複数に分け、連絡調整会議のためだけの会議を開催（「校(地)区内の地区別会」）	4	3.8
「校(地)区全体会」と「校(地)区内の地区別会」をそれぞれ開催	7	6.7
自治会の会議と合わせて開催	17	16.3
まちづくり協議会の会議と合わせて開催	5	4.8
民生委員児童委員協議会の会議と合わせて開催	3	2.9
その他（ ）	2	1.9
無回答	1	1.0
問22 連絡調整会議の「校(地)区全体会」をどのくらいの頻度で開催していますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
月に1回	40	38.5
2ヶ月に1回	26	25.0
年4回	15	14.4
必要の都度（おおよそ年 回）	17	16.3
その他（ ）	5	4.8
無回答	1	1.0
問22 連絡調整会議の開催頻度-4 必要の都度（おおよそ年 回）（回答対象者数 17）		
0.5～1回	2	11.8
2回	4	23.5
3回	3	17.6
5回	1	5.9
6回	2	11.8
無回答	5	29.4
合計	17	100.0

質問及び回答選択肢	実数	構成比
問23 通常の連絡調整会議の議題について該当するものを全て選んで下さい。		
見守り活動報告	80	76.9
対象者への援助方法の検討	51	49.0
助け合い活動の報告	49	47.1
助け合い活動の調整（役割分担など）→1～4を選択問24へ進んで下さい。	25	24.0
校(地)区内の行事等の情報伝達、話し合い	70	67.3
出前講演など研修	67	64.4
関係機関・団体（区社協、行政など）からの情報提供、意見交換	59	56.7
その他（_____）	1	1.0
無回答	1	1.0
問24（問23）で「1.見守り活動の報告」、「2.対象者への援助方法の検討」があるとお答えした方に見守り活動の報告方法についてお尋ねします。（回答対象者数 84）		
問24-1 報告は誰がしますか、該当するものを1つ選んで下さい。		
参加福祉協力員全員	33	39.2
福祉協力員の代表者や民生委員などだけ	30	35.4
特別に報告するべきことがある福祉協力員だけ	12	14.3
その他（_____）	6	7.1
無回答	3	3.6
合計	84	100.0
問24-2 対象者の個人名の取り扱いについて、該当するものを1つ選んで下さい。		
個人名を出し報告	18	21.4
個人名を出さないで報告	60	71.4
その他（_____）	3	3.6
無回答	3	3.6
合計	84	100.0
問24-3 報告する内容について該当するものを全て選んで下さい。		
対象者の入院や入所など	57	67.9
病気やケガなどの心身の変化	51	60.7
行政サービスや助け合い活動が必要な事例	52	61.9
対象者本人が申し出た相談や要望	50	59.5
その他（_____）	7	8.3
無回答	4	4.8
合計	84	100.0
問25 話し合い活動において困っていることがありますか。該当するものを全て選んで下さい。		
福祉協力員など校(地)区社協活動者の参加が少ない	24	23.1

質問及び回答選択肢	実数	構成比
民生委員や行政など関係機関・団体の参加が少ない	7	6.7
個人情報の取り扱い	53	51.0
特定の人に発言が偏っている	7	6.7
見守り活動の報告や援助方法の検討などが少ない	30	28.8
助け合い活動の報告や助け合い活動の調整（役割分担など）などが少ない	16	15.4
特になし	27	26.0
その他（_____）	3	2.9
無回答	1	1.0
問26 ウェルクラブ活動など市・区社協からの校(地)区社協活動の企画提案や事業協力について該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	4	3.8
おおむね満足	68	65.4
やや不満足	14	13.5
不満	4	3.8
無回答	14	13.5
理由：		
問27 研修会の開催など市・区社協からの校(地)区社協の人材育成支援について該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	3	2.9
おおむね満足	77	74.0
やや不満足	19	18.3
不満	2	1.9
無回答	3	2.9
理由：		
問28 福祉情報の提供や連絡調整会議への参加など市・区社協の情報提供について該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	12	11.5
おおむね満足	75	72.1
やや不満足	11	10.6
不満	2	1.9
無回答	4	3.8
理由：		
問29 校(地)区社協運営に関する市・区社協の相談支援について該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	12	11.5
おおむね満足	73	70.2

質問及び回答選択肢	実数	構成比
やや不満足	12	11.5
不満	3	2.9
無回答	4	3.9
理由：		
問30 今後、校(地)区社協活動において、市・区社協からどのような支援を期待しますか。該当するものを2つ選んで下さい。		
事業の企画・協力支援	28	26.9
人材育成支援（研修会の開催など）	35	33.7
情報提供（連絡調整会議への参加など）	38	36.5
校(地)区社協運営に関する相談支援	23	22.1
活動資金の支援	52	50.0
その他（_____）	1	1.0
無回答	6	5.8
問31 助成金、自主財源を含めて校(地)区社協の活動資金について該当するものを1つ選んで下さい。		
活動に見合った活動資金を確保できている	34	32.7
活動資金がもっとあれば活動がもっと充実する	58	55.8
活動資金を十分活動に活かせていない	6	5.8
その他（_____）	—	—
無回答	6	5.8
問32 校(地)区社協の活動資金でどのようなものにお金がかかりますか。記述してください。		
問33 校(地)区社協の活動資金がもっとあれば、取り組んでみたいと考えていることがありますか。記述してください。		
問34 現在の校(地)区社協活動について該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	8	7.7
おおむね満足	63	60.6
不満	14	13.5
どちらともいえない	16	15.4
無回答	3	2.9
理由（_____）		
問35 ご自分の校(地)区社協での役員活動についてやりがいを感じますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
やりがいを感じる	60	57.7
やりがいを感じない	4	3.8
どちらともいえない	35	33.7
無回答	5	4.8
理由（_____）		

質問及び回答選択肢	実数	構成比
問36 ご自分の校(地)区社協での役員活動について負担感を感じますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
負担感を感じる	25	24.0
負担感をやや感じる	47	45.2
負担感を感じない	23	22.1
どちらともいえない	5	4.8
無回答	4	3.8
理由 (_____)		
問37 その他、日頃の活動の中でお考えのことをお聞かせ下さい。		

第2部 地域づくりに関する調査研究及び活動

I 「子育てひろば」に求めるもの～市民1800人の声から

NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンター 理事 岩丸明江

1 調査の目的

平成19年12月、九州各地の子育て支援の地域拠点を運営する関係者が集まり〈子育てひろば研修セミナー 北九州会場〉(子ども未来財団主催)開催されました。その際、市内では、今後、どのような内容の広場を望むのか、幅広い市民の声を集めるために、北九州市の地域子育て支援拠点に関するアンケート(調査票名「☆☆あなたの声を聞かせてください!☆☆～こんな子育てひろばがほしい!」)を実施しました。平成19年度現在の状況としては、北九州市内には、子育て中の親子が行く場所としては、地域の「市民センター」や「児童館」、また、全市的な総合施設として、小倉駅北口に「子育てふれあい交流プラザ」があります。各区には、「地域子育て支援センター」が8箇所あり、さらに現市長がマニフェストで表明されたように、平成20年度以降、各区に新しく乳幼児親子が集える場が整備されていく予定です。

2 調査方法

(1) 調査名:「あなたの声を聞かせてください!～こんな子育てひろばがほしい!」
(子育て中の親子が行く場所が新しくできるなら!)

(2) 調査期間:2007年9月20日～10月25日

(3) 調査方法:

- a. 全市民センター128箇所(手渡しし、メール便で回収)
- b. 市内3箇所の地域子育て支援センター(郵送あるいは直接回収)
- c. 各区の子育て相談等、母子保健事業のご協力を得て(直接回収及びFAX)
- d. 教育委員会 子育てサポーター研修事業を通して(直接回収及びFAX)
- e. 保育所連盟のご協力を得て(直接回収)
- f. 当NPOの関係者や協力者を通して(直接回収及びFAX)

(4) 調査対象:市民

(5) 回収数:1,839通(有効回収数 1778通)

(6) 調査方法別回収率

a. 市民センター分	配布票	1,280	回収票	1,112	回収率	86.9%
その他、保育職	配布票	66	回収票	66	回収率	100.0%
心理職	配布票	26	回収票	24	回収率	92.3%

(これら以外の対象者はFAX回答もあり、配布数が不明。回収数は637通。手渡しした分はほぼその場で回収した。)

(7) 回答者の属性 (表1)

表1 回答者の属性

		年 齢								
		全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	無回答
性	女 性	1438	130	461	357	278	135	29	1	47
		100.0	9.0	32.1	24.8	19.3	9.4	2.0	0.1	3.3
別	男 性	276	4	14	22	40	144	41	5	6
		100.0	1.4	5.1	8.0	14.5	52.2	14.9	1.8	2.2
別	無回答	64	1	6	8	9	9	4	—	27
		100.0	1.6	9.4	12.5	14.1	14.1	6.3	—	42.2
別	全 体	1778	135	481	387	327	288	74	6	80
		100.0	7.6	27.1	21.8	18.4	16.2	4.2	0.3	4.5

(表中の下段は構成比を表す：以下同様)

3 調査結果

(1) 「Q2. 集える場に期待するもの(5つ選択)」調査結果

表2 つどいの場に期待するもの(5つまで択)

	全体	子育て中の親	子育て支援者	市民	市民センター	専門家	行政関係	無回答
回答者数(人)	1778	718	147	215	521	110	14	53
1) スタッフ	1002	367	91	123	325	68	11	17
	56.4	51.1	61.9	57.2	62.4	61.8	78.6	32.1
2) 毎日	595	269	48	75	161	32	2	8
	33.5	37.5	32.7	34.9	30.9	29.1	14.3	15.1
3) 長い時間	263	131	17	34	69	8	1	3
	14.8	18.2	11.6	15.8	13.2	7.3	7.1	5.7
4) 友だち	826	356	69	97	237	46	6	15
	46.5	49.6	46.9	45.1	45.5	41.8	42.9	28.3
5) 相談	864	284	67	119	307	66	8	13
	48.6	39.6	45.6	55.3	58.9	60.0	57.1	24.5
6) おもちゃ	286	171	11	29	58	11	3	3
	16.1	23.8	7.5	13.5	11.1	10.0	21.4	5.7
7) 専門家	443	139	26	65	147	54	7	5
	24.9	19.4	17.7	30.2	28.2	49.1	50.0	9.4
8) 情報	852	348	79	100	254	47	5	19
	47.9	48.5	53.7	46.5	48.8	42.7	35.7	35.8
9) 食事	203	142	7	12	29	5	3	5
	11.4	19.8	4.8	5.6	5.6	4.5	21.4	9.4
10) 週末	145	57	9	24	40	10	2	3
	8.2	7.9	6.1	11.2	7.7	9.1	14.3	5.7
11) 託児つき講座	438	191	32	48	141	15	3	8
	24.6	26.6	21.8	22.3	27.1	13.6	21.4	15.1
12) 外遊び	406	200	27	47	107	14	2	9
	22.8	27.9	18.4	21.9	20.5	12.7	14.3	17.0
13) 環境整備	948	386	80	106	293	64	7	12
	53.3	53.8	54.4	49.3	56.2	58.2	50.0	22.6

14) ほっと	435	147	58	48	130	44	3	5
	24.5	20.5	39.5	22.3	25.0	40.0	21.4	9.4
15) 支援者の学び	217	39	40	40	71	18	2	7
	12.2	5.4	27.2	18.6	13.6	16.4	14.3	13.2
16) その他	43	27	2	2	6	5	0	1
	2.4	3.8	1.4	0.9	1.2	4.5	0.0	1.9

・「全体」と「子育て中の親」では、上位5項目は下記のようにになりました。

表3 上位5項目 (％)

	全 体		子育て中の親	
第1位	必ずスタッフがいる	56.4	子どもに配慮された環境整備	53.8
第2位	子どもに配慮された環境整備	53.3	必ずスタッフがいる	51.1
第3位	相談できる	48.6	友だちができる	49.6
第4位	子育て情報がある	47.9	子育て情報がある	48.5
第5位	友だちができる	46.5	相談できる	39.6

- ・どの立場からも30%以上、支持されたのは、同様に
 - 1) 必ずスタッフがいる
 - 4) 友だちができる
 - 5) 相談できる
 - 8) 子育て情報がある
 - 13) 子どもに配慮された環境整備である の5項目でした。
- ・「子育て中の親」が全体平均よりも特徴的に多く支持したのは
 - 6) よいおもちゃがある
 - 9) 食事ができる
 - 12) 外遊びもできる の3項目でした。
- ・支援者が全体平均よりも特徴的に多く支持したのは
 - 14) ほっとできる
 - 15) 支援者の学びの場 の2項目でした。

集う場所として期待する基盤的な条件は、どの立場でも共有されているようです。それに加えて、それぞれの立場で、求めるものの傾向がうかがえます。

(2) 「Q 3. 区ごとにできるつどいの場として最も重視する点」 調査結果

表 4 最も重視する点

	全 体	子育て中 の親	支援者	市民	市民 センター	専門家	行政関係者	無回答
全体	1778	718	147	215	521	110	14	53
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
情報提供	289	113	22	43	90	13	1	7
	16.3	15.7	15.0	20.0	17.3	11.8	7.1	13.2
相談	158	44	11	24	51	21	2	5
	8.9	6.1	7.5	11.2	9.8	19.1	14.3	9.4
学び	158	63	10	24	44	14	2	1
	8.9	8.8	6.8	11.2	8.4	12.7	14.3	1.9
出会いの場	875	348	84	93	279	50	5	16
	49.2	48.5	57.1	43.3	53.6	45.5	35.7	30.2
リフレッシュ	246	139	16	25	52	9	4	1
	13.8	19.4	10.9	11.6	10.0	8.2	28.6	1.9
無回答	52	11	4	6	5	3	—	23
	2.9	1.5	2.7	2.8	1.0	2.7	—	43.4

表 5 最も重視する点 項目順位

	子育て中の親	支援者	市民	市民センター	専門家	行政関係者
①	出会いの場	出会いの場	出会いの場	出会いの場	出会いの場	出会いの場
②	リフレッシュ	情報提供	情報提供	情報提供	相談	リフレッシュ
③	情報提供	リフレッシュ	リフレッシュ	リフレッシュ	学び	相談*
④	学び	相談	学び*	相談	情報提供	学び*
⑤	相談	学び	相談*	学び	リフレッシュ	情報提供

*は回数

区ごとのつどいの場として最も重視されているのは、どの立場でも、「出会いの場」でした。また、「リフレッシュの場」「情報提供の場」も上位です（表4、5）。

カイ二乗検定の結果、それぞれの立場で、選択されたこれらの結果は、偶然ではなく意味のあるものでした（偶然による危険率は1%以下）。つまり、例えば、子育て中の親は、ひろばに対して、まず「出会いの場」や「リフレッシュの場」として期待しており、「相談」にはそれほど期待していません。子育て中の親については、多肢選択の際に「相談」が5位に入りましたが、単一回答は、わずか6.1%であることは、つどいの場での「相談」をそれほど重視していないことがうかがえます。

「出会いの場」の基本的な条件としては、Q2の「子どもに配慮された環境整備」「必ずスタッフがいます」「子育て情報がある」等があり、その結果「友だちができる」ことが期待されているようです。「相談の場」「学びの場」は、単独回答のQ3においては上位でないことは、「出会いの場」で、なんらかの工夫によって、対話が生まれ、不安が減少したり、相互の学びにな

るようなしかけが必要とされているのではないのでしょうか。

(3) Q 4 自由記述について

自由記述をそれぞれの立場でまとめました。

子育て中の親の場合

◆系統だった支援(ひろば→サークルへ)

- ・もっと子育てサークルを増やしてほしい
- ・市民センターでは、クラブがたくさんあり、盛んだが、部屋の空きが少なく借りられない。

◆PR・情報提供の改善

- ・集いの場があるのは知っているが、PRが少ないため何をどこでやっているのか分からない。
- ・集いの場の案内をもっとたくさんしてほしい（市政だより等で）
- ・各市民センターの情報が区役所に行かないとわからないのが不便
- ・子育てに関する情報が耳に入る場

◆ハード面での要望

- ・室内でも思い切り走り回れるような場があると助かる。
- ・年齢（月齢）に応じた遊びができる場であってほしい
- ・駐車場があったら行きやすい。
- ・毎日開いている場所を区に一つは作ってほしい
- ・長い時間あいているところが少なく利用できる場所が限られる。
- ・時間が短いので、昼をはさんで、過ごせるところがあればいいと思う。
- ・児童文化科学館のように外でも室内でも遊べる場。乳児・幼児・小学生と子どもたちが興味のあるような場
- ・大きな一つの部屋の施設よりも、子どもが動け回れる部屋をいくつか、というのが希望。
- ・飲食を共にすることによってできるコミュニケーションもあると思うので、まず飲食スペースは必需品だと思う
- ・小倉の「ふれあい交流プラザ」をよく利用しますが、あの飲食スペースにアイスやジュースの自販機は必要ないと思う。（子どもは目に見えるものをほしがりに決まっているのに、あえてあそこで我慢させるのは酷だと思うし、子どもも納得できないと思う。）そういった観点から本当にあらゆる面で子どもに配慮された環境整備を望みます

◆設置の場所

- ・家からベビーカーで行ける距離に
- ・子育てふれあい交流プラザのような整ったスペースはありがたいが、入園料は安いけど、駐車場料が高い。
- ・バスの利用もしにくいので、もっと便利の良い場所があると良いと思う。

◆運営の工夫

- ・ねんねの子は火曜日、週1回は走り回れる日 託児ありの講座もあり、親しくなるとてもよかった。

- ・年長者の方々が集まっている所に気軽に行くことができ、昔の遊びやお話を聞いたりすることが出来ると思います。
- ・平日に仕事を持っており、行政のする行事になかなか参加できない。
- ・自然のことに子ども達が興味を持って、活動できたらいいと思う。

◆託児つきの講座

- ・各市民センターでは様々な講座が行われているが、託児がないところがほとんどなのが残念。

◆雰囲気づくり

- ・親と子の友達が作りやすい場にしてほしい
- ・常に明るく、利用しやすい雰囲気作り。入りやすい環境づくり。子供を離れてリフレッシュできる環境。
- ・普通に生活しつつ、子育てをされていてポスターなどはあるが、足が行きにくく感じている。

◆スタッフ

- ・「何でもお答えします」の専門家よりも、聞いてくれるスタッフ、一緒に考えてくれる子育て経験者、同じ年頃の子を持つママ友のほうが必要。

◆ひろばを支える仕組みについて

- ・各校区ごと、市民センター、児童館を核として育児サークルやフリースペースが続々と立ち上がっていますが、どちらでも支援スタッフ（無給ボランティア）の熱意に頼るばかりで、後継者不足やノウハウ等の情報不足に悩まされています。そうした支援スタッフを支える体制として、専従の人間、場所を整備して欲しいと思います。子育て支援の立場を考えると、無給ボランティアをあてこんでいる安易さを感じるがよくあります。高齢者介護に向ける行政支援と同等までは言いませんが、スタッフを支えるスタッフにはそれなりの裏打ちが必要。

◆そもそも

- ・区ごとにできるとはどういうことか。1つだけできても遠くに出来れば行きにくい。交通手段を考えてまで、集える場に行くだろうか

◆その他

- ・図書館にオムツ替えや授乳室がないのが残念
- ・大掛かりな所へイベント的に出かけるのはいつのも支援にはならない。
- ・働く女性を支援していただけるよう、子どもを預かる環境に充実を求めます。

支援者の場合

◆そもそも

- ・区ごとに新しく作るよりも、現在各センターで行っているフリースペースを活用を見直し、親子が集いやすい近所にあった方がいいのでは。集いの場が親がわがままで使用できる場にならないようにして欲しい。

◆子育てを支える仕組みについて

- ・集まるお母さんたちが自主運営できるように支援者が手助けする施設になって欲しい

◆ボランティアを支える仕組みについて

- ・ 託児ボランティア経験から、楽しくボランティアできる場が大事です。それには市民センターの館長さんの協力、理解があると子育て支援活動が出来ると思う。地域のセンター内に作るべき。
- ・ 活動費を出して欲しい。
- ・ 支援者の学びの場（資格）が欲しい。

◆運営の工夫

- ・ ただ、集うだけでなく、別の体験ができること。

専門家の場合

◆ひろばで育まれるもの

- ・ 集いの場が親のリフレッシュの場になり、子どもに目が向かないことが多い（あまり望ましくない）、子どもに配慮された環境整備は必要だと思う。また、親子が共に育ちあい学びあう場であり（わらべうた、あそび等遊びの提供）、親子が他者との出会いの場、子育ての悩みを専門家に気軽に相談できる場になることが望ましいと思う。
- ・ 子育て中の親子と限定するのではなく、地域の人々が自由に気楽に集える場、交流できる場であってほしいと思います。
- ・ 現在あるフリースペースなど（保育所で行っている地域開放事業）では、リフレッシュの場としての利用が多いように感じます。安心して子どもの遊ばせる場を求める方も多ようです。子育て意識の向上を目指して質の高い子育てひろばが増えたらいいな、と感じます。
- ・ 設備が整いすぎている。遊具がなくて親子でふれあえ、家庭に帰り、継続して遊ぶことができる場があってもよいのでは・・・と思う。（物がなくても遊べる方法）

◆他資源との連携

- ・ 専門家がいてある程度の悩みに対応でき、専門機関にもつなげられる、スタッフが常にいることが必要では？
- ・ 必ずしも専門家の関与は必要ないと思う。各区の実情に見合ったものであるべき。一律の形にはしないことを希望。
- ・ 虐待予防、虐待発見にも役立つと思う。既存の地域資源や児相等との連携が重要だと思う。

以上、それぞれの立場からの記述には、それぞれの視座特有のものもあります。子育て中の親からは、やはり、設置場所、時間、スタッフ、飲食や外遊びなど、多様で豊かな条件整備の要望があります。支援者からは、ボランティアを支えるしくみにも意見があります。専門家からは、広場で何が育まれるのか、親育ちにもつながるような広場のあり方、そして、三層構造の連携の中での広場の位置づけについての言及もありました。それぞれの立場で共通の意見は、身近で、気軽に行きやすく、開かれた雰囲気のある場所であることが支持されていることです。

4 まとめ

以上、市民約1800人から得られた意見を考察してきました。

これから整備されていく子育てひろばには様々な期待が寄せられています。しかし、予算など前提となる条件もあるので、総花的にやれるわけではありません。この調査は、子育て中の親と言っても、すでに地域でひろば的な場所に来ている親対象の調査であること、また、アンケート原本で区レベルのひろばであることを伝えてはいますが、回答者は、それほど、区レベルのものであることを意識していない記述も多いなど、一定の前提があることは否めません。

その上で、この調査からみえたことは、身近に「出会いの場」となるようなひろばが、行きやすい開かれた雰囲気と設置されてほしい、ということです。そこに「スタッフがいる」「子育て情報がある」「子どもに配慮された環境整備である」ことによって、「相談できる=不安が減少」し、「親・子双方に友だちができる」ことが望まれています。

また、地域に支援者を支えるしくみがあり、ひろばで育まれるものによって親が育つこと、も期待されています。こうしたひろばは、もちろん他の地域資源とも連携し、支えられているものであるはずで

私たちはこれらの結果から以下の3点を提言したいと考えます。

(1) 真の親育ち支援ができるスタッフを

12月7日の「子育てひろば研修セミナー〈北九州会場〉」では、子育て中の親の「ニーズ」と「デマンド」の話ができました。目先の欲求するものは「デマンド」、真に必要としているものが「ニーズ」と呼びます。例えば、アルコール依存症では、デマンドに沿うと、依存症の人にアルコールを与えてしまいます。実は、その人が本当に求めているのは、アルコールから脱却することなのです。同じように、ひろばが様々なものを育み、親自身の力をつける場となるためには、デマンドとニーズをきちんと区別できる支援者、(あるいは当事者かもしれない)スタッフが必要です。そして、「教える」というタテ目線の指導ではなく、親自身の経験と価値観を尊重する中で、気づきを「引き出す」、傍によりそう支援が必要とされています。

(2) 地域資源連携ができるひろばに

虐待や発達障害など、今の子育てには様々な複雑な課題がありますが、ひろば自体で一生懸命解決しようとする、キャパシティを超えてしまいます。ひろばは入り口にはなりますが、解決する場所ではありません。保育士、保健師、心理職、小児科医等の方々のバックアップは欠かせないものであり、専門性との連携を密にすることによって、本当に安心でき、蓄積できる場所になっていくのだと思います。

(3) 親自身が担い手になり、地域に根づく場に

前述「子育てひろば研修セミナー〈北九州会場〉」で確認されたことは、当事者がお客さんになってしまうのではなく、自分たちで、親・子双方に必要な環境を創り出していく担い手になっていくような活動の大切さでした。子育てを通して、地域を知り、地域の人や情報に出会うことはその後の子育ての大きなサポートになるはずで

ニーズを) 確認する必要があるそうです。

さらに、上述のように、親が地域に出会い、親・子双方に必要な環境を創り出していく、というアプローチに関しては、例えば、親自身の要望が強い、“外遊びができるひろば”活動を通して、実際にそのような遊び場づくりに関わる、という体験も重要になってきます。平成19年度市民意識調査「これからのまちづくりについて」(総務市民局市民部公聴課)では、子育て支援に関する優先施策について、「子ども連れが利用しやすく、いつでも安全・安心に遊べる公園や施設」(13.0%)が「地域による子育て支援活動」(11.8%)よりも上位にきています。「安全・安心に遊べる公園や施設」は誰によって育まれるのか――。東京都世田谷区や横浜市等で試みられている、プレーカーやプレーリヤカー、公園サポーターなど、市民が担う多様な取組みからヒントを得ながら、地域でできる試みをしっかり展開していく必要があります。

今回、様々な方のご協力があって、このような調査を実施することができました。ちょうど子育て中の男性の声が少ないなど、課題は多々ありましたが、本当にたくさんの市民の声に接し、私たちも多くを学ばせていただきました。心から感謝申し上げます。また、分析の過程でご助言いただいた北九州市立大学都市政策研究所の石塚優先生にもこの場を借りて御礼申し上げます。

調査はよりよいNPO活動のための基盤です。ニーズを確認しつつ、地域でNPOとして、何ができるか、今後とも努力してまいりますので、どうぞ、引続きご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

NPO法人 北九州子育て・親育ちエンパワメントセンター
代表理事 中村雄美子

使用した調査票は次の通り

原本

☆☆☆あなたの声をきかせてください！☆☆☆

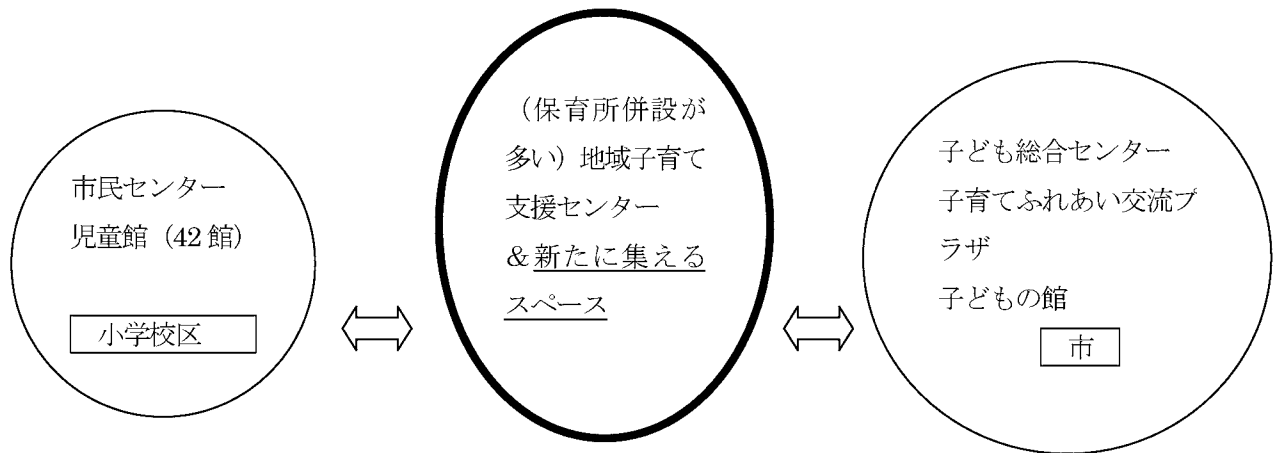
こんな子育てひろばがほしい！

子育て中の親子が行く場所が
新しくできるなら!!

今、北九州市内には、地域で、子育て中の親子が行く場所として「市民センター」や「児童館」、また、全市的な総合施設として、小倉駅北口に「子育てふれあい交流プラザ」があります。各区には、「地域子育て支援センター」があります。さらに市長がマニフェストで表明されたように、今後、各区に新しく乳幼児親子が集える場が整備されていく予定ですが、あなたはどのような内容のものを期待しますか？ぜひ、意見を聞かせてください。皆さんの意見をまとめて、担当課にお伝えすると共に、年末12月7日の「全国子育てひろばセミナー」(ムーブで開催)で報告します。

このアンケートについての連絡先 実施主体：北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee

担当イワマル 070-5532-5082



Q1. あなた自身について教えてください(該当するものに○をお願いします)。

*性別・・・女性 ・ 男性 *年令・・・()才代

*立場・・・1) 子育て中の親 2) 子育て支援者 3) 市民 4) 市民センター関係者

5) 専門家・研究者(専門分野:) (6) 行政関係者

Q2. あなたがこの集える場に期待するもの(5つまで○をおねがいします)

- 1) 必ずスタッフがいる 2) 毎日あいている 3) 長い時間あいている
- 4) 友だちができる 5) 相談できる 6) よいおもちゃがある 7) 専門家がいる
- 8) 子育て情報がある 9) 食事ができる 10) 週末に空いている
- 11) 託児つきの講座がある 12) 外遊びもできる 13) 子どもに配慮された環境整備である
- 14) ほっとできる 15) 支援者の学びの場
- 16) その他()

Q3. 区ごとにできる集いの場として、あなたが最も重視する点は？(一つだけ○を)

- 1) 情報提供の場 2) 相談の場 3) 学びの場
- 4) 出会い、(親・子双方にとっての)友だちづくりの場 5) リフレッシュの場

Q4. 区ごとにできる集いの場について、あなたの感じる事、意見をなんでも自由にお書きください。

資料 Q 4 記述より抜粋（なお、区については、居住区ではなく回収場所を表しています。）

■子育て中の親

区	年齢区分	Q 4 自由記述
不明	20	親同士子ども同志がふれあえる場がほしい。
不明	30	もっと子育てサークルを増やしてほしい
小倉北区	20	集いの場があるのは知っているが、PRが少ないため何をどこでやっているのか分からない。子育て交流プラザは子供が喜ぶ工夫がたくさんあって良かった。
小倉北区	20	定期的に参加できる行事があれば、それに参加する人と友達になりやすいので(顔見知りになって)無料で参加できるサークルがあるといい。
小倉北区	20	雨の日だと特に室内になるので、室内でも思い切り走り回れるような場があると助かる。子供が男の子で、とても元気なので体力を発散できれば助かる。
小倉北区	20	家からベビーカーで行ける距離に室内と外で遊べる施設があると助かる。おもちゃも木のおもちゃが中心がいい。もちろん利用料は無料で、広い駐車場もあるといい。保育士さんが週に2～3回いてくれたら相談もできると思う。
小倉北区	30	毎日遊びにいける。ねんねの子は火曜日、週1回は走り回れる日 託児ありの講座もあり、親しくなるとてもよかった。
小倉北区	30	ほかの子を叩いたりする子を、その親があまりとがめないときに専門家などの人がアドバイスしてもらえると助かる(後輩ママからは助言できないので)
小倉北区	30	子どもを見ない親が増えているため、安心して遊ばせることができないと最近思う。小さい子どもがいるにも関わらず、大きな子どもが暴れたり、走り回ったりと危ない。その時、親に注意するスタッフ、もしくは子どもを見てくれるスタッフが常時いてくれるとありがたい。
小倉北区	30	親のマナーも広げる(伝える)講座?があっても良いと思う。
小倉北区	30	親と子の友達が作りやすい場にしてほしい。たくさん集いの場を作ってほしい。行ける範囲ならいろいろ行ってみたい。
小倉北区	30	子育てふれあい交流プラザのような整ったスペースはありがたいが、入園料は安いけど、駐車場料が高い。バスの利用もしにくいので、もっと便利の良い場所にあると思う。徒歩で行けるあちこちの市民センターのイベントに参加していると、子育ても楽しいので助かります。
小倉北区	30	そういう場所や公園で出会ったお友達から仲良しグループができ、いつもの遊び仲間として付き合いが深まっていく。近所ならではの良さだと思う。上の子でそういう良い展開だったので、今は下の子のお友達探しに出かけている。
小倉北区	30	自由解放で子供を遊ばせながら、親がリフレッシュできる講座をたくさん作ってほしい。(土日も父親や見てくれるひとがいるとは限らないの。)年齢別に部屋を分けるとかの工夫もしてほしい。
小倉北区	30	雨天時にいつも行くところに困っている。子育てふれあい交流プラザは休日のときは子供でごったがえしているもので、ゆっくりは遊べない。
小倉北区	30	普通に生活しつつ、子育てをしていてポスターなどはあるが、足が行きにくく感じている。交流についても大事だが、専門的に相談してくれる人がいると、少し行きやすくなると思うし、願いでもある。遠くまで行つての相談は大変なので、近くの市民センターで気軽をお願いします。
小倉北区	30	年長者の方々が集まっている所に気軽に行くことができ、昔の遊びやお話を聞いたりすることが出来ると思います。
小倉北区	30	室内の遊具を無料で使用できる場がほとんどないと思うので、そういう場を多く設けてください。小さい子供のいる家庭は助かると思います。
小倉北区	40	現在、市民センターの子育て講座を利用。親子ともに楽しみにしている。各市民センターでは様々な講座が行われているが、託児がないところがほとんどなのが残念。新たにできる施設では託児付きの講座があればいい。また、車を運転して移動すること(人)が多いので、駐車場が確保されていないと利用者も限定されると思う。

区	年齢区分	Q4 自由記述
小倉北区	40	<p>大げさな施設や講座がなくても、とにかく友達（親子双方）ができるようなスペースがほしかった。例えば、(わがままだが) いつも専門スタッフが見ているのではなく、ちょっと距離をおいて、相談したい時（話を聞いてほしい時）などに手を差しのべてもらえるような・・・(母親や周りの人にまであれこれ指示され、だんだん追い詰められていく気分だった)。「自分だけじゃないんだ!」「ちょっとした事（相談所で聞くほどじゃないけど）でも、笑わずに聞いてもらえる」様な気の置けない友達作りがしたかったので、遊具重視ではなく、ほっとできるスペースがベストだった。保育園での子育て支援センター（古城保育所）はわざわざ実家に泊まってまで利用していた。小倉北区では、情報がわからず困った。</p> <p>3人目の時は、幼稚園併設の「いちごクラブ」でゆっくりと話をしながら、子どもにも目が届いて、本も借りられて、とても楽しかった。夏のプールもうれしかった。あまりお金を使わずに、親子が構えずに行ける場所作りを提供してほしい。公民館の「いちごクラブ」も、創設時から通った。</p>
小倉北区	40	<p>“親子で楽しめる場”であって欲しい。スタッフに子どもをまかせきりで親だけが話しに夢中になっている場面をよく見る。「子育てふれあい交流」ではなく「親のみ交流」になっていて残念。若いお母さんに最低のマナーも少しは教える場になってほしいのではないか。常識なさすぎの親が多すぎ。</p>
小倉北区	40	子育てしやすい区にしたい。
小倉北区	40	子育て初心者の方は、どこでどのようなことがあっているか分からないので、各区で同じ内容のものがあればいい。
小倉北区	40	裸足で遊べるきれいなところ。駐車場があるか、駅に近い場所。
小倉北区	40	集いの場を運営される方々がボランティアでなく、ちゃんと報酬を受け取ることが望ましいと思う。
小倉北区	40	無料、安全であること。
小倉北区	40	参加しやすい。一人でも入って行けるような雰囲気。
小倉北区	50	情報を入れる場が分からない。
小倉北区	50	出会いの場にしたい。リフレッシュ⇒出会いがある⇒相談できる・情報を得られる・学びの場になる。心を開くことが大切。
小倉北区	50	駐車場や公共の交通機関の停留所近くなど、交通の便が良いところで、気軽に相談し合える交流の場として。
小倉北区	—	<p>子育て中の親に1番必要なのは、子どもから解放される時間が取れることだと思う。それは託児所であったり、幼稚園であったりするかもしれないが、もっと気軽にそういう時間を過ごすことができる場所がほしい。子どもから解放されることにより、自分自身を取り戻し、また新たに子育てへの力も湧いてくると思う。最近では男性も子育てに参加してくれていますが、子どもの面倒を見ている男性の世話を妻がしているかたちでは、開放されていないのも同じだと思うから、子どもをとってもかわいく思う時間をたくさん持つために、リフレッシュの空間がほしいと思う。</p>
小倉南区	20	食事ができて、おもちゃがいっぱいあるところがよい。できれば無料（有料でも500円以内）
小倉南区	20	色々な人であったり、子育て情報の場として子育てをしているお母さんにはすごく助かる場だと思う。もっとたくさんこうゆう場があるといい。
小倉南区	20	小倉南は広いので、小さくてもいいので何か所か場所があると良い
小倉南区	30	近所に児童館があり、週2日午前中のみ利用させてもらっている。それ以外は就学中のお子さんが利用されているようですが、午前中は小さい子が利用できてうれしい。
小倉南区	30	長い時間あいているところが少なく利用できる場所が限られる。
小倉南区	30	広すぎると目が届きにくいので適度な広さで。“安全”なだけでなく、子どもがいろいろなことを感じとれる遊具があること（“危ない”とか“ダイナミック”とか）うまくいえないけど・・・そのままの自然とふれあえること。
小倉南区	30	年齢（月齢）に応じた遊びができる場であってほしい。天候に関係なく遊べる場所（外、内遊び） 駐車場がたくさんあってほしい。

区	年齢区分	Q4 自由記述
小倉南区	30	子育てふれあい交流プラザのような施設が、近くにあればもっと利用する回数も増えると思うのだが、少し距離があるので半年に一回くらいしか利用できない。近場にできるとうれしい。
小倉南区	30	週末はご主人が休みの方も多と思うので、平日にあいているほうが良いと思う。また、少し遠ければ車の利用もあるので、駐車場もある程度確保できていればいいと思う。
小倉南区	30	お世話になっています。引っ越してきて1番に来る場所です。
小倉南区	30	交通科学館あとは交通の便も良く、公園も近いので、気軽に自由に使える場所になってほしい。町内や活動などで使える場所。小倉南区在住。
小倉南区	30	歩いて行けるところにあった方がいいので、いろんなところにたくさんできたほうがいいのかもしれないが、行きたくなるような場所でなければイミがない。量・質共に充実してほしい。
小倉南区	30	月に一度、二度は少ないと思います。時間も決められていると、昼寝の関係で行けない。
小倉南区	30	北区、黒崎、戸畑などの施設は興味があり行ってみたいと思いますが、小さな子どもを連れては遠いのでなかなか行きません。身近なところに集いの場が出来ることを期待します。子連れでは出掛ける所が限られるので子どもも親も楽しめる所になればと思います。
小倉南区	30	志井校区に北方の子育て支援センターのような場が欲しい。交通科学館の跡地を子育て支援センターにして欲しい。
小倉南区	30	曜日によって人数が多い少ないがあるので、ある程度の広さが欲しい。清潔であることを望む。水場（手洗い場や洗面所）は子どもの届かないところもしくは専用の部屋に欲しい。ダメと怒りたくないから。
小倉南区	30	北方市民センターのようにいつでも親子でいける場所があると、育児で困ったとき他のママや先生に聞けるので心強い。
小倉南区	30	北方市民センターのように駐車場も利用料も無料の親子で楽しめる場所が欲しい。
小倉南区	30	子育て中にどうしてもうつになることがあることが多いと思う。その相談（なかなか相談することが出来ない人が多い）が必要で、リフレッシュできるようになる場所は必要。また、保育料の確保（国・県・市）
小倉南区	30	上の子が小さい時、公民館の育児サークルに行っていて、今になってもその時のお母さん方と仲良くやっています。また、生まれたら行きたいと思っています。
小倉南区	30	スタッフがいなくても親の責任で片付け、遊びが出来る、毎日開いている場所を区に一つは作ってほしい
小倉南区	30	児童館に冷暖房をつけて欲しい
小倉南区	30	フリースペース等がある事で、地域の子育て中のお母さんと交流することが出来たり、色々な世代の人と情報交換が出来ていい
小倉南区	30	「乳幼児親子が集える場」を整備されていくことはうれしい。一つの意見として、兄弟の年齢差を考えると、「乳幼児親子」よりもせめて小学生（低学年）までの年齢も一緒に集え、親子で友達を作れる場があるといい。（例）児童文化科学館のように外でも室内でも遊べる場。乳児・幼児・小学生と子どもたちが興味のあるような場、設備、イベント（参加費～300円まで）おもちゃよりも家庭や自然にあるものを使って遊ぶ。絵本があるとうれしい。（読み聞かせは大人でもうれしい）最後に、スタッフがいなくても身近にいる大人たちが子どもを見守りながら地域とのかかわりを楽しむことが出来たら。
小倉南区	30	サンサンハウスのフリースペース（予約なしで子どもとママたちが触れ合えるスペース）がもう少し広いといい。親子で触れ合えるスペースでご飯を食べられるようになれば長時間、子どもたちも友達と遊べていいと思う。
小倉南区	30	子育て支援センターなどのスタッフを、子どもから手の離れた母親がする事で、育児相談や幼稚園のアドバイス、友達作り、情報交換など、様々な手助けがより身近に出来ると思う。ボランティアではなく、パートとしてお給料が出ると、お互いに助けになる。もっと母親一人一人の個性を活躍できる場を作って欲しい。たくさんの人が集まる事で、親も子も顔見知りになり、地域の発展につながると思う。

区	年齢区分	Q4 自由記述
小倉南区	30	子連れでお茶を飲みながら、ママ同士でゆっくりおしゃべりがしたいと思ったときに、なかなか手ごろな場所がない（センターのサンサンハウスでは狭いし、子育て交流広場では広すぎて、付いて回らなければならない）。新たに集える区ごとのスペースであれば、大きな一つの部屋の施設よりも、子どもが動け回れる部屋をいくつか・・・というのが希望。
小倉南区	30	毎日“ちょっと時間があるのでいってみようかな”という感じで気軽に行ける場所であって欲しい。行けば誰かに会えるかも。新しいお友達も出来るかも。そんなみんながホッと出来る場であって欲しい。広い駐車場だとたくさんの方が集えると思う。適度に自然もある北九州だから、小さいころから自然に親しめるよう、外遊びも出来る施設ならもっと行きたいと思うだろう。
小倉南区	30	いつも子どもと二人で過ごすことが多い。つどいの場があれば参加したい。託児つきの講座があれば参加したい
小倉南区	30	市民センターに行ったことがない。行ってみたい気持ちと入りにくいイメージがある。
小倉南区	30	お母さん同士が友達になれる機会を増やしてほしい
小倉南区	30	場所への交通手段の便利さや車が停めやすいなど子どもを連れて行きやすいかが大事。
小倉南区	30	子どもにとって多くの人に接する事は大切で、今後様々な場で必要になる。多くのことを学ぶ機会になる。柔軟性や団体生活、思いやり、がまんする事、ゆずる心など。
小倉南区	30	山口県熊毛町大河内の保育園の横にあった子育て支援施設のような施設があればいい。親子で月に一回昼食を食べたりしていた。
小倉南区	30	外でも遊べて、学べる場
小倉南区	30	いつでも気軽に出入りでき、安心して子どもを連れていけること。駐車場が広い。世代間交流ができるとよい。
小倉南区	30	各市民センターの情報が区役所に行かないとわからないのが不便。色々な場所に行ってみたいので、宣伝してほしい。
小倉南区	40	市民センターでの「子育て広場」を見てみると、お母さん達が小グループ化して、友達の輪が広がっていないと感じる。初めてのことをするのは少し勇気がいるが、お母さん達自身が多様な価値観に触れ、広い視野を持ち、我が子にマッチした子育ては何がいいのか考え、チャレンジしていけたらいいと思う。きっかけ、ヒント、アドバイスなどを支援者からもらえたらありがたい。
小倉南区	40	母子のひきこもりが増えているようなので、気軽に立ち寄り、安心して子育て相談ができるような環境を整えて欲しい。
小倉南区	40	区ごとにできるとはどういうことか。1つだけできても遠くに出来れば行きにくい。交通手段を考えてまで、集える場に行くだろうか。よほど魅力が感じられないといけないのではないだろうか。
小倉南区	40	交通科学館あとが利用できるとよい。
小倉南区	40	サークルで自由に使える場所がほしいと思う。
小倉南区	40	気軽に足を運べ、子育てに関する情報が耳に入る場。子どもも楽しめる場だと良い。
小倉南区	40	「場」自体が余りに少なすぎるので、ただ単に数を増やしてもあまり意味が無いが、毎日必ずスタッフがいて安心して集える「場」を早急に解説して欲しい。
小倉南区	40	家庭的な雰囲気と目的をはっきりさせた意義のあるものを希望
小倉南区	40	様々な年代の人が集える場になるのが望ましい。幼稚園入園前の小さな子どもだけの子育て広場では、利用する人の層に限られるし、みんなのスペースにならないから。
小倉南区	40	どこで何があるかきめ細かい情報発信を早急に対応してください。今、助けを求めているお母さんを助けてほしいと思います。
小倉南区	40	転勤族。熊本での東部児童センターがとてもよかった。北九州には同じようなのがなくて残念。
小倉南区	40	保育所を充実させてほしい。働く母親、専門職、働かなければ食べられない母親のために充実を。20数年前から待機児童が減らず解決されないのは、行政の甘さを感じる。
小倉南区	40	スタッフや支援者の質の向上と充実が一番だと思う。知識の豊富な人が必ずしも良い支援者とは限らない。

区	年齢区分	Q4 自由記述
小倉南区	40	児童館を増やしてほしい、児童館職員の子どもたちへの気配りの充実、駐車場
小倉南区	50	お年寄りから赤ちゃんまで幅広い世代の人たちか集える場が必要だと思う。
小倉南区	—	フリースペースや子育て相談など午前中が多いけど、午後からがいきやすい。
小倉南区	—	同じ月齢の子どもを持つお母さんと仲良くなれて、友達の輪広がったようで嬉しい。もっと多く広くみんなに利用されればいいのになと感じ。
戸畑区	20	同じ年齢の子別に遊べるスペース（日にち分けでも良いかも）があれば嬉しいと思う。
戸畑区	20	今、歩いて行ける場所にあるので助かる。
戸畑区	20	同じ年齢の子毎に時間を分けて、いつでも気軽に入れる遊びのスペース、出会いのスペースがほしい
戸畑区	30	私は小倉北区に住んでいますが、車の通りもおおく、町内の子どもも少なくまばらなため、気軽に子どもたちが集まれる施設が近くにできると、とても助かると思います。
戸畑区	30	集いの場に希望すること ①駐車場が無料②幼児用トイレが完備
戸畑区	30	子育て広場とか時間が短いので、ごはんとか食べながらゆっくりと遊べる場があればいいとおもう。
戸畑区	30	施設の駐車料金は無料にして欲しい。
戸畑区	30	スペースとしての箱物を新たに作るよりも、児童館などの活用でよいのでは？
戸畑区	30	保育士さんに子どもとのコミュニケーション法を学びたい
戸畑区	30	双子のため、双子の集いの会を増やしてほしい
戸畑区	40	子育て中はいろいろな疲れや不安を持ちながら育児をしていたように思います。そんなとき地域の子育て広場に行く事でほっとしたり、お友達が出来て楽しい思いをしたことを覚えています。そして子どもが小学3年生になったいまでも子育て広場で一緒だったお母さんたちとはお付き合いが続いていたり、違う校区でも会うとお喋りしたりいい関係が続いています。是非そのような関係作りが出来る子育て広場になればいいと思います。
戸畑区	40	以前に比べると集いの場は増えつつあるが、もっとPRをしたほうがよい。
戸畑区	—	あきらめています。
戸畑区	—	時間が短いので、昼をはさんで、過ごせる場所があればいいと思う。
不明	30	安全に親子で楽しめる場所であってほしい。(ケガ、不審者対策) スタッフにはいってもらって遊びを通して友だちをつくりたい。少しの間子どもと離れてリフレッシュしたい(〇〇講座に参加してみたい) 行きやすい(立地、駐車場等)
不明	30	出来れば、週末の土・日に、予防接種が出来れば助かる。
門司区	20	土日祝日に無料で開いているところが少ないので、ほしい。
門司区	20	駐車場がある。まやは、公共機関が利用しやすいところ。経験者が集う場に来てくれると相談しやすく心強い。就学後も親だけでいける様な場があるとよい。(行きたい)
門司区	20	私自身知らない土地で子育てをすることに不安があったのですが、支援センターを利用することで不安も解消され、随分助けられました。スタッフやママ友さんのなにげない会話の中で子育ての楽しさを実感することもあります。知らない土地でママが孤独にならないためにも(子どものためにも)子育て広場は必要であると思います。
門司区	20	日頃小さい子どもを遊ばせられる場所が少ないので、小さい月齢の子どももいけるような場所であってほしい。
門司区	20	車で行ける。駐車場がある。お金がかからない。格安で遊べる。不用品の交換会。フリーマーケットが出来る。
門司区	20	子育て中の親にとって、毎日が子供中心になり、社会から遠ざかっていく気持ちの中で、焦りもある。一週間に一日でも自分のために何かしたい気持ちを満足できる場所があればとてもありがたい。
門司区	30	やはり近くであること(門司駅付近)、キレイであってほしい。相談の場。友だちができれば嬉しい。
門司区	30	このようなセンターが増えるとうれしい。親の希望としては、土、日曜日でも空いているとうれしい。また、午後の利用も。それから場所の提供だけではなく、専門スタッフがついていて、リトミックや体操など、プログラムがあると、遊び方にも幅がひろがり、学べる。いっぱい期待している。

区	年齢区分	Q4 自由記述
門司区	30	いろいろな場所に支援センターができると相談や子どもが遊べていい。
門司区	30	交通の便のよいところにできたら利用しやすい。
門司区	30	子どもにとっても親にとっても安心して集える場であり、専門家である先生に気軽に相談できる。今のこの場は理想的です。また在園児さんの様子も身近にみられることで成長や遊びのお手本になる。このような場が増えるのはありがたい。
門司区	30	たまに食事をいっしょに出来る場があれば子どもたちもお友だちの様子をみることでプラスになることがたくさんあるのでは？と思います。
門司区	30	安全に子どもが遊べる場所。同年代の子ども同志のお友だちがほしい。公園の砂場が不潔なので清潔な砂場がほしい、
門司区	30	未就園の遊び場、同年齢児の集いの場の情報の提供をもっと広く知らせてほしい。
門司区	30	週末や午後利用できるとありがたい。
門司区	30	保育所にある支援センターを使わせてもらってます。いつも楽しいけど、時間が短いのが残念。
門司区	30	安心して通える場所をつくってください。
門司区	30	外のスペースが広いほうがよい。屋根もつけてほしい。市とはまた違う感じになれば両方いききできる。
門司区	30	市民センターが休日利用したくても空いていないので空いてほしい。横にグラウンドがあるのに柵に鍵がしてあって、自由に利用できず困る。
門司区	30	いつでも何でも相談できて・・・一人で悩むのではなく安心できます。わたしも子どももたくさん友だちができて、感謝です。
門司区	30	清潔であること！キケンでない。ヘンな人が来ない！
門司区	30	たくさん集いの場ができるといいですね。仕事をしているので、もっと週末にいろいろなことがあるといいと思います。
門司区	30	宮崎では人口が少ないのもあり（田舎でした）こよう場があまりなく、門司に来て、すばらしい場所があるのだな、とうれしく思った。
門司区	30	子育てふれあいセンターで（A I M）のように雨の日でも室内で安心して遊ばせることができ、お弁当持参でゆっくりできる場所が増えるといいな。
門司区	30	イベントや集いなどが平日にあることが多いので、できれば土日であれば参加できる機会が増えると思います。
門司区	30	子供が体を使って遊べる場所を考えてほしい。
門司区	30	区ごとにできる集いの場には期待は一杯だが、現在、子供が安心して遊べる公園(外遊びができる空間)が汚れていたり、草が生い茂っていたり、砂場が犬猫のふんで汚れていたり、日よけがなかったり・・・出来れば、日よけのある砂場(犬猫が入れない柵があったりすると嬉しいかも)現状、市民センター、児童館はよく利用させて頂いていますが、すぐ子供も気分転換になり、また、遊びの幅も広がっています。
門司区	30	最近駐車場があるところが増えてきているものの、台数が少なかったり、乳幼児が乗り降りするには狭かったり。広くて大きな駐車場があればより多くの方が参加できると思う。
門司区	30	小さな子供がいても、連れて行きたいと思えるような場所にしてほしい。「子育てふれあい交流プラザ」に行ったことがあるが、マナーの悪さががっかりした。使う人のマナーの大切さを意識づけていく努力も必要だと思う。
門司区	30	新しく“集いの場”を作る必要があるのか？市民センターやサークルで友達作りは出来るし、室内で遊んだり、学んだりする場合は、ふれあい交流プラザなどがある。北九州は屋外で遊ぶ場が少ない気がする。入場料が高い割に充実していないので、現在ある公園をリニューアルして、親も子もゆっくり楽しめる、屋外のスポットを増やしてほしい。安く利用できる、ちょっとした遊園地たくさん出来ることを期待します。
門司区	30	働いている親にとっては、子供が病気になったときなどが困る。地域に病気のときでも安心して預けられる施設があると良いと思う。
門司区	30	父親でも参加できるような子育て広場。

区	年齢区分	Q4 自由記述
門司区	30	外遊びができる公園が近くにない。外食を子供と楽しくできる場所がない。休みの日、遠くに行かないと外遊びできない。
門司区	30	小倉北区の子ども文化会館みたいな施設が、各区に出来るといい。ランチルームがあって、そこに限りお弁当などを食べられるようにするといい。年齢を問わず、いろいろな子ども達が遊びにいけない、地域の人たちと出会い、顔見知りになれる場所があるといいと思う。
門司区	30	相談の場や情報提供の場としては、各市民センターでも対応できると思うが、飲食を共にすることによってできるコミュニケーションもあると思うので、まず飲食スペースは必需品だと思う。私は子ども2人をつれて小倉の「ふれあい交流プラザ」をよく利用しますが、あの飲食スペースにアイスやジュースの自販機は必要ないと思う。(子どもは目に見えるものをほしがると決まっているのに、あえてあそこで我慢させるのは酷だと思うし、子どもも納得できないと思う。) そういった観点から本当にあらゆる面で子どもに配慮された環境整備を望みます。子育て中の今だからこそ、学びたいというお母さんは多いと思うし、そうでないお母さんにもそういう気持ちになってもらいたいため、託児付の色々な講座を是非常時開催してもらいたい。
門司区	30	色々な世代の交流。母親一人ではできない遊び(体を使ったり、ハイキングなど)
門司区	30	育児相談に行ったことがあるが、少し暗いイメージが。たまたまかも。相談なのでそうなのかもしれないが、区内では決まった日しかないのでは、子供の体調でタイミングが合わないことも。いつでも気軽に行けるとよい。
門司区	30	公園の少ない地域に住んでいるので、遊具がたくさんある場所があると良い。
門司区	30	新しく集いの広場が出来たなら、週に1回は子育て相談を!
門司区	40	はいいやすい感じのよい集いの場
門司区	40	新しいスペースができる事もよいが、「区ごと」という事で実際は車がないと行きにくい人も居ると思う。各々がベビーカー等で歩いていける場所(現・児童館や市民センターなど)の環境整備を急いでいただきたいと思います。
門司区	40	親と子供が安心して遊べる施設がもっと増えると嬉しい。
門司区	40	雨の日でも安心して集える、子供と遊べる場があるといい。母親が社会とのつながりを感じながら子育てができるきっかけの場。色々な世代との交流がある場。
門司区	40	JR門司駅の海側や海峡ドラマシップなど分かりやすい場所、車で行きやすい、駐車場がある。入場料がかからない。安い。ベビーカーで利用しやすい。
門司区	40	集いの場に足を運ぼうとする親はまだいいが、もっと広く呼びかけをし、開かれた場であることを印象付けることも必要ではないか。本当に支援を必要としている親子は、もっと深い処にいると思う。専門家の育成が不可欠では。
門司区	40	小学校区が広いので、校区に1ヶ所では自宅から遠く、利便性が悪い人が出てくる。その為、駐車場があるか、バス路線を考えて設置して欲しい。
門司区	40	町内の子ども会等で会食ができるようなスペースがあるとよいと思う。
門司区	50	行政側が整備した施設に来られる方々は、良識ある人がほとんどです。しかし、孤立している親、非常識な親など、一部のある親にこそ、学びの場が必要だと感じている。
門司区	—	清潔な砂場のある公園、日陰のある公園。
門司区	—	「子供の館」みたいなのが門司区にもほしい。
八幡西区	30	食事のできるスペースがあれば良い。駐車場の設備。紙芝居・絵本を静かに読むスペース。
八幡西区	30	北九州市の子育て支援施設は既存のもので充分と思う。仕事を持つ親としては、放課後教室の充実や長期休み期間など子どもたちが自由に通える公共の施設の活用を期待する。
八幡西区	20	八幡西にも「子育て交流プラザ」のような施設ができれば嬉しい。毎日時間があるときに気軽に遊びに行けるような子育て支援センターが近くにほしい。
八幡西区	20	無料で開放している場がもっとほしい。毎日利用できる場所がほしい。
八幡西区	20	集いの場が少ない
八幡西区	30	もっと場所と開いている日を増やしてほしい。
八幡西区	30	色々なイベントをしてほしい。駐車場を完備してほしい。

区	年齢区分	Q4 自由記述
八幡西区	30	子育てふれあい交流プラザが黒崎近辺にもあると良いなと思う。市民センターの育児サークルの回数を増やしてほしい。
八幡西区	30	永犬丸地域には小倉に有る「子育てふれあい交流プラザ」や黒崎駅横の「こども館」のようなセンターがほしい。
八幡西区	30	中間市の子育て支援センターみたいなものがよい。プラス食事が出来る場所がほしい。パンフ・リーフレットは他区・市のものを置いてほしい。物々交換や売ります・買いますの掲示板など。
八幡西区	30	孤立した中で子育てされている方が多いと思うので、正しい情報と友達との交流で育児不安が少しでもなくなるような場所になればいいと思う。スタッフがいたら、引っ込み思案の親も来やすくなると思うし、集団ルール・マナーを親も勉強する場になればよいと思う。
八幡西区	30	子どもが小さい頃は、市民センターの育児サークル・児童館に連れて行き、色々な人たちから親も子ども声を掛けられて、話をしたり助かったような気がします。そこで知り合った方で仲良くお付き合いをしている方もいます。親子にとってこれから気軽に、楽しく集まれる場がたくさん出来るといいなと思います。
八幡西区	30	交通の便が良い所。外遊びと、内遊びの両方ができること。
八幡西区	30	「子育てふれあい交流プラザ」は親子で時々利用していますが、とても満足しています。区ごとに出来る集いの場についても、類似の施設を期待します。屋内で安心して遊べる場。
八幡西区	30	子育て中の親にとって一番のストレスは、しゃべれる相手がないことだと思う。実家が遠くにあたり、引越したばかりで環境の変動があったりと、人さまざまだが、人によってはすぐに場になじむ方もいるとは思いますが、人と話すことは子育てしながらいろいろなことに不安になった時に、とても役に立つ。子どもが小さな間はできるだけ親が家に居る状況をぜひ作って欲しい。
八幡西区	30	幼稚園、小学校にあがる前の情報提供、例えば園の内容、かかる金額。小学校に行く為に準備した方がよいものなどの先輩ママの声を聞けるコーナーなど。
八幡西区	30	各校区ごと、市民センター、児童館を核として育児サークルやフリースペースが続々と立ち上がっていますが、どちらでも支援スタッフ（無給ボランティア）の熱意に頼るばかりで、後継者不足やノウハウ等の情報不足に悩まされています。そうした支援スタッフを支える体制として、専従の人間、場所を整備して欲しいと思います。子育て支援の立場を考えると、無給ボランティアをあてこんでいる安易さを感じる事がよくあります。高齢者介護に向けた行政支援と同等までは言いませんが、スタッフを支えるスタッフにはそれなりの裏打ちが必要。
八幡西区	30	暑い日、寒い日、雨の日でも親子で遊びに行ける場所。同じ年頃の子どもたちが集まりそうな所、友だちと一緒になくても行けそうな所。親も気分転換できるような所。そんな場所を今のお母さん方は求めているよう。
八幡西区	30	子育てのこと、ご近所のおつきあいのこと、心のことなど身近なことで、相談できる人と気軽に話ができればよいと思う。遠方から北九州市に転居されてきて、身近に手伝ってくれる親戚がいない方等が「助けて」と相談できたり、頼れたりするといい。
八幡西区	30	子育てのストレスを解消できる場が欲しい。
八幡西区	30	たくさんのお母さんがいろいろな悩みや情報交換ができてみなさんが安心して利用できることがとても良いと思う。今後も私たちがいろいろな形で人とふれあいを学んでいける場であって欲しいと思う。
八幡西区	30	子どもが安全に体を動かして遊べるような場が欲しい。雨の日でも。
八幡西区	30	子育て中の親にとって一番のストレスは、しゃべれる相手がないことだと思う。実家が遠くにあたり、引越したばかりで環境の変動があったりと、人さまざまだが、人によってはすぐに場になじむ方もいるとは思いますが、人と話すことは子育てしながらいろいろなことに不安になった時に、とても役に立つ。子どもが小さな間はできるだけ親が家に居る状況をぜひ作って欲しい。
八幡西区	30	ゲームセンターのような場所が北九州市には多いように感じる。そういう施設ではなく、スポーツができるような場所影響を作って欲しい。
八幡西区	30	子どもが楽しく遊べる大きなひろばが、あればいいなと思う。

区	年齢区分	Q4 自由記述
八幡西区	30	日ごろ接する機会が少ない70代、80代のお年寄りに折り紙、お手玉、あそび歌などでゆったりと遊んでもらえる場が欲しい。親も一緒にホッとできる時間を過ごす。
八幡西区	30	駐車場が広い方がいい。車を持たない人でも乗り合わせでこれるよう。また、近くでも雨の日ect…車だと来やすい。
八幡西区	30	気軽に参加できる雰囲気の間だといひ。
八幡西区	30	子どもが安全に安心して遊ばせることができる場所であればうれしひ。
八幡西区	30	幼稚園、小学校にあがる前の情報提供、例えば園の内容、かかる金額。小学校に行く為ひに準備した方がよいものなどの先輩ママの声を聞けるコーナーなど。
八幡西区	30	各校区ごと、市民センター、児童館を核として育児サークルやフリースペースが続々と立ち上がっていますが、どちらでも支援スタッフ（無給ボランティア）の熱意に頼るばかりで、後継者不足やノウハウ等の情報不足に悩まされています。そうした支援スタッフを支える体制として、専従の人間、場所を整備して欲しいと思います。子育て支援の立場を考えると、無給ボランティアをあてこんでいる安易さを感じるこがよくあります。高齢者介護に向ける行政支援と同等までは言ひませんが、スタッフを支えるスタッフにはそれなりの裏打ちが必要。
八幡西区	30	児童館に冷暖房完備してほしい。
八幡西区	30	もう少し回数を増やしてほしい
八幡西区	30	医生ヶ丘でも毎月ほのぼの相談をしてほしい。（2ヶ月に1度なので）
八幡西区	30	子どもの館のような室内で楽しく遊べる場がもっとほしいです。
八幡西区	30	駐車スペースがたくさんあるといひ。子どもの館は、駐車料金がひの高いので頻繁に利用しにくい。
八幡西区	30	親も子ども楽しめる本がある図書館があるといひ。貸し出しもあるとうれしひ
八幡西区	40	最近はいろいろなところで育児サークル、相談窓口など本当に今の若いお母さんたちは、子育てをするうで、いい環境にあると思う。でもそれが本当にいいのか、疑問を持っている。子育てを楽にしてあげるのではなく、大変だけど楽しめる様にお母さんたちを育ててほしい。
八幡西区	40	今の子育て広場は、親と子どもが遊ぶのみの場になっていますが、子どもを教育する前に、親に色々なこを学んでもらって子育てに役立ててほしい。
八幡西区	40	小学校の図書館や児童館に司書を配置し、地域に開放されて欲しい。
八幡西区	40	子どもたちは中学生、小学生になり、自分の時間が少し持てるようになったが、子どもたちが乳幼児の頃を思い出すと、なかなか自分の時間が持てずにストレスがたまっていたかなと思う。隣の部屋で子どもたちに読み聞かせをしてくれて、母親がリフレッシュできる講座etcのスペースがあれば、子育てにも少し余裕ができるのではと思う。
八幡西区	40	小学校、中学校の30人学級、養護学級の定員8人に一人の先生から5人くらいなど、早くして欲しい。
八幡西区	40	広いスペースで子どもが自由に行動できる。
八幡西区	50	折尾地区には住民が9万人住んでおり、戸畑にはウエル戸畑という1000人の人が集まれる立派な施設があるのに折尾にはそんな施設がない。ぜひ、交通の便のよいところに集会および会議ができる施設を作て欲しい。
八幡西区	—	もっと身近に整備された外遊びの場がほしいです。室内ではなく戸外で自由に走ったり、転んだりできる経験が不足しています。
八幡東区	20	午前中しかあひていないこが多いので一日中あひているか午後もあひている集いの場がほしい。
八幡東区	20	とても楽しいので、来れるときはよく利用させてもらっています。身体測定もありたすかっている。時間が早いので、午後からもあるといひなと思います。
八幡東区	20	たくさんの方と知り合うこができてとてもいいと思う。東区内での市民センターの育児ひろばもけっこう金曜日にかたまっているような気がするので、もう少し日にちがバラバラだと他のところにもいけるかな、と思います。
八幡東区	20	食事を取るスペースがある場所が少ないので、増えるといひ。

区	年齢区分	Q4 自由記述
八幡東区	20	さくらのようにいつでも開いていて、おもちゃの沢山ある場所が沢山欲しい。八幡西区に無いので。
八幡東区	20	八幡東区は老人の町と言われているので、子育て支援が少ないと思う。もっとさくらのような場所を作ってほしい。
八幡東区	20	毎日開いているような子どもが遊べる場所が欲しい
八幡東区	20	図書館にオムツ替えや授乳コーナーがないのが残念
八幡東区	30	乳幼児と小学生位の子が同じ空間にいるのは乳幼児の親にはハラハラすることもあるでしょうが、異年齢の子どもがふれあえたり、乳幼児だけでなく小・中・高生のそれぞれが集える事が必要だと思います。
八幡東区	30	土日祝日もいける場が必要。土日主人が仕事なので。同じような環境の親子と出会いたい。子育てやそれ以外のことを相談できるスタッフの方がいると助かる。
八幡東区	30	子どもが自由に遊べるスペース遊具、環境がより充実していくことを期待しています。
八幡東区	30	集いの場は増えているのでよいと思う。学童保育も各学校内に作ってほしい。
八幡東区	30	週末もあいてっていると、父親も子どもが普段どんなところで遊んでいるのかわかってよいと思う。
八幡東区	30	親子でゆっくり遊べる場所が欲しい。週末は上の子（小学生）も連れて行けるところが欲しい。
八幡東区	30	八幡西区内にさくらキッズのような場所を作ってほしい。西区も広いので2～3箇所ほしい。誰でもいけるように。市民センターも月に2～3回あけて欲しい。
八幡東区	30	食事ができる場ができたらい
八幡東区	30	お昼寝や食事の時間により参加できない時が多いので、長い時間あいて欲しい。
八幡東区	30	週末も開いていて、上の子（小学生）も一緒に連れて行ける使節が増えて欲しい。
八幡東区	30	家で二人きりでは煮詰まるので、集いの場があると嬉しい。
八幡東区	30	現在さくらに通っていますが、このような施設が増えると親にも子にも良い。
八幡東区	30	他県から里帰りしている人でも気軽に参加できると嬉しい
八幡東区	30	無料の広い駐車場があり、小学生と未就学児が同時に安全に遊べる場所が欲しい
八幡東区	30	さくらのような場所がたくさんあるといい
八幡東区	30	新たに作るのも良いが、今ある市民利用スペースに全て座れる（畳等）スペースができるだけでも違う。子育ては毎日24時間。日常生活に組み込めなければ支援にはならない。家から歩ける距離、毎日使えるが基本。時々大掛かりな所へイベント的に出かけるのはいつのも支援にはならない。またスタッフの日があることで親子の礼節も保たれる。場所があれば孤立した子育てに悩むことも減る。又、医療の担保なしには子育てはできない。救急にかかっても2時間待たされ、「解熱剤で様子を見ましょう」と帰されても……。スタッフも「何でもお答えします」の専門家よりも、聞いてくれる人一緒に考えてくれる子育て経験者、同じ年頃の子を持つママ友のほうが必要。子育てに正解は無いのだから、「答え」を出す人ほど信用できないものは無い。責任はとってくれない。
八幡東区	30	交流プラザ、子どもの館等たまに利用するが、駐車場の金額などが高すぎていつでも行こうという気にはなれない。スーパー等（イオンなど）に親子で安心して食事ができる専用スペースが欲しい（子連れではない人に迷惑にならないよう）。八幡西区には保育所を開放してくれている場所が見当たらない。週末に子どもを遊ばせるところが欲しい。今後育児をする人が楽しく子どもと遊べるようにスペースを増やして欲しい。自分も色々探して今も遊んでいる。
八幡東区	30	天候の悪い日でも行ける様に毎日開けて欲しい。お金がかかると結局行く日が少なくなり活用されなくなると思う。ある程度の年齢分けは必要（1つのスペースでも分けてくれないと怪我があったりトラブルが発生しやすいと思う）食事を作るところが有ればすぐ良い。八幡西区には毎日開いている施設は無いので是非欲しい。
八幡東区	30	スタッフに気軽に相談できる、子どもが安全に遊べて他のお子さんと触れ合えることが大切。初めての人でも入りやすい空気を希望。
八幡東区	30	ずっと二人きりで遊んでいたのが、人の中にはいって遊ぶことが無かったので良かった。

区	年齢区分	Q4 自由記述
八幡東区	30	AIM子どもの館は、来館する子どもの対象年齢が広いので、広く浅くといった感じで、いざ遊ぶスペースが少ないので対象年齢を対象年齢を絞ってスペースを確保できたほうが遊びやすい。もっと専門家の意見を聞いて作ったほうが良いのでは。
八幡東区	30	持ってきたお弁当を食べるスペースが欲しい。自販機とかは要らないので、テーブルと椅子が欲しい。
八幡東区	30	区役所でマタニティの教室が幾つかあって参加した。市民センターでも子育てサークルやフッ素などして、小さい頃からセンターを利用してもらって、若い世代ももっと利用できるような情報提供してあげたら良い。
八幡東区	30	公共の交通機関を使って行きやす場所に多く点在すると行きやすいと思います。
八幡東区	30	保育所でなくても、忙しいときに少しでも預けられるところが身近にあるといい
八幡東区	40	外遊びのできる場所が増えるといいですね。
八幡東区	40	現在児童館の未就園児のあつまりに参加していますが、近隣になく駐車場もないので、バスを利用しています。小さい子どもをつれての移動は大変で行くのがおっくうになってしまいます。市民センターでも同様の親子体操やあそび教室を行ってもらえると多くの方が利用できる思います。
八幡東区	40	幼稚園や保育園へ行くようになれば、親子とも出会いはあるが、個人個人の育児や環境(家庭や友人等)の悩みを気軽に相談できる場になればいいとおもう。
八幡東区	40	どのような場になるのか、予測が付きませんが、しつけなどを少し学べるといいです。
八幡東区	—	託児つき講座がとても少ないのです。(講座はたくさんあるのに)基本的にはほとんど託児つき(予約、有料でも可)があたりまえという風にはなりませんか?
八幡東区	—	幼稚園、小学校、中学校の情報が得られる集いに参加したい
若松区	20	子ども達が自由に出入りできる、毎日あいているフリースペースを、ぜひ各区ごとに作って欲しい(料金もかからないほうがいい)。若松・八幡西区ないが行動範囲だが、水巻の支援センターまで出かけることもあるので、近くにぜひ作って欲しい。
若松区	20	自然のことに子ども達が興味を持って、活動できたらいいと思う。
若松区	30	講座もあったほうがいいが、毎日あいていたほうがいい。今もいろいろな行事をしてくれていて助かっている。
若松区	30	どこのサークルも開催日が月2回or1回で曜日が決まっているので、いつでも時間のある時に利用できるような施設があると助かると思う。ただ集まっておもちゃで遊んで終わりというより、集まった子ども達で何か作ったり、遊んだりというような事が出来るといい。
若松区	30	周りの安全性(道路にすぐ出れないような工夫がある)など。親の身になって考えてある場を希望。
若松区	30	子育てふれあい交流プラザのような施設を各区に作ってほしい。
若松区	40	毎週1回は、何時間か広い遊び場が使えるとうれしい。
若松区	40	働く女性を支援していただけるよう、子どもを預かる環境に充実を求めます。
若松区	40	友達がいなくても行ってみようと思える場所があるといい。自分の子育てが「大丈夫よ」といってくれるやさしいおばちゃんがいるとほっとする。子どもも親も異年齢で集えるといい。
若松区	40	(ほっと子育てふれあいセンター)の交流会みたいな会が嬉しいです。参加しやすい雰囲気、話の内容もとてもよかった。
若松区	40	人間としての学びの場となるように、子どもにも親にもちゃんと注意の行われる場。

■支援者の場合

区	年齢	Q4 自由記述
小倉北区	40	自然(土、生き物、虫、風・・)の中で安全にすごせること
小倉北区	40	子育て中の人だけでなく、いろんな世代の人がかかわれる場。支援が必要な人(家族)には、適切な機関につなぐなど。そのためのスタッフの充実と身分保障。
小倉北区	50	草花風土等、自然に触れられるような場で、多世代交流もできるような場であってほしい。

小倉北区	50	現在の市民センターのフリースペースを集いの場にあてればよい。
小倉北区	50	区ごとでなく、市民センターにフリースペースを作るべきだと思う。
小倉北区	50	区ごとに新しく作るよりも、現在各センターで行っているフリースペースを活用を見直し、親子が集いやすい近所にあった方がいいのでは。集いの場が親がわがままで使用できる場にならないようにして欲しい。
小倉北区	50	家庭の中だけの子育てをしている親子を利用させることができるようといいなと思う。
小倉北区	50	集まるお母さんたちが自主運営できるように支援者が手助けする施設になって欲しい。お母さん自身がお客さまにであってはいけないと思う。
小倉北区	60	託児ボランティア経験から、楽しくボランティアできる場が大事です。それには市民センターの館長さんの協力、理解があると子育て支援活動が出来ると思う。地域のセンター内に作るべき。
小倉北区	60	元気な高齢者がセンターでデーサービスを受けている様、乳幼児親子にも定期的に学び、遊び、相談、情報交換等、行政、センターが主になりそして地域の協力でリフレッシュできて、子育てを楽しくできる環境づくりをやってもらいたい。
小倉北区	60	車で行く、駐車心配のいらぬこと。親から支援者世代間のギャップを埋める配慮。
小倉北区	60	市民センターのセンター長に子どもも孫もない人は、子育て支援に目を向けていない。分かっていない様思う。積極的な気持ちがない。
小倉北区	60	いつでも誰でも子どもを愛する人は出入り自由。どんな小さなことでも気軽に相談でき、その為の情報の提供が出来る体制作り。子育てに疲れた人がお茶を飲みながら、ちょっと離れたところから我が子を眺める場。同年代の子供を持つ親同士の話の輪。お年寄りの交流の場。
小倉北区	60	市民センターの内容の充実。
小倉北区	60	子育てに専門家は必要だが、子育て経験のないスタッフがああしろ、こうしろと指導することに疑問を持っている。学びの場としてお互い情報交換の場所として利用する程度にすると気軽に参加できる利用者も多くなると思う。
小倉北区	60	時間帯が決まっていなくて、いつでも自由に集える場。必要に応じて相談ができる場。親子、双方の友だちづくりのできる場。
小倉北区	60	活動費を出して欲しい。
小倉北区	70	もっと力になって欲しいと思ってもいろいろあって、なかなかできない。
小倉南区	40	保護者の自立性・責任感を学べる機会を作る必要がある。してもらえるのが当たり前といった社会性の育っていない保護者の背中を見てその子が育つことになるから。
小倉南区	40	保護者がおんぶにだっこではなく、その場を借りてリフレッシュや友達作りができるような環境づくりをしたらいいと思う。
小倉南区	50	校区よりも別の体験できること。支援者の学びの場（資格）が欲しい。
小倉南区	50	校区では取り組むのが難しいこと（例：講座、専門家の相談、バスハイクなど）公共の交通機関で行きやすいところでの開催。また、分かりやすい場所。
小倉南区	50	室内で遊んだりおしゃべりする施設はあるので、外遊びや草花をいじったり植えたりして、自然に触れる場所になると良いのではないかと。そして子育て親育ちが出来ると尚良い。
小倉南区	50	作るだけではだめで、スタッフなど地域住民の参加が必要では。サポートする側の人数確保ができた状態になってほしい。
小倉南区	50	市民センターでは、部屋が狭かったり、倉庫の場所が不便だったりとあるため整備してほしい。
小倉南区	50	誰でも知っている、来ても一人にならない配慮がある場
小倉南区	60	働いている人たちの子育てを助けないと、少子化は解消されないと思う。
小倉南区	60	フリースペース等の支援者としてお手伝いに出ているが、子育て時代が出来たお友達は、生涯に通じて良い友達関係を続けていくことが多いので、是非母親たちの良い出会いの場、友達作りの場であってほしいが、輪に入れない方もいらっしゃる。支援者の声掛けや働きかけや心がけなど、心して支援することも必要だと感じている。

戸畑区	50	親が、してもらうことに対して当然だと思すぎる。「自分の子」の子育てなのだから、親としての自覚が持てるようにするべきではないか。環境を良くする事と親を甘やかすのとは違うのでは
門司区	50	学びの場→単に講座を受けるなどの狭義の意味ではなく、子育てをトータルに学ぶ環境であること。
門司区	50	役所のお仕着せにならないように、支援者と親子の居心地のよい場所にしてほしい
門司区	60	あらゆる人に知ってもらえるようPRしたほうがいい。門司区には古城保育園が有るが、親子が集える場所があればいい。
八幡西区	40	北九州市の子育て支援事業は、いろいろよいものがあるのに、必要な人伝わっていないように感じる。母子手帳申請や産科など必ず行くような場所でもっと宣伝して欲しいと思う。
八幡西区	40	サポートに入っている方で、双子の子を預けたいが、今の状態では無理と言われたとの話を聞いた時、答えられなかった。
八幡西区	70	子育ては長い目でみて、運営されることが需要であり、その時々行政の都合（予算・人員配置等）で閉鎖することのないようにする。子育てを通して親育てのできるような環境整備を十分に考慮されることが必要である。
八幡東区	50	行政担当者の力量にもよると思うが、ボランティアの協働となるなら、その研修をぜひ重ねてほしい。
八幡東区	60	気軽にいける雰囲気のある場所(役所的でない)
若松区	40	核家族した母親が疎外感を感じない場になれば。子育てを終えた主婦がお手伝いできる集いを提供してほしい。
若松区	40	親子共に友だちの輪が広がり、それが地域活動等にも大きく広がっていくと良いと思う。
若松区	40	依頼者の家庭に入り、支援活動をしています。子育てひろばにいけないお母さん方も多くなってきている現実も知ってほしいと思います。
若松区	50	一般家庭の自宅を開放したような場所が身近にあるといい。

■ 専門家の場合

専門分野	年齢	Q4 自由記述
	80	自由に過ごせて間食が取れる。昼食も取れる。
	20	兄弟の数も減り、核家族も進んでいるので、いろいろな世代が交流して助け合える地域になると良い。
保育士	20	その区の特徴や独自性が出るものがあると思います。
保育士	30	1才未満児のみの対象の集いの場を多くつくってほしい。
保育士	30	清潔感があり、集える場がほしいと思います。
保育士	30	各園から保育士を出し、この集いの場を開園するというのはやめてほしいです。私たちは自分たちが担当している子どもたちも大切なのです。専門のスタッフ等が必ずつくようにおねがいしたいです。このような集いの場があるのは、私としても大変心強いです。
保育士	30	集いの場は大きな物でなく小さな物がたくさんあったほうが良い。
保育士	40	たくさんの人が子育て支援の必要性を考えていくことが大切。
保育士	40	気軽に相談できる雰囲気と場所。(駐車場・子どもがいっしょの場合を想定して)
保育士	40	利用者が使いやすいことは大切ですが、親子にとって学びの場であってほしい (EX: お年よりがいて、経験知による助言をする等 ルールを守る 要求ばかり 言わないなど 支援者がいえないことも言っていただく)
保育士	40	フリースペースが市民センターの親子サロンなどの「はしご」をして一日中家にいない母子をよくみかけます。一日中つれまわされ、子どもは疲れ気味。ママはおしゃべりしてリフレッシュ! は子どもの育ちにどうなのか・・・集いの場が増えることに関して保育者としてやや不安も感じます。
保育士	40	集いの場が親のリフレッシュの場になり、子どもに目が向かないことが多いため (あまり望ましくない)、子どもに配慮された環境整備は必要だと思う。また、親子が共に育ちあひ学びあう場であり (わらべうた、あそび等遊びの提供)、親子が他者との出会いの場、子育ての悩みを専門家に気軽に相談できる場になることが望ましいと思う。

保 育 士	40	集いの場の中でもグループ化して固まってしまう。中に入れたい親子がいます。そういう親子でもスムーズにその場にはいっていきけるようなスタッフは必要だと思います。また、孤立化している親子をいかにサポートしてあげるかそういう場に参加できるかが必要なのでは？場ができていくまでに勇気がいるもの。
保 育 士	50	子育て中の親子と限定するのではなく、地域の人々が自由に気楽に集える場、交流できる場であってほしいと思います。
保 育 士	50	小さな場所の部屋も必要→0才（8ヶ月未満）がゆっくりできるため。
保 育 士	50	子どもをそだてるとき、楽しいこともあるけれど、保護者にもがんばってもらわないといけなことも。今、ちょっと大変だけどそれを越えると子どもとの楽しいひとときがもてる、そんなことを子育て中の人、子育てを終わった人がワイワイ話せたらいいな、と思います。しんどいこともワイワイいいあえるような場がいいと思います。
保 育 士	50	親が年長者に出会うことで子育て感等変わってくるのでは？親が甘えたりできる場が必要かもしれません。子どもの親子だけと範囲を決めず、誰もが寄り合える場所があればすてきです。
保 育 士	50	子どもが家の近くにいないことが多いので、いっしょに育つ、ルールを学ぶ事、保護者も年令なりの発達が変わり、どう子どもに接していったらよいか交流を通して学べる場になると良いと思う。ただ子どもに向き合う時間を減らすためにきているのでは、ひろばとしての意味ももたないと思う。
保 育 士	50	現在あるフリースペースなど（保育所で行っている地域開放事業）では、リフレッシュの場としての利用が多いように感じます。安心して子どもの遊ばせる場を求められる方も多いようです。子育て意識の向上を目指して質の高い子育てひろばが増えたらいいな、と感じます。
保 育 士	—	設備が整いすぎている。遊具がなくて親子でふれあえ、家庭に帰り、継続して遊ぶことができる場があってもよいのでは・・・と思う。（物がなくても遊べる方法）
保 育 士	—	専門家がいてある程度の悩みに対応でき、専門機関にもつなげられる、スタッフが常にいることが必要では？友だちとの輪は近くの世市民センターや公民館でのつながりのほうがつくりやすいのでは？
保 健 師	30	いつでも行きたいときに行けて、一組の親子しかいなくても家では出来ない外遊びやおもちゃで遊べる場所
保 健 師	—	行政職員が減数となり、環境的には孤立化した子育てとなっている今、当事者同士の横のつながりを目的とした場は貴重である。必ずしも専門家の関与は必要ないと思う。各区の実情に見合ったものであるべき。一律の形にはしないことを希望。
心 理	20	横のつながりとタテのつながりが必要だと思う。つまり、横のつながりは、友人・仲間であり、タテのつながりは専門家との相談と思う。仲間に支えられ、専門家と今後のことを具体的に相談するという体制が重要ではないかと思う
心 理	20	気軽に利用ができ、子どもに関する発達や情緒的な心配がある場合には他機関につなげていく橋渡しの機能を持った場に成るとよいと感じる。
心 理	20	こういった場があると、子育て支援のほかにも、虐待予防、虐待発見にも役立つと思う。既存の地域資源や児相等との連携が重要だと思う。
心 理	30	働くママも集える場。少人数の所、大人数の所など、社交的な人でなくてもいろんな人が入りやすい場。
心 理	40	出会いの場を作るためには、ただ場所だけでなくつなぎ手がいないとコミュニケーションが苦手なお母さんが多い。子育て、自分育ち（親として）について幅広い内容の啓蒙の場であると同時に癒しの場としての機能を併せ持つて欲しい。
心 理	50	子どもづれで気軽に行ける便利のよい場所が良い。集団に溶け込みにくい親（子ども）も入りやすいよう、スタッフのサポートがほしい。
心 理	50	お母さん方がほっとできる場、サポート（?にも）してもらえる場であって欲しい
保 育 ・ 心 理	40	現在、各区にある「地域子育て支援センター」は保育所との併設だが、情報発信・スペース・駐車場等それぞれのセンター毎に差がある。地域的なものもあり、利用しにくいところもあるのではないかな。コンビニに行くような感覚で気軽に行けるものがよい。保育所はどこも入所がいっぱいで、スペース的に厳しい。今後は幼稚園・小・中学校（子が減って空教室があると思う）区役所（利便性の面より）等の活用はできないか。

臨床心理	30	一人で悶々としている・なかなか自分から行動できないお母さんが少しでも「行ってみよう」「行ってよかった」「ほっとできた」と思えるような場があるといい。
臨床心理	40	子育てに奮闘している方達が気軽に行ける場。そこで他の方達と支えたり、支えられたりする関係。そして分からないことは、専門家に聞けるという、安心で安全な場所・空間の提供が良いのではないか。また「子育てを考える（語る）親父の会」なども必要かもしれません。（ぜひ作ってください）
保健師	20	人が集まっているところに人が集まり、少ないところには人が集まっていない。
保健師	30	気楽に利用できる場であり、地域性があつたら楽しそう。母乳相談など産まれてからすぐ使える場所が欲しい
保健師	20	親子が集える場ができることは良いことだと思いますが、集うことのできる家庭（外へでかけることのできる）の支援だけでなく、個別の支援体制も考えていきうべきだと思う。
保健師	30	子どもの年齢が低ければ低いほど、親子で（特に母と子）でかけることは大変です。でもお出かけは題字。体調のよい日、悪い日、天候のよい日、悪い日、色々な中で、気軽に利用できる場があれば多くの方が利用しやすいのではと思います。
保健師	40	小学校区ごとの市民センターは、出会いの場、相談の場として機能していると思うので、区ごとにできる集いの場は親や支援者の学びの場であるとよいと思う。区、市民センターへ区役所のPHN等が出向いての相談は1／月程度なので親子がほっとしてすごし、常時相談できる体制になっていると母親の安心感が増すと思う。
幼稚園教諭	20	子育て情報など、気軽に知れること。核家族の増加により、悩んでいても、誰にも相談できない人が多く、幼稚園や保育園への入園なども、どうしてよいか分からないとよく聞きます。区ごとの集いの場を通して、その区の幼稚園・保育園の情報を提供したり、親子で遊べるスキンシップ遊びや、初めての子育ての方に、先輩ママからのアドバイスなど、情報交換の場になればよいのでは。

Ⅱ 〈地域協治〉（ローカル・ガバナンス）の制度化とその理論的課題 ——提案と文献紹介

山 崎 克 明

私はこれまで、地域協治（local governance）の考え方を紹介し、北九州における地域づくりの方法として提示してきた（参照：「21世紀の地域づくり—地域における新しい〈公共空間〉の形成」、『北九州発21世紀の地域づくり』、中央法規、2001、所収；「地域コミュニティの再構築と〈地域協治〉の模索」、『21世紀型都市における産業と社会』（海鳥社、2003、所収）。また、地域協治の考え方にもとづくホームレス問題の解決方法として協働システムの制度化を提示し、「北九州市ホームレス自立支援推進協議会」の運営に関わってきた（参照：「NPO、市民、行政の『協働』システムによるホームレス問題の解決への取組」、『ホームレス自立支援』、明石書店、2006、所収）。そして、現在、北九州市の新たな基本構想を検討するにあたって、地域協治によるまちづくりの具体的制度化を提案する段階になっている。そこにおいて、私は、地域協治の制度としての「まちづくり戦略会議」の設置およびそれと市議会との関係について提案している。そこで以下には、この提案の骨子とそのヒントになった主要な文献（抄訳）2つを紹介させていただくこととする。

1 提 案

(1) 第2回北九州市基本構想審議会への意見（2007.11.30.）

○ まちづくりの理念について

① みんなでつくるまちづくり政策——ガバメント（統治）からガバナンス（協治）へ——

まちづくりの担い手は、第1義的には、市民（住民）です。従って、市民（住民）の意見がまちづくり政策に適正に反映されるメカニズムを構築することが必要です。

市民（住民）の意見はこれまで選挙を通して代表されることをもって基本的には必要にして十分であると考えられてきました。しかし90年代以降の脱近代状況のもとでの分権化の流れの中で、地域の役割が高まると共に、市民（住民）の意見がまちづくり政策の形成過程により直接的に反映される必要が生じてきました。また、そうした必要に対応して従来の政府・行政主導の政策形成のあり方（ガバメント）に代わる、市民（住民）と政府・行政とが協働してまちづくり政策を形成し実施する方法（ガバナンス）が広く先進諸国において、また、わが国においても説かれるようになってきました。

北九州市においてもこのガバナンスの手法によるまちづくりを行うことが必要です。そのメカニズムとして、住民組織・市民活動組織や企業などの利害共有者（ステイクホルダーズ）の代表と、市会議員、行政職員、そして専門家で構成される「まちづくり戦略会議」を設置することが必要です。

② 略

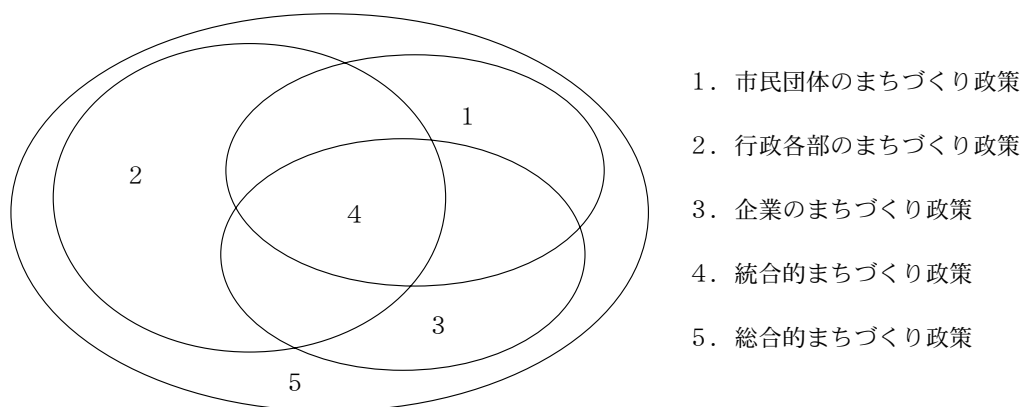
(2) まちづくり政策と地域ガバナンスの制度化 市民会議「あたらしいまちの「かたち」づくり」部会・作業部会への提案（2008.01.05.）

1) はじめに

地域社会の形成（まちづくり）は行政（市役所）各部局の政策によってのみ進められているわけではありません。地域を構成する各種の団体にも、自覚するといなどに関わらず、それぞれに独自のまちづくり政策があります。また、個々の市民も、まちづくりについてのさまざまなアイデアを持っています。したがって、質の高いまちづくりを進めていくためには、それらの政策間の調整をし、さらに、それらを統合したまちづくり政策（統合的まちづくり政策）を形成する必要があります。また、北九州市のまちづくり政策の最終・最高決定機関である議会の政策過程とも調整することが必要です。

そのためには、各セクターがまちづくりについてのアイデアを出し合い、各セクターの政策間の調整をし、さらには統合的まちづくり政策を形成し、立法化し、実施し、評価するという、ガバナンスのメカニズムを構築することが必要です。

まちづくり政策の概念図



2) 統合的まちづくり政策形成の制度化

① 「北九州市まちづくり政策戦略会議」の設置

ガバナンスのメカニズムとして、まず、統合的まちづくり政策について市民（団体）を中心に関係者が話し合う場が必要です。その場として「北九州市まちづくり政策戦略会議」の設置を提案します。この会議の構成者は各種の住民組織・市民活動組織や企業などの利害共有者（ステイクホルダーズ）の代表と、市議員、行政職員、そして専門家（学識者、専門職業者）とします。

② 戦略会議と市議会等との関係

市議会は北九州市のまちづくり政策の最終・最高の審議・決定機関です。従って、「北九州市まちづくり政策戦略会議」で審議・決定されたことで、北九州市のまちづくり政策として具体化すべきものは、条例その他のかたちで市議会に上程し、その審議・決定を待たなければなりません。同様に、行政政策として具体化すべきものは、市長以下の行政部局において、行政計画その他のかたちに具体化されることが必要です。「戦略会

議」の構成者に市議会議員や行政職員が含まれるのはこのためです。

また、「戦略会議」で審議・決定されたことで、市民セクターや企業セクターにおいて具体的に取り組むべきことについては、それぞれの場でさらに議論を重ねて、その実行に向けた取組を展開することが必要です。

③ 政府情報の公開

会議が有効に機能するための第1の条件は、北九州市の政策課題に関する情報を委員が共有していることです。そのためには会議の議題とその優先順位を決定するための関係政府（行政）情報が委員会に開示されなければなりません。また、行政機関は会議に必要な情報の収集につとめなければなりません。

④ 会議の公開

会議は市民に公開され、また、議事録も公開されなければなりません。

⑤ 「北九州市まちづくり政策戦略会議」は、そこで審議・決定されたことが、市の政策として、あるいは各セクターの活動においてどこまで有効に具体化されたのかを検証することが必要です。

⑥ 評価

「北九州市まちづくり政策戦略会議」は、北九州市のまちづくり政策の第三者的な立場での評価機関として機能することが期待されます。

2 文献紹介（抄訳）

(1) マーク・カラナン「参加とガバナンスの制度化？」

Mark Callanan, Institutionalizing Participation and Governance? New Participative Structures in Local Government in Ireland, in *PUBLIC ADMINISTRATION* Vol.83, No.4, 2005(909-929).

要 旨

世界の公共サービス提供者たちおよび公選の諸レベルの政府は、意思決定における市民の参加に引き続き努力を続けている。これを達成するためにそれぞれの国の地方当局はさまざまな方法を採用してきた。住民投票、消費者調査、オンライン討論会、陪審といったものがこれである。本稿は、アイルランドの地方政府における新しい参加的委員会構造の事例に迫る。このことには、地方政府の意思決定における利害共有者 stakeholders（企業 [ビジネス]、労働組合、コミュニティ／ボランティア・セクター、ならびに環境関係者を含む）を特定しようとするのが含まれる。これらの構造は参加民主主義に向かう国際的な流れとアイルランドの国家レベルでのネオコーポラテシストの「社会的参加」の経験とによって触発された。本稿は新しい委員会構造とその構成を検討し、遭遇した諸問題のいくつかについて検討する。そしてこれらの新しい構造に関する調査研究が他国で実践されている多様な参加のメカニズムに関する文献を生み出してきた問題関心の多くを支持していることを実証する。

ガバナンス、政策ネットワーク、参加民主主義

Beetham (1996, pp.31-3) は、地域民主主義 local democracy は継続的更新が必要な 4 つの側面に基礎づけられていると論じた。すなわち、

1. 意思決定の住民による正当化—政府のリーダーは選挙によって決定を正当化されている。
2. 説明責任—意思決定過程の透明性を最大化し、情報の自由（公開）法 freedom of information legislation、公職倫理を支える諸規定、透明性のルール、裁判所の独立性、メディアによって政府の活動に関する情報を利用可能にするメカニズムが採用されている。
3. 応答性—政府は全範囲の世論に聞き、要求に応答し、特定の争点について優先順位を決めるべきである。選挙の過程はある争点に関する世論を見極める手段としてはあまりに大雑把であり、他のメカニズムによって補完される必要がある。
4. 代表性—市民権が平等（例：一人一票）で、立候補の機会が平等でなければならない。

彼はまた、市民の権利を行使するためには機敏かつ行動的な市民団体が必要であると論じた。更に、参加構造の中での「説明責任」、「代表性」、「責任性」といったことばの現場での定義 working definitions が問題として残っているという事実を光を当てた。

ところで、ガバナンスについては以下のような定義がある。まず OECD は、「統治活動 (act of governing)」について、「この語は行政と、統治 (governing) の制度・方法・道具を含む。それはさらに政府と市民（ビジネスおよびその他の市民の諸集団との関係および国家の役割を含む）(OECD 1995, p.158) という定義を用いてきた。Peters and Pierre (2001) は、より非公式な関係への信頼をほのめかし、多層的ガバナンスの概念は国家構造の作用の伝統的過程に挑戦するとして、「政治権力と制度的能力は、国家に与えられた公式的憲法的権力から益々少なく、公的および私的行為者や利害関係者（団体）interests からの諸資源を使いこなし調整する能力から益々多く発するようになってきている。少し視点を移せば、国家の「命令・統制」タイプから「能力を与える enabling」国家への発展を目撃してきた」（p.131）と記している。また Rodhes (1996, p.666, 1997, p.53) は、ガバナンスを「自己組織する組織間ネットワーク self-organizing interorganizational networks」と定義し、この傾向は「国家と市民社会の仕切りをあいまいにし、さらには溶かす」かもしれないという (Rodhes 1996, p.666)。

こうした定義を受けて、本稿では、多様なレベルの伝統的政府と社会のなかの他の利害関係者との間の公式非公式のネットワークに力点を置きつつ、ガバナンスを参加民主主義と密接にリンクさせる。ガバナンスはより広汎な政府および非政府の利害共有者を含む、より包含的な意思決定への動きを含意している。広範囲の利害共有者を意思決定に含めることには以下のようないくつかの理由がある。すなわち、①投票率の低下、②選挙と選挙の間における人々の発言権の承認、③政府がいつも「最善を知っている」わけではないこと、利害共有者は彼等独自の専門技能を意思決定の過程に持ち込むことができることの承認、公共政策のより大きな「主体者性 ownership」の創出が、これである。

参加のメカニズム

地方レベルでの公共政策の作成への利害共有者の参加の方法のいくつかを示せば、以下の通りである。

表1 政策形成への参加のアプローチ

	自由主義的	管理主義的	コミュニティ主義的
一般市民の役割	消費者	消費者	市民
参加の機能	需給調整	消費者の満足度の信号	コミュニティの意思の確認と公式化
参加の方法	選択；結果の情報	消費者調査と苦情処理制度；消費者憲章；公式の協議	コミュニティにおける十分な審議；利用者民主主義；分権
エンパワメントの性質	サービス創出者間の競争	評判、一般市民の尊敬、比較	発言権、説得
情報の所在	経済学、公共選択	管理と組織の理論	政治学、民主主義の諸理論

表1に示された概念枠組によると、自由主義的アプローチは市場的条件、競争入札、組織内競争を強調する。これに対して管理主義的アプローチは消費者との密接な接触を認める分散（権）構造、市場調査・消費者調査の重要性、継続的改善を確保するための地方当局との間の「規準づくり benchmarking」を強調する。Ståhnbergは、このアプローチについて「参加のメカニズムが当局と市民との間の権力の現実の移行をもたらすことは何ら意図されていないから、一般的方向性は慈悲深い温情主義とよばれうる」（1997, p.82）とコメントしている。最後にコミュニティ主義的ないし審議的アプローチ communitarian or deliberative approachは双方向コミュニケーション自体の価値、合意への到達可能性、より大きな共通の一致を生み出すことに対する信念を含意しており、意思決定は原則としてオープンですべての人がアクセス可能であるべきであるとする。

アプローチの違いは領域（スペクトル）の違うポイントに位置づけられるが、実際にはさまざまな要素の混合が見られる。市民憲章 citizen chartersは消費者の権利を同定する管理主義の道具として見ることができよう。英国は自由主義的アプローチ、ドイツとオランダは管理主義的アプローチ、北欧諸国のような国々は3つすべての影響を受けているが、次第にコミュニティ主義の諸価値が関心を強めている（Ståhnberg 1997, p.83）。アイルランドの戦略政策委員会 Strategic Policy Committee, SPCはよりコミュニタリアン志向であると考えられる。

Leach and Wingfield (1999, pp.49-50) は地方当局によって用いられている一般市民の参加のタイプを大きく4つに分類している。

1. 伝統的—集会、質疑のセッション、協議文書 consultation documents の発行などを含む
2. 消費者志向—消費者満足度調査、世論調査、苦情処理手続、提案制度
3. 市民との協議のための新たな方法—双方向のウェブサイト、市民のパネル、フォーカス・グループ [政治問題などに対する一般の反応を予測するために集団で討議してもらう小人数からなるグループ]、住民投票
4. 市民による十分な審議を促進するための新たな方法—環境フォーラム、明示化練習 visioning exercises、計画立案チーム、陪審

その他、ヨーロッパ諸国等の地方政府で用いられているものとして、以下の方法がある。すなわち、利用者会議 user boards、投票率の向上促進、審議的世論調査、地方政府の諸委員会への新会員の選出 co-option、年齢別会議（若者会議、高者会議など）、コミュニティ・フォーラム、小地域・近隣住区への意思決定の分権が、これである。

参加のメカニズムへの挑戦

意思決定に利害共有者を参加させるメカニズムを採用することに対しては、多くの疑問や抗議がある。

こうしたメカニズムは公選職の政治家たちを周辺的な地位に追いやらないか？

市民参加に積極的に取り組もうとしている政治家たちでさえ、こうしたイニシアティブが成功するために必要なときにもつばら重要な時間と資源を投資することは、不可能でありあるいは不本意であろう。

説明責任と代表性は？

多元的な意思決定者がいるとき、もし誰も決定以後の責任を負うことができないとするならば、なぜ誰かがまず最初に責任ある行動をすべきであろうか(Rhodes 1997, p.55)。

参加の平等性は？

社会のなかで最も周辺に追いやられている人たちが参加のメカニズムを通して意見を聞かれないという明確な危険がある。

一般市民の関心は？

10の諸国の10の地方当局の102の参加イニシアティブを検討したところ、重要な発見の1つは市民を参加に動員することの困難性であった (Ståhnberg 1997, p.87)。関心が広く欠落していると、しばしば、小さな徒党が集会やその他のフォーラムを支配することを可能にする (Wilson 1999, p.256)。関心の一般的欠落は、単にソーシャル・キャピタルの一般的な減退の現れなのかもしれない(Putnam 2001; OECD 2001)。

参加に関する実践的争点

最後に、参加のメカニズムの実際上の問題を認めることは重要である。Beauchamp and Dionne (1997, pp.112-8) が挙げたもののうちでは：

- ・「1回だけ」ベースで起こるだけというよりは継続性、そして過程の制度化の必要性
- ・協議と参加のしばしば非常に高い財政コスト
- ・決定されるべき争点の複雑さが参加と両立できるかどうか（政治的、戦略的、専門技術的、経済的、環境的、社会的、歴史的、文化的、倫理的要素の範囲が考慮に入れられるべきことは当然の前提として）
- ・表面的な意見に終わるかもしれない大きなグループの人々を含めるか、より成熟した意見を得るために小さなグループを含めるかどうか
- ・新たな「エリート」を創出する見込み、および、過程が少数者グループあるはよく動員されたグループによって乗っ取られる見込み

これらのテーマのそれぞれは多くの国々の参加メカニズムに関する論議で提起されてきた。ここでは、そうした観察が実証されるかどうかを検証するために、アイルランドで使われている1つのテクニク—地方レベルの政府と市民社会の間のネットワークスを制度化する試み—

を検討する。

アイルランドにおける政府（統治）政策と戦略政策委員会

1996年のアイルランド政府の政策イニシアティブ *Better Local Government* の中核の原則は「地域民主主義の拡大強化」であった (DoE 1996, p.10)。その目的は、第1に、地方政府職員に対する公選職議員の役割の強化拡大、すなわち、職員の準備した草案に答えるだけよりもむしろ政策問題のより先行的な役割を引き受けるよう奨励すること。背景には多くの地方政治家たちが長期の政策問題に関心が無く、次の選挙を見すえた進行中の短期的な争点に焦点を合わせる傾向があることがある。第2は政策形成過程において同定された利益団体 interests の参加を認める新たな参加構造を確立することである。両方の目的は各カウンティおよびシティ・カウンスル内に新しい委員会、SPCを設置することで実現されるべきものとされた。

アイルランドには顧客主義的政治文化がある。個々の市民が国レベルでも地方レベルでも、政治団体 political bodies との折衝の支援を求めて定期的に公選職の代表にアプローチするのである。加えて、地方当局は、特にプランニングと環境に対する役割を通して、一般市民を意思決定に参加させることに、長く、多くの法上の義務を負ってきた。例えば環境計画への意見を求めること、新たな道路事業について公開ヒアリングを開催すること、計画策定過程におけるコメントやアピールを認めること、福祉住宅 social housing estates の管理へのテナント（賃貸人）の参加が、これである。

もっとも、これらの例は特定の近隣住区や地域に限られたごく地域的な関心事となる傾向がある。市民の参加を得ることが容易だからである。これに対してより長期の政策開発への市民の参加は遙かに難しい (Wilson 1999)。SPCは地方レベルの長期政策開発のための参加の枠組を構築する試みを代表するものである。

上述のガバナンスの定義は、インフォーマルなネットワークのセットをほのめかしている。アイルランドのアプローチは、国レベルでも地方レベルでも、こうしたネットワークを定期的会合を通してよりフォーマルな方法で制度化する試みであり、意思決定における合意の試みである。

SPCの構造はアイルランドの国レベルでの新コーポラティストの交渉の経験に強い影響をうけた。1987年の、Programme for National Recoveryとして知られる一連の「ソーシャル・パートナーシップ」協定の最初のもは、中央政府、雇用者、労働組合、農業団体の間で締結された。1997年以降、ソーシャル・パートナーズのグループにコミュニティ団体とボランティア団体が含まれるまでに拡大された。これらの団体は全国レベルで失業者、女性を代表する団体や社会的包含 social inclusion を訴える団体などからなる。協定の多くは広範囲の公共政策問題への関与を含んできた。

国レベルでのソーシャル・パートナーシップが成功と考えられたことが、ある程度、この成功を地方レベルでも繰り返してみる—あるいは少なくとも、地方政府レベルで同様の構造を機能させることができるかを確認するために、こうした構造を採用する—に値するだろうとアイルランド政府が決定したことを意味した。1999年、環境・地方政府省はSPCに関する指針を市とカウンティ（郡）のカウンスル（議会）に通知した。同指針によれば、関係団体と協議の上、各カウンティおよび市のカウンスルがSPC計画を立案するよう求めた。SPC計画はカウンスルのさまざまなサービス領域の多数のSPCの設立を準備するものとされた。実際にはほとんどの地方当

局は4ないし5のSPCを設置してきた。

SPCの構成員と役割

各SPCの構成員の3分の2が公選職のメンバー、残る3分の1が「特定分野の利益団体」である。このグループ分けは地方レベルのソーシャル・パートナーズ、コミュニティおよびボランティアの団体、その他の関係利益団体の代表で構成されている。各SPCの議長はカウンシルのメンバーでなければならず、カウンシルによって指名される。各SPCの仕事は地方当局の職員によってサポートされる。

指針は各地方当局のSPC計画は次のセクターのそれぞれから指名された者がそれらのSPC計画の少なくとも1委員会に代表されることを保障すべきことを明記した。農業・農園、環境・保全・文化、開発・建設、労働組合、コミュニティ・ボランティア・障害者の各セクターである。

SPCに関する指針によれば、特定分野の代表者の指名にあたっては、以下の原則が尊重されねばならない。すなわち、当該団体が当該地域で活動していること、当該団体は新しいメンバーに開かれており、定期的会合を持ち、広く代表的で責任的であること、シングル・イシュー団体（たとえば障害者や高齢者に焦点を当てた）が考慮されてしかるべきである一方、特定の地域のシングル・イシューをめぐって形成された団体は考慮されるべきでないことが、これである。

SPCの役割は政策形成に集中することであり、個別の具象的あるいは実践的争点に関わることではない。SPCからの政策に関する勧告は通常全員議会full councilにかけられる。全員議会が必要とあればSPCの勧告を修正する権利を留保しており、これは実際に時々起こっている。

Boyle et al. (2003, p.25)によれば、SPCは「公選職議員の政策形成役割を強化し、セクターの利益団体の直接参加を通して地方政府における参加を拡げるよう企図されている。デモクラシーを拡大強化するという目標の観点からは、SPCは代表民主主義と参加民主主義の両方に強い影響を与えることを意図している」と述べている。

市長ないしカウンシルの議長は、各SPCの議長と共に、共同政策グループCorporate Policy Group (CPG) とよばれるグループで会合する。CPGは調整役割を担い、多くのSPCに影響を与える可能性のある争点を扱うことが企図されている。CPGは地方当局の共通計画corporate planや顧客サービス問題、カウンシルの年次予算といった共通問題を議論することも役割として与えられている。CPG構造の背後にある意図がアイルランドの地方政府内に萌芽的な「内閣スタイル」を造ることであったことは明らかである。

SPC：これまでの経験に関する調査

2002年と03年に、ダブリンの行政研究所IPAがSPC構造の見直し（調査）を行った。その調査内容は個別のミーティング、グループ・ミーティング、CSPの活動について討議するためのフォーカス・グループ、ワークショップで、インタビューの対象者は議員の代表団、全国ソーシャル・パートナー組織、指名団体、コミュニティ代表者、地方当局の職員、異なる政策領域および異なる地方当局をカバーするSPCの会議のメンバーであった。

調査のもう1つのデータとしてSPCの過程に関係した文書による提案や報告書が用いられた。調査グループはまた、2001年にすべての市およびカウンティのカウンシルに出された質問票に基づいて集められたSPCに関する情報も利用した。

SPC調査は主要な利害共有者の見解を提示した。調査では彼らの視点から以下のことを討議した。(1)SPCの活動 (2) SPCが彼らの地方当局において政策の形成、開発、見直しに貢献した程度 (3)SPCと他の関係団体・機関・利害共有者との間の結びつきに関する情報 (4)これまでに生じた問題だけでなくよい事例 (5)PSCの作業の有効性を拡大強化するための勧告 (IPA2004)。加えて、同研究は、SPCの過程において参加者たちの行なった観察を利用しつつ、異なる諸国における活動についての多様な参加のメカニズムに関する文献で提起されたものと同様の疑問を提起した。以下の節ではアイルランドにおけるSPCの活動との関連で確認された争点の幾つかを論じる。

SPCの活動に関する総括的所見

調査で確認されたことは、地方レベルのパートナーシップの概念が圧倒的多数の関係者に受け入れられたことである。SPCのメンバーとして参加することによって地方当局の仕事の困難さや制約について新たな好意的評価を与え、利害共有者との恒常的接触によって「社会化」効果が見られた。「SPC過程の重要な副産物は、地域内の公選職議員とさまざまな利益を代表する諸集団とのよりよい関係〔が生まれてきたこと〕である」(IPA 2004, p.42)。

報告書は課題として、SPCを機能させるためには公選職議員、セクターの利益団体、地方政府職員の三者の全てに文化変容が必要であると記した (IPA 2004, p.47-8)。特に地方政治家と利益団体の両側がともに地域の政策形成の主体者性を喜んで引き受けることと、SPCのメンバーたちが政策の結果 (アウトカム) にもっと責任を負うことが求められる。

代表民主主義と参加民主主義の結婚の難しさ

SPCは政策過程で公選職メンバーとセクターの利益団体が有効に関わる真の機会を提供する。それらはまた、他の参加のメカニズム、たとえば郡市開発委員会CDB (County/City Development Boards) とともに、地方の開発関係者、コミュニティ・グループ、地方の利益団体、地方政府の間の一層の接触を導いた。さまざまな団体との定期的接触を通して、SPCとCDBは互いに諸団体をよく知るようになり、相互理解と協働の一層の感覚を育んだ。当面の問題は、アイルランドにおけるSPCに関する調査が文献で確認されてきた参加民主主義の回路のあるものについてわれわれに何を語っているかである。SPCに関する経験はこれらの問題のいくつかを肯定するのか否定するのか。

こうしたメカニズムは公選職政治家を周辺化するのか？

国の政策過程におけるソーシャル・パートナーたちの権力の増大に対して国レベルの政治家たちの間にはある程度の欲求不満が存在してきたことは否めない。中央政府のある上級公務員は、ソーシャル・パートナーたちが「いまでは、ある政治家たちがたとえば労組の指導者たちがバックベンチャーたちよりも大きな力を持っていると感じているほどに、政策過程において強力な影響力がある。ソーシャル・パートナーの代表なしになんらかの重要なあるいは重みのある作業部会 (タスク・フォース) ないし政策委員会を設置することは考えられないであろう」と記している (quoted in O'Donnell and Thomas 1998, p.126)。この周辺化のおそれはSPCの活動に影響を与える争点として出現しつつあるというのが今の調査者たちの仮説で

あった。

ここで鍵になる争点は、地方の公選職の議員たちが非公選のSPC参加者たちの政策形成過程への登場によって（職権を）強奪されたと感じていたかどうかである。答えはノーである。ほとんどの公選議員はパートナーシップや参加の概念を地方レベルで受け入れている。なりの数の公選政治家たちが当初は非公選の代表者たちと政策形成の場を共有することに警戒的あるいは批判的でさえあったが、実際にはSPCの活動が彼等に心変わりをさせたことを認めた。公選議員たちが外部の利益団体の参加を脅威と考えなかったのは、多くの場合、SPCは具体的結果をもたらしていないとの見方があったこと、そして、どのケースでも、多くの地方政治家たちは政策形成の最初の段階には特に関心をもたなかった可能性があるということを見ることができない（IPA 2004, pp.25-6）。

にもかかわらず、多くの公選政治家は「特定の話題に対する広範囲の適切な観点を利用できること」の利益と可能性を指摘した（IPA 2004, p.13）。SPCの勧告が依然として公選職の全員議会で承認されなければならないということが、この点で重要な安全装置となっているように見える。

説明責任と代表性

SPC調査を通して助言できることは、各セクターは適切なときにSPCの諸活動について彼あるいは彼女を指名している組織やコミュニティ・フォーラムに対してフィードバックの構造を保障するシステムを適切なところに持つべきことである。

透明性の欠如や、倫理と利害の表明に関する若干のルールが審議過程に参加する非公選の代表者にのみ適用されることに対しても、懸念の声が挙がっている（IPA 2004, p.33）。参加の構造が情報公開や公職倫理のようなメカニズムを通して同じレベルの高潔さを求めるという問題は、SPC過程における少なくとも何人かの参加者たちにとっては一つの争点であるように見える。

参加の平等性

参加メカニズムの作動において遭遇した1つの問題は、多くの国において、周辺グループが参加することを保障することである。アイルランドでは、地方当局とコミュニティ・グループの両方が、SPCを包含的フォーラムにするための自覚的努力をしてきた。ただし委員の数は限られている。セクターの利益のカテゴリー6のうち、コミュニティ、ボランティア、障害の代表が全体の3分の1を占めてはいるが、非常に多様な組織があり、コミュニティ／ボランティア・セクター内の広汎なセクション横断的な利益についての考えをこれらの代表が反映できると保証することは難しい。理論的には、それはこうした代表がそれらのより広いベースのコミュニティ／ボランティア・フォーラムに持ち帰って報告するというメカニズムを通して行われるべきであろうが、実際にはこれが行われるのはまれであるように見える（IPA 2004, p.40）。

コミュニティ代表者の何人かはSPCの参加者たちによって「いつもの問題の人」、換言すれば、いつも地域の会議やイベントに参加している天然の「顔の広い人」natural 'joiners' と見なされている。

市民の関心?

市民のグループを参加に向けて動員し熱中させることは難しい。SPCの過程への関心自体が減退しているように見える。SPCの会合が「おしゃべりの場」になりさがっている。具体的な成果に焦点を当てる必要がある。

参加に伴う実際の問題

アイルランドのSPC過程の調査では、SPCのようなイニシアティブのコストや職業官僚制からの抵抗の可能性といった、参加のメカニズムから起こってくる実際の問題も検討した。その結果、多くのSPC参加者たちは、複雑な政策問題の審議に関わるような参加過程に対しては、かなりの時間と資源の投資が必要であると見ていた。これはコストとなる。すなわち、直接的財政的コストに加えて会合の時間と準備への投資が必要になる。このことは地方の政策形成のより包含的な過程の潜在的便益と対比されなければならない。なお、会議と会議の間の継続性も多くの参加者が強調した (IPA 2004, p.22-3; 49)。

地方当局官僚制からの参加構造への積極的抵抗はなかった。ただし職員の中にはSPC過程をサポートすることを重要な職務とは見なしていないものもいた (IPA 2004, p.22-3)。

結びのコメント

アイルランドのSPCに関する調査は、さまざまな国における地方の参加メカニズムに関する文献において提起された多くの挑戦 (異議申し立て) が、政府と利害共有者の間のネットワークを公式化する試みに直接関係することを確認したように思われる。SPCの場合には、このこと自体が、確定された諸利益が制度化されたかたちのガバナンスに新会員として選出されることを通して明らかにされてきた。SPCはアイルランド法において法的承認を与えられており、この制度化の程度が、諸外国のより非公式な参加イニシアティブにおいて採られているものと比べて特徴的なものになっている。にもかかわらず、本稿は、SPCをめぐる問題や関心が決してアイルランドに特有のものではなく、むしろ多くの国の参加と地方の参加メカニズムの問題に関する論議の中で提起されてきたことを例証している。

これらの諸問題が参加は「悪いもの」であるということの意味するものであってはならない。むしろ参加に伴う問題を、意図しなかった結果の可能性と共に認めることが重要である。同様に、SPCが完璧でないことを理由にそれを捨て去るべきではない。SPCはより広い国際的現象の一例 (アイルランドにおけるソーシャル・パートナーシップの伝統の中で採用されたとはいえ) であり、そのことによって、地方政府が、Peter Johnの言葉に従えば、「緩やかな関係のネットワークの中で行われる決定の正統性の新たなかたちを見出すための」実験をしているのである。「この戦略は試行錯誤と、機能的および民主的の両方の意味で働く解決策の不断の探求が必要である」 (John 2001, p.166)。

地方レベルでの代表民主主義と参加民主主義とを結婚させる試みにおいてアイルランドの採ったアプローチは、制度的緊張が起こることを示している。もっとも、対立の程度は予想していたより小さかった。また、SPCに代表される参加の制度化のかたちは社会化効果に役立つこと、参加する公選議員と利益集団のよい関係の確立は、それ自体が緊張緩和を促進するというもののように思われた。

確かに、調査結果が期待に反した1つの領域は、公選議員が地方の利益団体と政策形成役割を共有することに一般に好意的で、SPC構造を彼等の伝統的な役割に対する脅威とは考えなかったように思えた。従って、アイルランドにおける地方政府の意思決定における利害共有者参加の経験は、他の諸国において実施された他の参加メカニズムに関して提起された問題とほぼ同じ問題を提起しているという事実を例証している。これらの問題は、周辺化されたグループの役割、参加の平等、決定作成者の責任の明確化の必要に関わる問題である。

参考文献：

- Beetham, D. 1996. "Theorising Democracy and Local Government", in D. King and G. Stoker(eds), *Rethinking Local Democracy*, London: Macmillan, pp. 28-49.
- OECD (Organization for Economic Cooperation and Development). 1995. *Governance in Transition: Public Management Reforms in OECD Countries*. Paris: OECD.
- Peters, B. Guy, and J. Pierre. 2001, 'Developments in Intergovernmental Relations: Towards Multi-level Governance', *Policy and Politics*, 29, 2, 131-5.
- Rhodes, R. A. W. 1996. 'The New Governance: Governing without Government', *Political Studies*, 44, 652-67.
- Rhodes, R. A. W. 1997. *Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity and Accountability*. Buckingham: Open University Press.
- Ståhnberg, K. 1997. 'Hamaemeenlinna: Enhancing Citizen and Community Participation', in M. Proehol(ed.), *International Strategies and Techniques for Future Local Government: Practical Aspects towards Innovation and Reform*. Guetersloh: Bertelsmann, pp. 75-102.
- Wilson, D. 1999. 'Exploring the Limits of Public Participation in Local Government', *Parliamentary Affairs*, 52, 2, 246-59.
- Putnam, R. 2001. 'Social Capital: Measurement and Consequences', *Canadian Journal of Policy Research*, 2, 1, 41-51.
- DoE (Development of the Environment). 1996. *Better Local Government – A Programme for Change*. Dublin: The Stationery Office.
- Boyle, R., P. C. Humpherys, O. O'Donnel, et al., 2003. *Changing Local Government: A Review of the Local Government Modernisation Programme*. CPMR Research Report No.5. Dublin: Institute of Public Administration.
- IPA (Institute of Public Administration). 2004. *Review of the Operation of Strategic Policy Committees*. Dublin. Institute of Public Administration/Department of the Environment, Heritage and Local Government.
- O'Donnell, R. and D. Thomas, 1998. 'Partnership and Policy Making' in S. Healy and B. Reynolds (eds), *Social Policy in Ireland: Principles, Practice and Problems*. Dublin: Oak Tree Press, pp. 117-46.

(2) クライジン＝スケルチャー「民主主義とネットワーク：両立可能か否か」

Erik-Hans Klijn and Chris Skelcher, *Democracy and Governance Networks: Compatible or Not?* In *PUBLIC ADMINISTRATION* Vol. 85, No.3, 2007 (587-608)

要旨

本稿は4つの仮説conjecturesと理論および実際におけるそれらの含意を提示することによって、代表民主主義とガバナンス・ネットワークの関係を理論レベルで検討する。非両立仮説incompatibility conjectureは政治の優越を抛り所に、ガバナンスのネットワークを脅威と見る。補完仮説complementarity conjectureはガバナンスのネットワークを政策過程における一層の参加とプログラムの実施における感受性sensitivityを可能にする手段として提起する。移行仮説transitional conjectureはネットワーク関係に向かったのガバナンスの形態のより広い展開を仮定する。道具仮説instrumental conjectureはガバナンスのネットワークを支配的な諸利益がそれらの目標を達成することのできる強力な手段と見る。理論と実際にとっての例証の含意illustrative implicationsは、政策過程、公共の利益、ならびに公的管理者public managersの役割における権力との関係で確認される。仮説の潜在的発見的能力heuristic potentialは概略的調査研究アジェンダの確認を通して実証される。

民主主義とネットワークの諸問題

ここでは、「ガバナンス・ネットワーク」という語は、政府、ビジネス、市民社会のアクターたちの関係の網web of relationshipsを通しての、公共政策の形成と実施を記述するために用いられる。ここでは、ネットワーク関係が、特にガバナンス、すなわち、社会における公共的価値の明確化、決定resolution、実現に関わることを強調する。もうひとつの(そしてより一般的な)語順—ネットワーク・ガバナンス—は、通常は市場や階級制と対比される社会組織の特定のかたちに関わるより高次の概念である。ガバナンス・ネットワークは公共政策の審議・決定・実施のための新しいシステムである(Pierre and Peters 2000; Koppenjan and Klijn 2004)。それらは相互依存性に基礎づけられるけれども、必ずしも公・私・市民社会のアクター間の公平性equityをベースにはしない。それらは制度化されたコーポラティズムの頂上交渉を超えて、より分散した、柔軟な、場合によっては透明な様式の議題設定、政策形成、実施に動く。ガバナンス・ネットワークは、しばしば、市民やコミュニティに対する公共政策の形成と供給において主要な役割を演じる準政府機関、公-民パートナーシップ、多組織委員会multi-organizational boardsを含む、新たな混成的組織形態 hybrid organizational formsに関係する。これらの制度は、政策の境界線を越えて諸組織を統合し、より大きな法的柔軟性をもつことによって公共政策を形成・実施するとき能率の向上を生む可能性を持つが、公式の統治制度に緩く繋がっているときには、それらの民主主義の評価には弱さがありうる(Sullivan and Skelcher 2002)。

中心問題

代表民主主義とガバナンス・ネットワークの関係は、より厳密な調査をするに価する。これまでのところ科学的証拠は非常に限られたものしかない。証拠がない中で議論は2極化してきた。1つの見解は、ネットワークは代表民主主義と政党政治の束縛と制約を克服して、公共政策の形成を市民と利害共有者に結びつける新たな方法を提供すると見る。この見解に関する文献は、ア

クターたちが政策の開発とその実施を導く水平的相互依存を構成するものとしての多元主義的ネットワーク観念を強調する。こうしたネットワークは柔軟で可変的で審議の実際に関連した利益代表の新しいかたちに順応するために採用することができるものと理解される (Hajer and Wagenaar 2003)。これと対象的な見解は、ネットワークは公共政策の形成ないし決定作成の過程において特定の私的利益に構造的優位を与える権力と恩典のセンターであるという (Lowndes 2001)。多元主義の立場に対するこの批判はガバナンスのネットワークの強力な管理主義的性格、戦略的に強力なアクターたちの合同、それらの公式のルールや憲法的位置の不明確さを強調する (MacKinnon 2000; Davis 2002)。

ガバナンス・ネットワークの民主主義的局面のより体系的な調査を設計する研究、そして多くの人が公式の表現をそこに見るパートナーシップ委員会 partnership boards が成長してきた。代表民主主義とガバナンス・ネットワークの関係に関するものではないが、サービス提供に関するアメリカの文献の多くに強力な道具主義的見解を見ることもできる。ここでは、ネットワークは公的主人 public principals による契約を通してよいサービスを得るための道具である。ここではガバナンス・ネットワークと代表民主主義との関係は全く問題とされていないといえよう。

本稿の焦点

ガバナンス・ネットワークの民主的局面に関する調査研究のこれまでの展開動向は、ガバナンス・ネットワークと代表民主主義の理論的繋がり範囲を追うことに失敗している。上に確認した二重性—ネットワークは民主主義をサポートするのか制約するのか—は、潜在的因果関係のカルテット（4つ組）の2つに過ぎない。他の2つの仮説は、ガバナンス・ネットワークは民主的公共政策形成過程における移行段階かそれとも強力な力による支配の道具を示すのかのどちらかであることを示唆する。われわれは、ヨーロッパの国々の政府が鼓舞しているガバナンス・ネットワークが代表民主主義の過程に結びつくのかどうか、またどのようにしてかを問う。その目的は、民主主義とガバナンス・ネットワークに関する調査研究努力によって強力な理論的および分析的基礎を提供し、今後数年の間に問われることになるとと思われる中心的問題を示すことである。われわれは行政の理論と実際に関する分析の含意のいくつかを引き出すことによって、本稿を結ぶ。

民主主義とネットワークに関する4つの仮説

分析枠組

ガバナンス・ネットワークと代表民主主義との関係が「仮説」‘conjectures’として提示される。それらの仮説は問題に対する暫定的解決を提供する。それらはガバナンス・ネットワークと代表民主主義との関係に関する討論を体系化するための発見的道具である。すなわち、それらはこのトピックに関する文献を組織化し、また、理論あるいは実際に影響を与える特定のテーマ（課題）あるいは緊張を目立たせるためにも使える。本稿では第1に仮説を設定し、既存の文献に結びつけ、次いで、その後の議論の課題を確定する。

仮説とは、1 非両立、2 補完、3 移行、4 道具の4仮説である。1と2は異なる理論的伝統に根ざす対極にある。3と4はそれぞれガバナンス・システムが変わるときに必要な適応と、権威主義的アクターたちによる新しいシステムの利用に関係する。

仮説が発見的道具であるとすれば、それらの全体としての論理と内的諸要素の間の比較が重要になる。われわれは比較に必要な中核的情報と考える4つの特質、すなわち、(1)民主主義に対する考え方(2)公選政治家の役割(3)意思決定に対する考え方(4)説明責任に対する考え方、の観点から各仮説を記述する。われわれはガバナンス・ネットワークと代表民主主義との関係を究明しようとしているのであるから、民主主義と公選政治家の役割についての考え方は明らかである。しかし意思決定の見方は、4つの仮説がどのように公共政策の形成と公選政治家の位置を見るのかということについてなにかを語っていることから重要なのである。説明責任に対する見方を含めるのは、ガバナンス・ネットワークの説明責任関係がどのように構成されているかについての重要な今日の問題への道を提供するからである。(表1参照)。

この全体的枠組みは何がこれらの仮説を繋ぎ、分けるかを確定するのに役立つ。4つの見方の間の違いは、主として経験的現象とそれについての判断をする際に用いられる、規範的基準の理論化と解釈の問題である。違いは、公共政策形成過程の特質、この過程での公選の職にある者の中心的あるいは周辺的位置、ならびに経験的現象の規範的判断と意思決定過程の改善に対する解決提案に関する理論的視座にある。特に、政治優越の原則 principle of the primacy of politics に関して違いがある。この原則は民主主義のシステムの中での公選政治家に対する究極の意思決定権限と一致する。それは明らかに非両立仮説の、またある程度道具アプローチの基礎である。けれどもそれは移行仮説によって挑戦され、補完仮説によって「やわらげられて」いる。

仮説1：非両立仮説

非両立のテーゼは、代表民主主義とガバナンス・ネットワークとはそれぞれ異なった制度的ルールに基礎を置いているために対立すると論じる。この線の立論は鉄の三角形とサブシステムに関する文献にまでさかのぼる。Freeman and Parrish-Stevens (1987) は、政治の優越と一般的利益のイメージは公共政策の内容と実施をめぐる複雑で部分的には水平的な相互作用(対話)を作り出すアクターたちのネットワークの参加によって脅かされると説く初期の文献の鉄の三角形についての強力な否定的判断を跡づけている。この挑戦はアクターたちのネットワークの閉鎖性の程度に沿って増大する。

非両立のテーゼは代表民主主義に関するルールとガバナンス・ネットワークの経験的慣行と暗黙のルールとの間の固有の緊張に焦点を当てる。Sørensen (2002) は潜在的な非両立の要因として、①ガバナンス・ネットワークは国・国の下位・国の上位の諸制度の間に一定の主権の分有がある多次元のシステムへと導くこと、そしてそれは国家の主導権、延いては自律的主権者としての「人民」の構築に挑戦すること ②ガバナンス・ネットワークの出現は政治的代表的観念を再構成させ、多数のアクター間の活動分野の競合・争いをもたらすこと ③行政職員がガバナンス・ネットワークの促進・調整役割を演じるために政策過程でよりアクティブになること ④ガバナンス・ネットワークは代表民主主義の伝統的諸理論が政治システムと社会とは分離していることに挑戦し、国家・市場・市民社会の間の境界線を横断する多数のアクターたちを結びつける潜在力の上に構築されることが、これである。

この視座の中で、意思決定の閉鎖性とセクターの性質が注目され、閉鎖性と別々の政策セクターにおける意思決定の区画化 compartmentalization が非専門的・非組織的圧力集団のアクセ

表1 ガバナンス・ネットワークと代表民主主義との関係に関する4つの仮説

仮説の特質	1. 非両立	2. 補完	3. 移行	4. 道具
ガバナンス・ネットワークと代表民主主義との関係	ガバナンス・ネットワークは代表民主主義の制度に挑戦する	ガバナンス・ネットワークは社会とのリンクを付加することによって民主的制度を提供する	ガバナンス・ネットワークは代表民主主義の制度よりも大きな柔軟さと効率性を提供し、代表民主主義制度の犠牲において社会的意思決定の第一次的方式として増大するであろう	ガバナンス・ネットワークは代表民主主義の制度に対して社会の複雑さにもかかわらず、それらの権威を増大させる道具を提供する
民主主義の見方	代表民主主義は社会の意思決定の第一次的手段でなければならない	代表民主主義は基礎的価値に影響を与える決定にとって第一でなければならないが、他のタイプの決定にとってはガバナンス・ネットワークを通して導入される審議と参加の民主主義と共存できる	代表民主主義は多様な世界における多元的な価値評価を反映した社会の意思決定の他の諸方式に取って代わられつつある	代表民主主義は公的監視と説明責任に服することの少ない手続きを通して働くことにより、また、決定過程へのインプットよりはアウトプットに対する合意を強調することによって、それ自体を再主張している
公選政治家の役割	政治家はきわめて重大な時点で決定的であり、かれらの公選の権威は代替的民主的方式の導入によって侵害されてはならない	政治家は政策の形成に参加を増やすためにネットワークを利用し、インプットの正統性を強化することによって複雑さに対応しようとするが、同時にかれらの公選の権威は、目標設定の過程と手段において競合する見方の間の最終的仲裁者という特別の役割をかれらに与える	政治家は代表民主主義のシステム内では現代社会の複雑さに適応することはできない。かれらはメタ-ガバナー(仲裁者かつ審判者)として行動しなければならない	政治家はアクターを制御し政策を実現する手段としてガバナンス・ネットワークを使い、アウトプットの正統性を強調することによって複雑さに対抗しようとするし、他のアクターたちに対してもっと「断固として」いるべきである
説明責任の見方	第一次の説明責任は公選の政治職員にある(古典的説明責任)	説明責任は政治職にある者和其他のアクターたちとの間で共有され、多様な形の説明責任が古典的政治的説明責任に加えられる(業績指標、委員会等)(説明責任の共有)	説明責任は第一義的に意思決定過程における抑制均衡により、意思決定の公開性の確保と多様な形の説明責任による意思決定の透明性の強化によって、達成される(説明責任の構造化)	説明責任は公選政治家の支配的役割によって確保される。他のかたちの説明責任(業績指標のような)は公選の政治職員が他のアクターたちを、そして全体としての意思決定過程を制御するために用いられる(道具的説明責任)
意思決定の見方	意思決定は代表民主主義制度による十分な舵取りあるいはその制度に対する十分な説明責任を欠いた、閉ざされたネットワークの中で行なわれている	意思決定の複雑さの増大は関係のアクターたちを過程に乗せるためにガバナンス・ネットワークを必要とする。政治家たちは主たる決定に焦点を合わせ、下位レベルの決定はガバナンス・ネットワークに分権すべきである	現代社会は本質的にネットワークと複雑な相互依存の意思決定によって特徴づけられる。情報革命と地球化が新たな社会的複雑さを生み出している。民主主義の時代につくられた諸制度はもはや十分ではない	意思決定は複雑であるが、「階統制の影」の元で行なわれる

スを制約していることが強調された。また準政府機関に任命された専門家 technical actors and specialists の参加の増大が政治家の参加の減少をもたらしたこと（例：欧州政策、運輸、国防、保健などの領域）が指摘され、ガバナンス・ネットワークと政治優越の原則、大臣その他の公選職の執政担当者との接合方法の問題に焦点が当てられた。この仮説は、政治職の説明責任がガバナンス・ネットワークによって脅かされているとの批判的スタンスを取る傾向がある。

非両立テーゼの限界 (Papadopoulos 2003)：①代表民主主義の理念的・古典的見解をベースにしていること（例：選挙や政策形成の過程は現実にはこの理論より複雑）。②現今の自由民主主義における説明責任の複雑さについての議論が殆ど考慮されていないこと。これに、われわれは、ガバナンス・ネットワークは十分な審議に基づく政策決定・実施の過程により多くのアクターを引き入れる可能性をもつため、説明責任を高めるという観察を加える。

仮説 2：補完仮説

この視座からは、ガバナンス・ネットワークは政策過程におけるより広汎なアクターを新しい方法で結びつけ、複雑な環境の中で苦闘している代表民主主義の「車輪に油を差す」(Rhodes 1988; Pierre and Peters 2000)。この仮説の出発点は、先進自由民主主義国における今日のガバナンスの複雑さがより単純な活動環境をベースに設計された代表民主主義の制度に対して大きな問題を提起しているとの認識にある。この複雑さは2つの方法で現れる。第1は、政府の直面する選択の性質に由来する (Koppenjan and Klijin 2004)。例えば環境破壊やテロリズム解決のための地球規模の行動、バイオテクノロジーの進歩に伴う人権の諸問題、近隣住区の反社会的行動を減らすことに伴う個人の自由と団体責任 collective responsibility といった課題である。これらの新たな領域に公共政策を引き込むことによって、政府が広げられることになる。第2は先進自由主義国家が設計した憲法制度を取り巻く社会の初期的な亀裂にこうした新たな議題が重ねられることによって複雑さが現出した。宗教、人種、文化、性等々をめぐる新たな社会の亀裂が古い憲法制度に基づく代表民主主義の制度に対する挑戦を提起している。

憲法は進化してきてはいるが、代表民主主義の作動する条件が、今日の公共政策の複雑さ、市民が参加できるかたち、情報科学によって試されている。政府に対する市民の態度にとってのこの緊張の含意は明確ではないが、それは選挙過程その他憲法で規定された選択と正当化の手段にかかわることへの幻滅と関与の低下傾向の1つとして理解されている。

実践的視座からは、ガバナンス・ネットワークは代表民主主義と市民その他の団体との関係の仲介をし、上記の諸問題を解決する、制度設計の柔軟な手段を提供する。それは市民社会とビジネスのアクターが公務員と交流し、公共政策過程で彼らとより十分に関わることのできる準政府制度 quasi-governmental institutions の創出を通して実現する。その適合する領域は特定機能の領域（単一の政策問題ないし目標、例えば近隣住区の再生、ゴミのリサイクル）である。

規範的視座では、ガバナンス・ネットワークは民主主義の拠り所・正統性に貢献する (Papadopoulos 2000; Fung and Wright 2001)。第1に、新たな制度の創出によって政策過程への参加機会が拡大する。すなわち、市民を民主主義の実践に再度結び付けるとともに、市民のニーズや選好について政府が使える情報の質を高める。第2に、ガバナンス・ネットワークは部分的選好を越えて民主主義のエートスと合意による意思決定の成果との両方を生み出し、それらを融合させる民主的エートスと合意による決定の成果 decision outcomes を生み出す。第3に、ガ

バランス・ネットワーク制度の構造化された性質は政策過程の多様な局面（課題設定・評価・実施）を横断する参加を可能にする。このことは政策意図の実現に関わる連携を築き、すぐれた実施（供給）successful deliveryの可能性を高める。第4に、準公式的semi-formal（殆ど憲法上の規定を持たない）・準公的semi-public（通常の市民の見解を超えて出会う）場での相互作用と討議のプロセスが、市民を政府との信頼関係へと統合する一定のソーシャル・キャピタルを作り出す（McLaverty 2002）。補完仮説は、このように、ガバナンス・ネットワークを伝統的なかたちの意思決定や説明責任への付加とみる。

ガバナンス・ネットワークが代表的民主主義制度にとって補完的であるという見解は直感レベルでは魅力的である。それは圧力の下にあるとはいえなおもインプットとアウトプットの両方の正統性を持って諸価値に決着をつける最も有効な方法を提供する核の制度を維持するように見える。しかし同時に、社会の変化した性質とそれの直面する複雑な政策問題に配慮することができる代表システムの周辺に場をつくり出す。ガバナンス・ネットワークは代表民主主義にとって有力な補助役、いな、それ以上のものである。というのは、それらの憲法的地位と外的規制はだまかにしか規定されていないからである。こうした柔軟性あるいはあいまいさが、この準政府的形態quasi-governmental formを国家の公式性と市民社会の非公式性との間の境界をより容易に橋渡しすることを可能にしている。公選の立法部あるいは政治的執行部によって設立されたガバナンス・ネットワークの諸制度の管轄範囲には制約があるであろうこと、そして、基本的な価値選択の決定に対する権限を留保するであろうことが予想される。この意味では、ガバナンス・ネットワークは高い政治high politicsよりはむしろ低い政治low politicsに関わると理解してよいであろう。政策階統制policy hierarchyをいくらか下っている、そしておそらく政治よりもむしろ管理の領域にさえ下りているということは、上述の「非両立」視座によって提起された民主主義の不足という問題が的外れであると見られることを意味する。ガバナンス・ネットワークの制度は、本質的に管理の問題を扱っており、実際、影響を受ける市民およびその他のアクターとのより広い相互作用（対話）に公務員を開くことによって、管理主義の諸問題のいくつかを克服している。従って、公選政治家はガバナンス・ネットワークの監督・監視を行うが、行われる決定が低レベルのものであることから、しばしば欠席する。

仮説 3：移行仮説

第3の仮説はガバナンス・ネットワークと代表民主主義の関係を国家中心の政府から権限の分散・分権的結節点で構成されるネットワーク形態への移行過程の一部であるとみる。伝統的な意味での政治システムはグローバル化、情報テクノロジー、社会的つながりの減少によって、統治システムとしての重要性を失いつつある。そのことはまた、全ての西欧諸国における政党員の急激な減少にも反映されている（Social Cultureel Planbureau 2002）。その結果、移行仮説は代表民主主義とガバナンス・ネットワークの関係にまったく異なった光を注ぐ。この視座は2つの形態の間の緊張を社会に到来しつつある大きな永続的変化の徴であり、そこでは代表民主主義はもはやガバナンスの顕著な様式pre-eminent modeではないと解釈する。

調査研究は、新しいかたちの市民参加の重要な拡大と実験が起こってきたことを示している（Klijin and Koppenjan 2000; Lowndes et al. 2001）。ある著者たちはそれをガバナンスの支配的様式の大きなシフトを記すものと理解している（例えば、参照：Fung and Wright 2001）。観

察研究 empirical studies は利害共有者の審議参加を代表民主主義のアクターやメカニズムと合同させることは困難であることを示している (Klijin and Koppenjan 2000; Eledenbos 2000; Edelenbos and Monninkhof 2001; McLaverty 2002)。政策開発への市民の関与は、しばしば、過程の最後で国会や自治体議会のような公選の機関との対立に市民を遭遇させる。上記の諸研究は政治家たちが対話的 interactive 意思決定を始めたこと、しかし、プロセスをサポートしあるいは自らの意思決定においてアウトプットを活用することは嫌ったことを見出している。Klijin and Koppenjan (2000) はこれを対話的意思決定が彼らの意思決定者としての優越性 (非両立仮説のテーゼ) を脅かすという政治家の恐れに関係づけて説明している。しかし、また、あるガバナンス・システム (説明責任と権力の縦の流れを伴った代表民主主義) から他のシステム (より水平的な説明責任と権力の形態を伴ったガバナンス・ネットワーク) への移行に含まれる不可避の軋轢であるとも理解できる。このように、市民や利害共有者の関与の諸形態は、対話的ガバナンスの新しい様式の指標でありえたとともに、政治家や行政者が支持を獲得し、新しい解決策を生み出し、彼らの決定の正統性を強化することが必要なことのシンボルでありえた (Klijin and Koppenjan 2000; McLaverty 2002; Papadopoulos 2003)。こうして、政治家たちが一方において新しい形の参加を始め、他方において自らの権力の制約の結果を受け入れることを嫌うというパラドックスは、移行仮説によって非常によく説明されるであろう。すなわち、それは、政治家と彼らの置かれている制度が、あるものから他へ移行する過程において、代表民主主義とガバナンス・ネットワークの二重性の間の矛盾を解決する戦いなのである。

移行仮説では、ガバナンス・ネットワークと代表民主主義の問題は社会の変化と意思決定の性質に密接に関係している。移行過程の特徴の中心は意思決定の形態である。その理由は、ネットワーク社会が個別化 individualization と価値の多元化、資源と知識の分離、権力と権威の水平化によって特徴づけられることによる。意思決定は多くのアクターを含むこと、問題がアクターやネットワークの伝統的境界線をしばしば超えるという事実、そして、しばしば込み入った価値対立が含まれるという事実によって、一層複雑になってきた。その結果、移行仮説は、意思決定をしばしば代表民主主義の形態における価値に関する複雑な交渉と見る (参照: Forrester 1989; Fisher and Forrester 1993; Hajer and Wagenaar 2003)。そこでは、過程は民主的意思決定に関するより古典的な視座のうちにあるから、それを成果から切り離すことはできない。意思決定過程の間に判断と一般的利益が構成されなければならないのは、事前に問題の解決法を知ることができない—非常に多くの価値がかかっていて調整されなければならない—からである (Hajer and Wagenaar 2003; Koppenjan and Klijin 2004)。

もし過程自体が価値が形成され判断が構成される媒体であるとするならば、この過程の条件が決定的になる。このことはこの過程における公選政治家の媒介者あるいは促進者としての異なった役割を示している。公選政治家は最終的に価値の評価を行い、一般的利益に賛成する中央の行政官ではまずありえない。一般的利益は移行仮説とは矛盾する概念である。というのも、それは多様なアクターが異なる利益を持っていること、それらは相互作用 (対話) の中で調整されるべきものであることを強調するからである。代わって、政治家は、媒介的役割において、この過程へのオープンなアクセスを保障し、解決に向けての最初の条件を整え、それらの価値に基づいて成果をチェックすることができる。彼らはまた、この過程の重要性を高めるために彼らの正統性を用い、あるいは解決志向過程を指導することによって、この過程をより積極的に促進すること

ができる (Klijin and Koppenjan 2000 ; Sørensen 2002)。けれどもこの最後の役割は、非常に積極的な過程管理の役割を必要とする。それは最も伝統的な意思決定過程に共通のより消極的な役割とその後の判断とはまったく異なるものである。

移行の視座からは、民主主義は代表モデルよりも社会モデルとなる。民主主義はオープンな性格を強めるために注意深く組織され指導されるべき審議の過程となる。加えて、それは、政治の優越による政治的説明責任によってではなく、多元的な説明責任形態によって支援されるべきモデルとなる。移行仮説では民主主義はガバナンス・ネットワークの生きた実践において実施されるべき企画の任務である。それは高い理想であると共に非常にプラグマティックな管理的任務でもある。

仮説 4 : 道具仮説

道具仮説は、強力な政府 (統治) アクターはネットワークを道具として利用することを通して複雑な世界における公共政策を形成し実施する能力を高めるという見方に依拠する。ネットワークは支配的課題との調整が増大するように政策過程へのインプットとそれからのアウトカムを組み立てる道具を提供する。この視座はガバナンス・ネットワークと代表民主主義との関係に対して上に見た諸アプローチに見られる以上に批判的な解釈をする。理論的には、道具アプローチは地方のエリート戦略 local elite strategies の観念にも、あるいはより広い新自由主義の文脈における社会的規制の変わりつつある形態についての議論にも位置づけられうる。いずれのケースでも、道具アプローチは、政府アクターの利益は相対的に不変で利害共有者のより広い関与よりも前に存在するという前提から出発する。ガバナンス・ネットワークはインプット構造を通してこれらの支配的利益を強化し、アウトプット構造を通してそれらを実現する手段を提供する。これと対照的に、補完アプローチと移行アプローチは共に利益は過渡的で、一方における公選政治家と彼らの職員と、他方における多様な公衆との間の対話と審議を通して洗練され再規定されると仮定する。

フランスとイングランドにおける観察研究がこの視座を考察している。フランスのケースでは、Le Galès (2001) が Rennes におけるガバナンス・ネットワークの発展を分析している。彼は市議会の権力が集団的政治的目標を実現するために地方の政策ネットワークを形成することを可能にしていることを示す。文化の場合には、市議会は、この分野での市のプロフィール (イメージ) を上げるとともに支出とそれに関連したリスクを制御するために、慎重に政策ネットワークを創出し始める。これには、特に市の文化イメージを促進すると思われるプロジェクトの堅実な管理を強調する方法で、文化基金の受取人、市議会、トップ職員並びにパリの文化省の官僚間の関係を再規定することが含まれた。この中核のネットワークを越えたところに、市議会との資源交換がより限定された比較的小さな組織の広大な周縁がある。Le Galès は市議会がそれ自体の優先順位に支持を得るためにこの政策コミュニティにときどき影響を与え、これを組織することを観察している。市議会とその中心的下位機関 (この政策領域に責任を負う副市長) によって与えられた政治的正統性は、他の重要な政治的アクター (国の省庁や文化団体) との交換とともに、ガバナンス・ネットワークに向けて道具的戦略を用いることを可能にする。市議会がネットワークを構築する権限は、その政策課題を新しい領域に拡大し再生するための、そして地方にとってのより広い集団的プロジェクトを実現する可能性を高めるための強力な手段を市議会に提

供する。偶然同じ時に、Wälti and Kübler (2003) は、多元的ネットワークが強力な国家アクターに「植民地化」される危険を指摘している。かれらによれば、それは、参加者たちは問題と解決策についての「役人の」見解に従いあるいは資源とそれへのアクセスを提供するネットワークから排除される危険を冒すからであるという。

イングランドにおける研究は、「政府のない統治」‘governing without government’ という観察に基礎づけられた論評から生まれている (Bache 2000; Davies 2002; Skelcher et al. 2005)。これらの研究は「政府のない統治」テーゼという新多元主義の2つの柱に挑戦している。ネットワークは自己組織化するものであるということと、政府は資源の交換ゲームにおける多くのプレーヤの中の1つであるということが、これである。加えて、彼らは、この研究分野における北ヨーロッパの文献の多くに通例の、水平性の仮定を疑問視する。イングランドにおける諸研究の文献は、国の政府の役割はRhodesのアプローチにおいて提示されているものとはいささか異なることを論じるために、広域及び地方レベルのガバナンス・ネットワークの事例分析を引いている。彼らは国の政府はそのプロジェクトを実現するためにネットワークをつくり操作する方策を導入する強力なアクターであると結論する。たとえばSkelcher et al. (2005) は、国の下位のレベルのガバナンス・ネットワークはクラブclub、組織体polity、機関agencyの3つのカテゴリーに分類することができることを示す。クラブは、調整アプローチにおける広範な利益を持つ一組のアクターを政策セクターあるいは地域に結びつける「政府なしの統治」の枠組みに示された、相互性と自己組織化の観念に最も近い。組織体ネットワークは、たとえば、住民を再生会社の取締役会に選出することを通して新たな政治コミュニティを創出することを含む。けれども、いずれのケースでも、こうした形態が、直接的に国の政府の政策の結果として、主に補足的資金を獲得するのに必要なネットワークの創出策に従って生じるという証拠がある。ネットワーク形態の第3のタイプは機関である。これは特別に国の政府の要求に応じてつくられたネットワークであり、連合組織である。その役割は地方レベルでの組織間協働を要請する国の政策イニシアティブのための発出手段である。調査チームによる地方のクラブ、組織体、機関ネットワークにかたちを与えた26の「パートナーシップ」の分析は、15が国の政府による規制に結びつける縦の業績管理システムに統合されていた。この縦の統合の証拠は、ガバナンス・ネットワークと代表民主主義との関係についての道具仮説に一層の重みを加える。

従って、どの事例でも、ガバナンス・ネットワークは政治的プロジェクトの前よりもむしろ後に来るのであり、強力で正当な政治アクターが事前に創出あるいは再編したネットワークに関係する。これらのネットワークに道具的機能を与えるのはこうした特徴である。この仮説では、説明責任は責任のある政治職にある人々を強力に巻き込むことによって確保される。他の説明責任方策（業績指標あるいは組織編成といった）は「中央の政治的利害共有者」の説明責任をサポートするように設計されている。その意味で、この仮説は第1の仮説に最も近い。けれどもこの視座の一般的適用可能性は、観察研究が行なわれた国の文脈によって制約されている。フランスもイングランドも地域に深く食い込んだ、強力な国の政治と政府の制度を持っている。この点で、これらのアクターがそれらのプロジェクトを実現するためにガバナンス・ネットワークの提供する機会を用いることを予想できよう。

ガバナンス・ネットワークが代表民主主義の制度に使えるという観念は、この領域の基底にある意味であった。主流の視座は相互関係のネットワークの中での資源の交換の前提を反映してい

る。道具仮説は目的と権力の問題をしっかりと課題にすえており、ガバナンス・ネットワークをより大きな政治的文脈における道具と見ている。そこでは代表政府の機関がそれらの目的を推進するためにネットワークを形成する正統性と権限を持っている。

仮説の適用：3つの古典的テーマ

上に概観した4つの仮説は代表民主主義とガバナンス・ネットワークとの関係について異なる説明を提供している。それらは2つの方法で利用できる。①調査活動・理論的関心・観察的証拠のパターンを明確にするためにこの分野の既存の文献の地図を作るための枠組として。これは既存の知識のレベルと見落とされてきた諸問題を確認するベースを提供する。②この分野の一層の厳密な調査を提供するために、より詳細な調査研究の問題と焦点を絞った調査の設計を確定するための評価基準を提供するものとして。これまでの論議の規範的な選好としっかり設計された専門的な調査が不足していることを所与とすれば、これこそが中心的任務である。以下ではその含意を考える。

権力はどこにあるのか

代表民主主義のシステムにおける権力のかたちと所在に関する問題は、行政学・政治学の歴史を遡って研究者たちの心を奪ってきたが、ガバナンス・ネットワークの最前線では権力の分析はほとんどされていない。その理由はネットワークにおけるアクター間の協働、相互性、合意が強力な前提としてあるからである。

非両立仮説及び道具仮説の場合は答えは明白である。権力は公選職政治家が戦略的決定をする権威、すなわち、ネットワークの他の行為者のためにそれに続く一連のより低い次元の決定を生み出す行為と関係づけられる。非両立仮説は、政治的意思決定者は異なる価値の間の計画化と調停にあたるという、自由主義社会のなかでの代表民主主義という古典的見解に依拠する。そのベースには選挙・圧力団体政治・メディア投票者仮説の諸理論があり、支配政党の議題のイデオロギー的要素は何らかの一般化された公共善の利益に和らげられると予測する。ところが道具仮説では、政治家の権力は信頼できる関与 credible commitment の理論、特に意図の信用性と活動の持続可能性の視角から見られる。ガバナンス・ネットワークは準政府機関の手を伸ばせば届くところという性格を共有しており、たとえば、特定の資金獲得制度の活用、結节点的組織（「パートナーシップ」）の創出あるいはクラブないし組織体的グループ形成を生み出すことを通して、一定レベルの意識的な設計のもとに置く（Skelcher 2005）。道具仮説では、政治家の権力は信頼できる関与の条件に合わせるためにガバナンス・ネットワークの誘因構造を創出あるいは変更することのできる権威的主人として行動する能力にある。政治的イデオロギーが変わったときには誘因のパターンが、そしてガバナンス・ネットワークの構造と内容が変化するものと予想する。

補完仮説と移行仮説は公選職員の権力について異なった見方をする。すなわち、補完仮説は多元的政治権力理論に依拠し、公選職員が究極の決定権限を持つ一方でガバナンス・ネットワークはそれを社会の多様なグループと共有し、翻ってそれらのグループは公選職政治家に支持、知識、実施能力を提供すると見る。この過程は、理論的には、公共政策における市民の関与を高め、システムの多元性を強める。権力の観念についての最も偏向した見解は伝統的仮説である。この仮

説からは権力の観念はネットワークの中に融解し、おもに、多くの異なるグループが決定に反対するための拒否権に還元される。移行仮説はすべてのアクターは他の多様なアクターやそれらの資源の協働に依存するため、積極的目標を達成するための権力に欠けることを強調する。公選職員を1つのアクターとは見るが、必ずしも最も強力でも唯一の強力なアクターでもないとする。このことは権力の違いがないということの意味するのではなく、それらはアクターたちの資源やネットワークの制度的ルールによって説明される。ほとんどの場合、こうした権力の違いは政策のアウトカムを達成する上では決定的ではない。権力は代表民主主義の政治制度からガバナンス・ネットワーク自体へと再配置される。

一般的利益はどのように理解されるのか

非両立仮説は一般的利益ないし公共の利益を依然として重要な概念とみる。すなわち、一般的利益を選挙において優勢である諸プログラムによって構築され、政府ないし立法部における多数派を形成する政治家たちによって守られるものと見る。

他の3仮説は、公的アクター自身が時々当然の政策案に根本的に同意しない分裂的な世界では、一般的利益そのものが問題的概念と認識する。すなわち、補完仮説は一般的利益は公選政治家、市民社会のアクター、並びにその他のネットワークの中の利害共有者間の審議の過程から生まれてくると見る。審議は価値や行動の共通の理解が多様な出発点の立場から生まれてくるコミュニケーションの合理性のかたち a form of communicative rationality である。この意味で、一般的利益はガバナンス・ネットワークにおける政策過程へのインプットではなくアウトカムである。道具仮説は一般的利益はアウトプットの実績評価規準、説明責任の尺度、あるいは消費者保護の仕組といった具体的なシグナルへと変換され（効果的に代替され）る。これの背後には、ネットワークは政治家たちのイデオロギー的傾向の線に沿って修正された政策を提供するという考え方（信頼しうる関与の理論の結果としての）がある。移行仮説にとっては一般的利益が定義上の過程やそれが含む争いの焦点の変化として規定され得るかどうかは重要ではない。近隣住区、人種、環境等々をベースにした自己中心主義的な政治的グルーピングの現出は、代表民主主義の過程を通して定義された単一の一般的利益の観念に挑戦し、補完仮説において同定されるより複雑な相互作用の諸過程へのドアを開く。

公的管理者の役割は何か

最後の問題は、4つの仮説の文脈における公的管理者の役割に関わる問題である。ウェーバー官僚制における公務員の役割は公選職政治家の政治的プログラムの実現であった。そこには政治の優越の観念があり、公選職政治家は部下である公務員の行動に責任を負うものとされたが、非両立仮説でも公選職の保持者が権威の主たる源である。従って、行政官を市民や利益団体とともに「グレイ・ゾーン」に引き入れるガバナンス・ネットワークの創出は望ましくない。この仮説は政策決定と政策実施の間の理論的そしてある程度経験的境界線に挑戦するのである。

他の3つの仮説はいささか異なる見解を持つ。これらのすべてが、ガバナンス・ネットワークの重要性はかつて公選政治家の領域であるとみなされていた問題に新たな領域を開くことにある、そしてそれらにとっては政治家たちは少数者であり、管理者たちが政策請負人としてより大きな役割を演じるような領域に再配置されることになることを認識している。これは今までのとこ

る十分には検討されていない正統性の問題へと導く。ただし、これら3つの視座が「政治的」を「管理的」に再配置する見方にはかなりの違いがある。補完仮説はそれを問題とは理解していない。というのも、この仮説は（政治的）価値を認識しウエイトを加える上での管理者の活動のより大きな影響力と公選政治家の究極の権威とは多様な公衆を横断して合意を確保し、政策の設計と実施を強めるために情報を補足するためにかねらが行う貢献のゆえに、共存できると考えるからである。けれども、この条件は、ガバナンス・ネットワークにおける管理者の活動と代表民主主義の制度における公選政治家との間のよい結びつき（連携）を要求する。移行仮説は違った見方をする。それは制度的変化の前提から出発しているように思われる。この中では管理主義はこの変化が生み出される最も有力なテクノロジーである（Clark and Newman 1997）。それは公選の政治機関から手の届くガバナンス・ネットワークの配置によって強められる。この視座からは、政治家の役割はシステムの変化の全体としての方向の舵取りをするメタ・ガバナーで、管理者は細かな設計と実施を引き受けるということである。道具仮説は公的管理者をイデオロギー的に方向づけられた諸プログラムを提供する上での政治家の代理人とみなす。システムが複雑であるため、彼らは高度の裁量権を与えられる。それは、管理者たちは高い裁量権を持った重要なアクターではあるが、それを責任あるものにするためには手続的条件が求められる。彼らの行動がモニターされ誘導される業績管理システムや指標を含む特定のテクノロジーがそれである。

結 論

ガバナンス・ネットワークの研究が多様な形態の民主主義との関係に関する体系的研究に関わりはじめたのはつい最近のことである。これまでは、この分野はマーケット-階統制-ネットワークの3部作に基礎をおく、ガバナンスの様式変化についてのメタ・レベルの議論で占められていた。今日ようやく他の諸問題が検討され厳密な分析が行われるようになってきている。この分野における議論に対する厳しい批判は、また、ガバナンス・ネットワークのいくつかの文献の規範的選好、ことに、ネットワークは水平的関係、自立と多元主義によって支配的に特徴づけられているという理論的前提から出発し、あまりにも安易に民主主義の審議形態との関係を描き過ぎるという文献によって、汚染にされている。

発見の装置としての諸仮説の価値は、ガバナンス・ネットワークと民主主義との関係のニュアンスと複雑さに対してより敏感にできることにある。4つの仮説はわれわれがこの研究で課題を特定し、それらの内的論理を明らかにする上での助けとなる。さらに、多様な課題と緊張の性質と重要性を同定し、それらがどのようにして特定の文脈と関わっているのかを見ることができ

る。この方法で研究を進めれば、この分野における厳しい批判を再発見し、文脈の条件に一層適合した理論の開発への展望が得られる。この分野における研究者たちにとっての挑戦は、研究プログラムのベースを形成することのできる理論的提案を構築するために、ガバナンス・ネットワークの文献のより厳密で体系的な評価を開発することである。4つの仮説は出発点を提供するが、それぞれの内部の詳細な理論的關係を確立するためには、一層注意深い作業が必要である。こうしたことを明らかにすることがガバナンス・ネットワークと民主的基盤と社会の実際との関係に関する新鮮な思考のベースを提供するであろう。

参照文献：

- Bache, I. 2000. 'Government within Governance: Network Steering in Yorkshire and Humber', *Public Administration*, 78, 3, 575-92.
- Davies, J. 2002. 'The Governance of Urban Regeneration: a Critique of the "Governing without Government" thesis', *Public Administration*, 80, 301-22.
- Edelenbos, J. and E. H. Klijn, 2006. 'Managing Stakeholder Involvement in Decision-making: a Comparative Analysis of Six Interactive Processes in The Netherlands', *Journal of Public Administration Research and Theory*, 16, 3, 417-46.
- Edelenbos, J. and R. A. H. Monninkhof(eds). 2001. *Locale Interactive beledsoverning*, Utrecht: Lemma.
- Fischer, F. And J. Forester, 1993. *The Argumentative Turn in Policy Analysis and Planning*. London: Duke University Press.
- Forester, J. 1989. *Planning in the Face of Power*. Berkeley, CA: University of California Press.
- Fung, A. and E. Olin Wright. 2001. 'Deepening Democracy: Innovations in Empowered Participatory Governance', *Politics and Society*, 29, 1,5-41.
- Hajer, M. and H. Wagenaar, (eds). 2003. *Deliberative Policy Analysis: Understanding Governance in the Network Society*. Cambridge: Cambridge University Press,
- Klijn, E. H. and J.F.M. Koppenjan. 2000. 'Politicians and Interactive Decision-making: Institutional Spoilssports or Playmakers', *Public Administration*, 78, 2, 365-87.
- Koppenjan, J.F.M. and E. H. Klijn. 2004. *Making Uncertainties in Networks: a Network Approach to Problem Solving and Decision-making*. London. Routledge.
- Le Galès, P. 2001. 'Urban Governance and Policy Networks: on the Boundedness of Policy Networks. A French Case', *Public Administration*, 79, 1, 167-84.
- Lowndes, V. 2001. 'Rescuing Aunt Sally: Taking Institutional Theory Seriously in Urban Politics', *Urban Studies*, 38, 11, 1953-71.
- MacKinnon, D. 2000. 'Managerialism, Governmentality and the State: A Neo-Foucauldian Approach to Local Economic Governance', *Political Geography*, 19, 293-314.
- McLaverty, P. (ed.). 2002. *Public Participation and Innovations in Community Governance*. Aldershot: Ashgate.
- Papadopoulos, Y. 2000. 'Governance, Coordination and Legitimacy in Public Policies', *International Journal of Urban and Regional Research*, 24, 1, 210-23.
- Papadopoulos, Y. 2003. 'Cooperative Forms of Governance: Problems in Democratic Accountability in Complex Environments', *European Journal of Political Research*, 42, 473-501.
- Peters, B. Guy. 2000. *The Politics of Bureaucracy*, 5th edn. London: Routledge.
- Pierre, J. and B. Guy Peters. 2000. *Governance, Politics and the State*. Basingstoke: Macmillan.

- Rhodes, R. A. W. 1988. *Beyond Westminster and Whitehall: The Sub-central Governments of Britain*. London: Unwin Hyman.
- Skelcher, C. 2005. 'Jurisdictional Integrity, Polycentrism and the Design of Democratic Governance', *Governance*, 18, 1, 89-110.
- Skelcher, C., N. Mathur and M. Smith. 2005. 'The Public Governance of Collaborative Spaces: Discourse, Design and Democracy', *Public Administration*, 83, 3, 573-96.
- Sørensen, E. 2002. 'Democratic Theory and Network Governance' *Administrative Theory and Praxis*, 24, 4, 693-720.
- Sørensen, E. and J. Torfing. 'Network Politics, Political Capital and Democracy', *International Journal of Public Administration*, 26, 6, 609-34.
- Sullivan, H. and C. Skelcher. 2002. *Working Across Boundaries: Collaboration in Public Services*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Wälti, S. and D. Küber. 2003. "'New Governance" and Associative Pluralism: the Case of Drug Policy in Swiss Cities', *The Policy Studies Journal*, 31, 4, 499-525.
- Wälti, S., D. Küber and Y. Papadopoulos. 2004. 'How Democratic is "Governance"? Lessons from Swiss Drug Policy', *Governance*, 17, 1, 83-113.

Ⅲ 地域の情報拠点としての図書館

－市民参加による「新たな図書館像」の策定をめざして－

山田留里

1 はじめに

図書館は、地域のもっとも身近な社会教育施設である。地域づくりの情報拠点としても、重要な役割を担っている。北九州産業社会研究所「社会福祉プロジェクト」2003年と2006年の報告書^{*1}を通して、北九州市立図書館貸出文庫の調査結果をもとに地域の図書・資料の整備についてお伝えしてきた。今回、北九州市立図書館の全体について、利用者、地域住民の立場から、現状を分析し、より望ましい図書館のあり方を提言したい。

報告者は、2003年北九州ミズ21委員会報告書^{*2}のなかで「地域の情報拠点としての図書館機能の充実」として、北九州市立図書館について3つの観点から14の提言（以下「ミズの提言」）をおこなっている。5年が経過し、その間、指定管理者制度の導入（2005年度）、図書館コンピュータシステムの更新（2006年度）、中央図書館の窓口と分館ひまわり文庫など一部業務の民間委託（2007年度）などによって状況は大きく変化している。

また、平成17年に文部科学省が発表した「地域情報ハブとしての図書館」や平成18年の「これからの図書館像」^{*3}に示されているように、図書館の役割や機能についての見直しは、全国的な流れになっている。

北九州市の図書館運営については、平成14年の北九州市立図書館協議会による答申（以下「答申」^{*4}）が指針とされてきた。平成19年6月北九州市議会において、「図書館の充実」について「（平成14年11月北九州市立図書館協議会）答申後5年が経過し」「新たな図書館のあり方については検討する時期が近づいている」という教育長の答弁があった。平成19年度第2回図書館協議会において、中央図書館より「答申」各事業の実施状況が報告（以下「報告」）され、「（仮）新たな図書館のあり方」について検討を始めることが確認されている。しかしながら、「報告」の内容は中央図書館のホームページ（以下HP）上にある会議録に含まれておらず、事業の実施状況についての調査内容も公開されていない。市民・利用者による「答申」の検証が難しくなっている。

前述の「地域情報ハブとしての図書館」第1章は、「よびかけ」から始まっている。「図書館の改革を進めるために」「地域住民の方々へ」図書館の役割を正しく認識し、機能が発揮されるよう積極的に働きかけ、更なる充実をめざして運営に参加するよう促している。このよびかけにせいいっぱい、応えていきたい。新しい図書館構想、基本計画は、その策定の手続から、市民参加を目指す必要がある。まず、「答申」の実施状況を利用者の立場から検証して、問題点を明らかにしていく。その際、おもにICT^{*5}を活用したネットワーク整備と情報発信とに注目する。そのうえで、他自治体の例などを参考にしながら、北九州の「新たな図書館像」策定の取り組みについて考えてみたい。

※1 2003年度、2006年度『「地域づくり」に関する調査報告書』

(北九州市立大学北九州産業社会研究所社会福祉プロジェクト)

※2 第8期北九州ミズ21委員会報告書『市民生活を豊かに変えるIT』

(北九州市企画政策室企画政策課2003年12月発行)

※3 「地域情報ハブとしての図書館 ―問題解決型の図書館を目指して」平成17年1月

(図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会)

「これからの図書館像 ―地域を支える図書館を目指して」平成18年3月

(これからの図書館の在り方検討協力者会議)

「これからの図書館像 ―実践事例集―」(企画・編集 図書館未来構想研究会)

※4 「生涯学習拠点としての図書館のあり方について」平成14年11月

- *基本視点 (1)図書館ネットワークの構築、(2)市民の生涯学習活動を支える図書館、
- (3)こどもの読書活動を推進する図書館、(4)誰もが使いやすい図書館、
- (5)市民参画型図書館

※5 Information and Communication Technology 情報コミュニケーション技術

2 図書館のネットワーク ～ICTによる連携の強化をめざす

「ミズの提言」では、図書館ネットワークについて「美術館や博物館などの文化施設、点字図書館など人権・福祉施設、北九州市立文書館や議会棟図書室などの行政関連施設、市民センター・地域交流センターなど」との連携の必要性を取り上げた。「答申」においても、基本的視点として(1)「図書館ネットワークの構築」をあげている。「図書館蔵書をこれまで以上に効果的・効率的に活用する」ねらいから「他の図書館施設との有機的な連携によって、利用者のニーズに沿った種々の図書館サービスを展開できる」よう、整備を具申している。

平成14年10月作成の「北九州市内図書施設一覧」には、市立図書館のほかに「大学・高専付属図書館等7館」「一般の図書施設24館」が、「市民が閲覧できるおもな図書施設」として紹介されている。近所に図書館がなくても、図書館とネットワークでつながった関連施設を気軽に利用できるようになれば、「市民が身近な場所で図書資料を利用できる」(「答申」)。

学校図書館については、平成16年から「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」が取り組まれており、平成18年に策定された「子ども読書活動推進計画」の中でも「図書館間及び学校図書館等との連携・協力」を事業の一つとして取り上げている。

北九州市を含めた近隣自治体では、平成14年4月「福岡県北東部地方拠点都市地域で図書館の広域利用」によって、平成15年4月には下関市も含めた図書館の相互利用ができるようになっていく。

一方、福岡県図書館協会は、平成17年に県内の自治体や小中学校、高校、大学の図書館など「官」と、専門図書館資料室など民間との、県内1400の施設の蔵書を相互貸借できるシステム導入の検討を始め、翌11月、館種が異なる「福岡県公共図書館等協議会」、「福岡県学校図書館協議会」、「福岡県・佐賀県大学図書館協議会」(福岡県地区)、「専門図書館九州地区協議会」(福岡県地区)、の4つの図書館協議会で構成する「福岡県図書館協会」において、相互貸借を開始した。官民のネットワークが、全国初の試みとして始まっている。

こうした現状があるなか、中央図書館からの「報告」では「⑤ネットワーク総括機能の充実(中

中央図書館)」を「未実施」としており、利用対象、設置の目的、システムの違いから実現困難という理由が述べられている。「答申」のなかに挙げられている連携に関わる具体的事業のうち、「老人福祉施設」「障害者関係」「国際交流」機関・団体などが「未実施」になっている。

保健・医療・福祉情報センターと男女共同参画センター図書・情報室、及び北九州学術研究都市学術情報センターは、図書館ネットワークシステムに参加しており、蔵書検索が可能になっている。北九州市立大学と九州国際大学の大学図書館についても平成14年に協定が締結され、一般市民への貸出ができるようになった。「利用対象、設置の目的、システムの違い」に関係なく、「連携」の方法を探っていくことは可能である。どういった連携の形が望ましいのか、連携のかたちと問題点を明らかにして、前向きに検討する努力が必要だ。

実際には、大学図書館の一般開放は、2つの大学図書館以外の、九州工業大学附属図書館など大学・短大・高等専門学校図書館でもおこなっている。たとえば地区図書館のない八幡西区では九州共立大学附属図書館が、小倉南区では北九州工業高等専門学校図書館が学外市民に開放されている。九州共立大学附属図書館では、平成19年10月に図書館司書を対象にした公開講座を開いている。しかし、中央図書館のホームページ（以下HP）にリンクはついておらず、利用の案内もない。大学図書館の講座などの情報が中央図書館を通して市民に届くことはない。

③「ひまわり文庫の見直し」については、「報告」では「実施」となっているが、2007年1月に本研究会がおこなった「市民センター館長アンケート調査」の分析結果は、2003年4月の調査時に比べて、文庫の周知度が低下し、要望も挙がりにくくなっていることを示していた。リクエスト範囲が「拡大」しても、実際にリクエストを受けられる体制づくりがなされていなければ、サービスを有効に利用できない。「地元との情報交換の強化」についても、「各ひまわり文庫の担当者」の位置づけが曖昧な現状では、継続的な取り組みは難しいだろう。中央図書館業務の一部民間委託が始まった平成19年度以降は、リクエストや予約が出しにくくなったという文庫利用者の声も聞いている。何を実施したかではなく、実施した事業が利用者の満足度にどのようにつながっているかが問題になる。

中央図書館には北九州市内図書施設や関連施設、市民センターなど地域のネットワークの強化と、近隣自治体などとの連携とを統括するコーディネーター的な機能が、ますます求められてくるだろう。「未実施」となっている統括機能について、問題点を整理し、原因を明らかにして、問題解決への方向を示すべきではないか。インターネットで日本全国、全世界につながっている図書館のネットワークを活かし、広範囲つながりの中で地域の図書館ネットワークが活性化するように、統括機能の強化を図るべきであろう。

3 図書館ホームページの充実 ～インターネットを活用した情報発信

図書館ネットワークを可視化するツールのひとつは各図書館が企画・運営するウェブサイトであり、アクセシブルな環境の整備によって効果的な運用が可能になる。「報告」では、「答申」の基本的視点 (2)「市民の生涯学習活動を支える図書館」のなかの ②「IT（情報通信技術）機能の充実・活用」については「一部未実施」となっているものの、④「広報及び情報公開」、①「特色ある図書館づくり」、④「多様な生涯学習機会の提供」は「実施」と評価している。

平成18年度から利用者端末が10台から29台に増え、コンピュータシステムが新しくなって、蔵書検索などが使いやすくなった。図書館内で蔵書検索やインターネットを利用しやすくなってい

る。システム更新前は、24時間以上アクセスできなかつたり、検索しても著者名など必要な書誌データが出てこなかつたりといったことが頻繁に生じていた。確かに以前に比べれば、使いやすくなっている。

「報告」は評価の根拠として「ホームページを一新（メニューの充実、情報更新のスピードアップなど）」を挙げている。しかしながら、他の自治体の図書館のHPと比較したとき、この評価は妥当といえるだろうか。

中央図書館HPは教育委員会のなかの一項目としてある。独立したページではない。メニューについても更新頻度についても、他の政令市の図書館のHPと比べてみると、その乏しさがよくわかる。たとえば政令指定都市（17市^{*6}）のなかで図書館のトップページや独自のコンテンツを持っていないのは北九州市の中央図書館だけである。使いやすさという点についても、利用者の立場に立った工夫や内容の充実が図られているとはいいがたい。情報の量も質も、市民ニーズを引き出す水準には遠い。これでは、インターネットを通して、図書館の未利用者呼び込むのは難しい。

たとえば「若松図書館」をクリックすると写真が2枚表示されるが説明がないので、何の画像かわからない。「火野葦平」著作コレクションなど郷土関連資料を所蔵する若松図書館の特徴が伝わらない。地区図書館において進めている ①「特色ある図書館づくり」を生かせるような工夫が必要だ。

「北九州市立図書館の利用案内」に「郵送貸出」が表示されるようになった。だが、ワンクリックで必要な情報に行き着くことができない。対象となる利用者の条件などが明示されておらず、申込の手続きなどは知るには、直接、図書館に問い合わせねばならない。「心身の障害のため図書館に来ることが難しい方」の利用を想定していながら、使いやすさへの配慮は不足している。

北九州市立図書館の約蔵書は160万冊以上^{*7}あるが、図書資料のうち、どの程度のデータが検索可能なのか、不明である。CD-ROM資料などは検索できず、視聴覚資料については、利用の窓口が異なる。そもそも資料を管理する視聴覚センターHPには資料検索のボタンがない。（視聴覚センターのHPは更新が滞り、前月の「行事予定」しか表示されないことがある。）

検索画面、雑誌メニューからトップページに戻るボタンがない。したがって蔵書検索で、「貸出中」の表示が出て、予約件数や予約方法を確認するには項目のページまでも戻らねばならず、慣れない人にはわかりにくい。表示の〈ヘルプ〉を〈使い方〉変えて、「～ができる」ではなく、「～を探したいときは、～の手順ですと～なる。」^{*8}というように、入力の仕方やキーワード検索のヒントについて使う立場からの説明を入れるとわかりやすくなるが、現状では利用範囲が限定される。

また、新着メニュー画面にある新着案内では、更新までの一年間に新しく出版され、かつ、受け入れた書誌」が、分野ごとに市内20館分ひとまとめにして出てくる。近所の図書館に新しく入った図書資料を一覧表示できないし、寄贈本や郷土資料などは、新しく受け入れても、出版年度が一年をさかのぼると新着案内に表示されない。

ハードとしてのシステムや端末は整備されているが、それを使いこなすソフト面の充実が立ち後れている。システムの機能を十分に活かすだけのコンテンツが不足している。

図書館のHPは、自治体のウェブサイトの中でもアクセス数が相対的に多い。各自治体は、それぞれのミッションにそって、図書館の機能や役割を明示し、特徴あるコンテンツを盛り込んで

いる。^{※9} 図書館のHPは、そのまちの広告塔だともいえる。北九州市の魅力が伝わるような図書館ホームページの作成が望まれる。北九州市の図書館がよその図書館に比べて、どんな特徴を持っているのか、どんな資料があり、どういった利用が可能なのかわかるようになると、図書館だけでなく、まちに対するイメージが変わってくる。北九州市には五市時代の伝統を引き継ぐ地区館がある。それぞれに郷土関連の資料収集や企画事業をおこなっている。適切な情報発信ができるしくみを整えてれば、館の独自性をさらに発揮できる。前掲の文部科学省報告書（※3）のなかの実践事例集や『構造改革下の公共図書館』^{※10}の「ITによる新しいサービスの動向」で取り上げられている先進事例などを参考にしていくべきだ。HPを開いておくだけでは現代の図書館としての役割を果たせない。

これまでの図書館は、ただ、利用者が来るのを待っていればよかった。しかし、これからは、利用していない市民にも税負担に見合う価値を還元できるような企画・運営が望まれるし、来館しないでウェブサイトのみを利用するケースも想定する必要がある。北九州市の魅力を知ってもらい、市外から利用者と呼び込む努力が求められてくる。図書館の持つさまざまな利用方法や利用価値を発信して、利用者の立場に立った使いやすさを工夫し、多様なサービスの展開を図っていくべきだ。情報発信への前向きな姿勢もち、それを裏打ちする運営方針を確立していけば、どんなにでもHPの内容を豊かにしていくことができる。

- ※6
- ・札幌市 <http://www.city.sapporo.jp/tosyokan/>
 - ・仙台市 <http://lib-www.smt.city.sendai.jp/>
 - ・さいたま市 <http://www.lib.city.saitama.jp/>
 - ・千葉市 <http://www.library.city.chiba.jp/>
 - ・横浜市 <http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/library/>
 - ・川崎市 <http://www.library.city.kawasaki.jp/>
 - ・新潟市 <http://www.niigatacitylib.jp/>
 - ・静岡市 <http://tosho.city.shizuoka.jp/>
 - ・浜松市 <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/study/library/>
 - ・名古屋市 <http://www.library.city.nagoya.jp/>
 - ・京都市 <http://www.kyotocitylib.jp/>
 - ・大阪市 <http://www.oml.city.osaka.jp/>
 - ・堺市 <http://www.lib-sakai.jp/>
 - ・神戸市 <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/57/070/welcome.html>
 - ・広島市 <http://www.library.city.hiroshima.jp/>
 - ・北九州市 http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=1170
 - ・福岡市 <http://toshokan.city.fukuoka.jp/>

※7 『北九州市の図書館（年報）平成19年（2007）』

北九州市立中央図書館 平成19年7月

- ・平成19年4月現在の蔵書数には視聴覚センターの資料は含まれていない。
- ・新門司分館（2007年4月開館）の蔵書数は開館当初2万冊。

※8 「図書館サポート北九州」→〈中央図書館〉：「北九州市立図書館 How To蔵書検索」<http://fukuoka.cool.ne.jp/ruri12003/chuo6/06chuo.top.html>

※9 図書館HPの事例

・アクセスの多さを利用して広告を貼っている。

横浜市立図書館<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/library/index.html>

・図書館の職員が随時更新し膨大なデータベースを構築しており、その図書館にしかない所蔵資料目録や資料のデジタルアーカイブスによってHPがすでに一つの図書館として機能している。

市川市立図書館<http://www.city.ichikawa.chiba.jp/shisetsu/tosyo/tosmain.htm>

・蔵書案内・行事案内以外の生活に役立つ情報へのリンクをつけている。

芦屋市立図書館<http://www.ashiya-city-library.jp/>

・情報の拠点としての図書館の役割の一部をHPが担っている。

鳥取県立図書館<http://www.library.pref.tottori.jp/index.html>

・郷土資料の一部はデジタル化して、画像と説明が載っている。

堺市立図書館<http://www.lib-sakai.jp/>

・HPを通して、県外の利用者にもレファレンスをおこなっている。

栃木県立図書館（情報相談窓口）http://www.lib.pref.tochigi.jp/reference/refer_top.htm

※10 『構造改革下の公共図書館 低成長時代に求められる図書館像とは』

デジタルライブラリーの環境整備に関する調査研究報告書

（平成15年度文部科学省補助事業）（助高度映像情報センター 2004.3.26）

4 北九州市の新しい図書館構想について ～市民参加と協働

「答申」は5番目に「市民参画」の視点を挙げ、「図書館が進めるべき多種・多様な市民サービスは、図書館職員のみならず、さまざまな主体によって行われるべきものであり、市民の参画が不可欠である」と述べている。小委員会の会議録（第1回 2002.8.29）にも「市民との協働」「民間活力の導入」という文言が出てくる。しかしながら「報告」されているは「ボランティアの育成・活用」「組織化・ネットワーク化」という、図書館が主体になりやすい事業ばかりである。だれが育成・活用するのか、どのように組織化・ネットワーク化するのが重要なのに、ボランティアや市民の自発性を尊重して主体的な参加を促すようなしくみづくりについては触れられていない。市民が主体になるとはどういうことなのか、「市民の声を図書館運営に反映させる」にはどうすればいいのか、これから、もっと考えていかなければならない課題だろう。

「報告」は「答申」にある5つの基本的視点と22の具体的方向性について、「実施」「一部未実施」「未実施」に振り分けて報告している。これまで述べてきたように「実施」と評価された項目であっても、利用者の立場から見ていくと疑問が残る事業は多い。たとえば「(4)誰もが使いやすい図書館 ⑨視聴覚資料の個人貸出」については「実施」となっているが、CDやDVDなどの音楽・映像資料は館内利用に限定されており、朗読テープなどは所蔵資料数が極めて少なく、存在を知らない利用者も多い。これで「個人貸出」ができるとは考えにくいのである。貸し出す側はサービスの形ができた時点で「実施」とみなすが、利用する側はサービスを実際に利用し、目的が満たされてはじめて「実施」と受け止める。このギャップは大きい。同じく基本的視点(4)の⑨「国際化へのサービス」の「英語圏・韓国語圏・中国語圏コーナーの設置」は、「各図書館で

外国語図書を収集」していることを挙げ「実施」としている。どのような図書資料を何冊収集し、どれくらいの利用があったのかは明らかにされていない。利用者にとってどのような事業のありかたが望ましいのかを分析し、実施事業が市民の満足度にどうつながっているのか、結果を検証したうえで、実施未実施の結論を導くべきだ。「報告」には、結論だけがあり、裏づけとなる客観性のあるデータがすべての項目で不足している。

「未実施」となっている「インターネット予約」「電子メールによるリファレンス」については、すでに北九州市より規模の小さい他の自治体でも実施されている。携帯電話が普及し、インターネットがごく身近なメディアになった現在、高度な情報スキルを必要とするわけでもなく、むしろ効率化・合理化につながると考え、実施に取り組むのが自然な業務の流れだと思われる。「既存図書館資料等の電子化・データベース化」についても、遺失しやすい貴重な資料の保存・整理のためには、最優先の業務と位置づけてもおかしくない。データベース化することで利用の可能性も広がる。未実施の事業については、できない理由や原因が問われてくる。

こうした「答申」の実施状況報告を踏まえて、平成20年2月から「(仮)新たな図書館のあり方」についての検討が、図書館協議会小委員会において始まっている。ただ、現状がつまびらかになっていない以上、ここから「新たな図書館」を探っていくのは難しいのではないか。残念なのは、「答申」に関する各事業の実施状況に対して、委員からの質問や意見がほとんど出されていないことだ。図書館の運営に関心をもち、実際に利用していないと、問題にも気づきにくい。委員のメンバーには、公募委員や、図書館学・情報学を専攻する学識経験者、図書館現場の職員、ITやシステムの専門家は含まれていない。「報告」は、一般には公開されていないので、委員以外の市民・利用者が問題点を指摘することもできない。

北九州市5区のうち、もっとも人口の多い八幡西区には、基幹となる地区図書館がない。平成14年3月に策定された「黒崎再生10カ年計画」では「文化・交流拠点地区」に「副都心としての文化振興のため」「文化・交流支援機能」を持つ図書館の施設整備を事業計画に挙げていた。平成19年11月、建築都市局整備部都心・副都心開発局が発表した「『文化・交流拠点地区』等に関するアンケート調査結果」から、地域住民の図書館設置への要望が高いことが指摘されている。平成20年2月北九州市議会において継続事業として「黒崎副都心『文化・交流拠点地区』整備事業」4千万円が調査費として計上された。

平成19年12月「黒崎に図書館を！北九州市民の会」は、「八幡西区の中心市街地に図書館の設置検討を求める署名」約4千筆を北九州市長及び北九州市議会議長に提出し、その後、中央教育審議会生涯学習分科会委員、文科省これからの図書館の在り方検討協力者会議副主査である糸賀雅児慶応義塾大学文学部教授を招いて「北九州市の図書館とまちづくりを考える」講演会を開催した。平成20年2月には図書館に関心の高い市議会議員、市民を集めて長崎県の図書館視察をおこなっている。

市民、議会、行政それぞれの立場から図書館設置についての検討が始まっている。

「ミズの提言」14では「新しい北九州市立図書館構想について」、パブリックコメント制の導入を提案し、「他の自治体に誇れるような図書館サービスの新しい形は、行政と市民の共同作業の中でこそ、立ち上がってくる」ものであり、「公募市民、有識者、現場職員」による委員会を設けるよう求めている。

優れた図書館サービスを展開しているたらみ図書館や苅田町、水巻町の図書館では設置にあ

たつて、準備委員会を立ち上げ、広く住民・利用者の意見聴取・意見交換をおこない、市民主体の図書館計画を策定している。同じような市民参加の取り組みは、ビジネス支援事業で評価が高い静岡市の御幸町図書館などでもおこなわれている。^{※11、12}

北九州市に新しい図書館を設置するにあたっては、まず、行政が論議の前提となる予算や関連する調査報告書などの情報を開示し、白紙の段階から、住民が議論に参加できるしくみをつくる必要がある。図書館は地域・利用者の支えがあってはじめて役割を発揮できる施設である。行事や独自企画にもボランティアなど、地域住民の協力が不可欠だ。地域にはさまざまな技能、知恵を持った人がいる。その力をうまく活かさないと新しい図書館の形は生まれない。市民力を活かすと同時に、経費や運営に対する市民の了解や信頼を損なわないようにしなければならない。

図書館はバックヤードが広大で、情報やシステムについての専門性も求められる。人件費、資料購入費など、管理維持に経費がかかる。低成長時代の自治体経営にはコストダウンが不可避の課題になるが、図書館の人件費、資料購入費を安易に削減すれば、質の低下につながる危険性が高い。図書館協議会の資料として配布された「図書館サービス政令指定都市比較」には、利用状況を示すデータはあったが、運営にかかる費用は算出されておらず、「費用対効果」の視点は欠落している。指定管理者制度を導入したことで人件費の大幅な削減が可能になった。他方、直営の中央図書館には人件費に見合うサービスの維持向上が、さらに求められるだろう。建設・運営に多額の費用を要する、高度に機械化され完成された施設をつくるより、地域住民・利用者・現場職員の意見を取り入れながら、市民との協働によってレベルアップを図っていける図書館のほうが、親しみやすく、展望が開けるといいう見方もありうる。

北九州市は現在、自治基本条例を策定中である。図書館の基本計画においても条例との整合性が問われることになるだろう。市民参加で、長期的な視点に立った設置計画を策定し、市民・利用者の視点で運営の見直しがいつでも柔軟にできる体制を確立すべきだ。市民にも、開かれた論議の場に積極的に参加する主体性が求められる。

※11 『市民参加の図書館づくり

～御幸町図書館1周年記念シンポジウムの記録と図書館づくりのあゆみ～』編集・発行「静岡市の図書館をよくする会」2006.1.10

※12 『図書館はまちの真ん中―静岡市立御幸町図書館の挑戦』勁草書房 2007.3.5

Ⅳ これからの地域を支える近隣型助け合い活動

— 「えん」の7年間の活動報告

おとなりさんネットワーク「えん」 田代 久美枝

■おとなりさんネットワーク「えん」は・・・

「年を取って、一人ポッチは辛いね。仲間と一緒に、何か少しでも人の役に立つ人生を送りたいね」というメンバーの声で「えん」を作って7年になります。ご近所さんのメンバーがあつまって「安心・安全な街づくり・ずっとここで暮らし続けられる地域づくりを自分達がやろう。地域の福祉力に自分達がなろう」を目標に活動している「近隣型助け合い活動」のグループです。

2001年に12名の理事ではじめ、現在40名ほどのメンバーで、ボランティア活動・地域コーディネート活動・他団体との交流・広報活動・学習活動・火曜日の会の運営・おとなりさんショップの運営（障害者の自立支援）他をおこなっています。

■「えん」設立のきっかけは・・・

永年つきあってきたメンバーが皆50代に入り、親の介護、子どもの自立、夫のリストラ、自分達の健康に関する不安と生きがいの問題など、個人的ではありながら、社会と密接に絡んだ問題を抱えていました。それを外に出して話し合ったとき、なんだ自分だけではないのか。では皆で勉強しながら、何か行動すれば、解決にむすびつけることができるのではないかと考えたのがきっかけでした。

様々な問題を抱えながら、自分達の最終章をどのように良いものにしていったらいいのか、そのイメージがつかめないことに一層な不安を抱いていました。

最後の姿がどうありたいのか・勿論、「最後まで誰かに必要とされる人でありたい」「自分が住んでいるここで、最後まで居場所・行く場所・座る場所が欲しい」とのぞんでいるのですが、さて、そういう希望がかなえられる社会状況があるのか心もとない。また、一番身近な私たちを取り巻く地域の状況は？どんな人がいて、どんな問題をかかえているのか？

子育て、障害者、消費者問題など、メンバーはそれぞれ（課題型の）市民活動をしている人たちでしたが、では地域の状況はどんなものかということを実外つかめていなかったのです。

活動を始めるにあたって、出てきたのが、私たちが「知らない」ということでした。

ではまず、あちこち出かけて行って、お付き合いをしながら、「知ること」から始めよう。地域の何に安心出来ないのか、良い最終章をむかえるためにはどういう条件整備をしないといけないのか、「現在」をつかんで、「こうありたい未来のイメージ」と「それを実現させる具体的な取り組みは何か」をあきらかにしようと取り組んでいます。毎年の活動方針のなかに学習プログラムを大きく組むのも、少数の人だけが状況をわかるのではなく、メンバー皆が地域や社会などの周辺状況をしらなければ、問題解決に必要な行動がとれないと考えているからです。

■「火曜日の会」とは・・・

「えん」の中核の活動に火曜日の会があります。毎週火曜日に自宅を開放して開催しています。

火曜日の会は居場所づくりではじめました。手づくりの小物を作りながら、色々な話がとびかいますが、時には深刻な相談も出てきます。不思議なことに手をうごかしながらだと深刻な話もサラッとなって、メンバーのなかから、「私も経験者よ」というアドバイスが出てきます。ピアアカウンティングです。手作りをしないで、食べる専門の人もいればおしゃべりだけを楽しんでいる人もいます。

「えん」の意味をよく聞かれますが、ご縁（仲間やネットワーク）、円（お金、活動資金作り、メンバーへの活動費還元）、終焉（死ぬまでということ）など色々考えられますが、今、一番大事にしているのは「宴会」のエンです。共に食べることはとても大事です。勿論、食べるだけで7年が過ごせたわけではありません。メンバーにはいろんな経歴の人がいますので、（近頃は男性メンバーも増え、幅広い意見が聞けます）情報交換が行なわれたり、目からウロコの勉強会ができたりと付録が沢山です。今年は皆で認知症について学んでいます。

火曜日のメンバーは特養「春吉園」のお洗濯ボランティアや「えん」が開催している障害者支援「おとなりさんショップ」のボランティアでもあります。実践の場をもっているせいか、学習することにとっても意欲的です。しかし、障害者自立支援法の影響でおとなりさんショップの開催がむつかしくなるなどの問題にも遭遇しています。

火曜日の会に関心をもって見学にこられる方が多く、ほんとにこういう場が必要だと思われるようですが、なかなか自分で始めるというところまではいきません。近所付き合いの煩わしさや面倒なという垣根を超えるのが難しいのでしょうか。それと運営を支えるのに必要な仲間数人を見つけられないという問題もあるようです。

また、うつ症状の方や認知症の初期の方や家族のかたから行きたいのだけどという要望をうけることもあります。やはり場所が遠いと継続が難しく、近くにあればという声を聞きます。（多くのかたがデイサービスなどではなく、「普通」の集りのなかにはいることを望まれます）認知症もうつも閉じこもりを防げば、ある程度悪化を防ぐことができるので、私たちとしても残念な思いです。

■ 「えん」のこれからの課題・・・

「えん」をつくって7年、社会の状況は益々不安の度合いを深めてきました。

介護保健が施行されて、私たちの老後はこれで大丈夫と喜んだのもつかのま、選択できる老後はまだ遠い夢です。介護、年金、医療といった社会保証制度の穴がますます大きくなっています。その上に格差社会や若い人たちの労働形態の問題も非常に重い課題となっています。

7年前に調査活動をした時から感じていた各世代共通のコミュニケーション障害は相変わらず解消の糸口が見えず、「誰かがやってくれる」という人まかせや「私には関係ないわ」という無関心がまだまだ幅を利かせています。私達のくらしに浸透している「個人主義」という生活文化を変える難しい作業が残っているのです。

しかし、私たちの地域でも近頃なんとかしなければという「風」を感じます。

ピンチはチャンスでもあるのです。経験をかさねてきた「えん」のメンバーは自分達で何とかできるのではないかという自信をもち始めています。

「えん」の活動を通じて出合った多くの方たちから学んだこと、体験したことを、町内の役員をする時に活かしていくということは有効な手段です。少しづつですが積みかさなれば地域を動

かす力になるでしょう。時間はかかりますが。

私たちは、自立を強制されるのではなく、自ら自立し、自分達で納得できる社会を作る努力をしたいと考えています。

制度づくりで言えば（問題は色々あるにしても）校区単位の市民センターづくりまで出来ました。後は自らの努力による足元の活性化です。こうありたい地域をつくるために手も口も出していきたいと思います。

V 「一人ひとりが充実感を持って生きるまちづくりとは」

～年齢層で問題点は違うのか？～

大西政寛

はじめに

今年度の地域づくり研究会の取り組み「小地域福祉活動の調査」として、ふれあいネットワーク事業に関する実態調査に取り組み、そのプレ調査として、地域活動の実態調査（聞き取り調査）を行った。その時にお話したのは高齢者であった。（対象は地域活動をしている人なので高齢者とは限らないが、実際に私が聞き取りした対象は高齢者だった）

また、私は、かつて青年層の社会参加の促進を担当していた。（教育委員会青少年課勤務時）当時の青年層の問題は、ニート。社会とのつながりの希薄さ。どうしたらもっと関わるか、生きる力をつけるためにはどうしたらよいか？を考えていた。

そこで、今年度聞き取りで話した「高齢者」と、かつて取り組んでいた「青年層」が抱えている問題について考えてみた。

1 「青年層」と「高齢者」、それぞれの課題

(1) 青年層の場合 — 「知らない」ことと「無力感」

青年層の社会参加について考えたことを以下に列記する。

① （外的要因として）活動が必要とされていない

絶対にやらねばならぬことがあれば人間は動く。ひきこもりの場合も、引きこもっている環境があるからだ、という面もある。

※人が動く例として、阪神淡路大震災時のボランティア活動

② 活動する内容がない

この場合の“ない”とは、わからないの意。どのような活動があるのか、社会との関わりやさまざまな経験がないため、どんな活動があるのか、どうやったらできるのかがわからず、活動のしようがない。

③ 活動する意欲がない

すでに“どうせ”というあきらめの感情を持っている。これは、成功体験がないためと思われる。

(2) 高齢者の場合 — それまでの「生き方」と「生きがい」

高齢者と話途中で感じたことを以下に列記する。

① 孤独感・・・仲間の重要性

趣味を持つこと。共に楽しむ仲間がいることの大事さ。家庭だけでなく、家族だけでなく話せる人がいるかどうか。

※今後は、家族のない高齢者が増えることが考えられる

② 生きがい

今までの知識や経験が社会から求められ、それに応えていくことで、生きていることの

充実感が持てる。また、社会全体としてもありがたい。

2 課題の共通項

〈あるべき姿は「暮らしやすく、生きがいのある生活」〉

- (1) 青年層に必要なもの—社会参加するための情報ときっかけ
- (2) 高齢者に必要なもの—生きがい。趣味や特技を作る・生かすための仕組みづくり
- (3) 共通するもの—「情報」、「きっかけ」、「活動の場」

3 目指す方向性 ～生きがいに関する切り口

- (1) やって見ないと始まらない

高齢者と話して考えたことは、かつて青年層に対して考えてきたことと同じではないか、ということ。

まず「知る」。そして「体験」し、自分にあっているものは、続ける。そうでない場合は、また「体験」する。この繰り返しである。

そのためには、まず「知る」ための情報。すでにやっている人や情報の届いている人は良い。届いていない人へどう届けるかが大事。だから情報の仲介役がいかにも情報を収集し、わかりやすく整理し、どのように伝えるか。なぜなら伝えようとする相手は情報を受け取る気がない場合が多いのだから。

そして「体験」。これは早いほうが良い。早いほうがより多くの体験が出来る。しかし、この世に遅すぎるということはないので、気軽に体験できる場が必要。

最後に、「知る」も「体験」も、きっかけがなければ始まらない。そのきっかけをつくるコーディネーターが必要だろう。

- (2) 高齢者への取材で感じた、生きがいに関する切り口

考え集う切り口として「食」—ひとりで食べるのは非効率だし寂しい。

健康面と仲間づくりとして「スポーツ」—無理であれば観戦でも良いと思う。

生きがいと仲間づくりとして「教養・趣味」—ともに語れる仲間づくり。

※以上の切り口は、青年層に対しても同様と考える。

4 まとめ

青年層に対してアプローチした時に最も感じたのは、成功体験の大事さ。「やればできる」という体験も持っている人と、「どうせ出来ない」と思っている人とでは、その時の物事への取組み（人生に対する姿勢）は大きく違う。だからこそ、一刻も早く成功体験を経験して欲しいと取り組んできたのだが、それは高齢者になっても同様の問題のようだ。

物事に対する積極的な姿勢、自ら社会と関わっていこうという意欲が、人を生かし世界を動かす。しかし現実には、多くの人を受け身（感情面での自発性のなさ「してやる」「やってもらう」など）で、世の中に対し不満を言う。本来は第三者的に不満を言うのではなく、自分が社会を動かすという主体性が大事なのだ。

一人ひとりが動き出す契機となる「場」と「仕掛け」が必要でなはないかと改めて思った。

2007年度「地域づくりに関する調査研究」報告書執筆担当者一覧

第1部	はじめに	平野 謙太	北九州市社会福祉協議会福祉部地域福祉課
第1部	I-1~2	村山浩一郎	西南女学院大学保健福祉学部
第1部	I-3~4	山崎 克明	北九州市立大学名誉教授
第1部	I-5	村山浩一郎	西南女学院大学保健福祉学部
第1部	II	石塚 優	北九州市立大学都市政策研究所
第2部	I	岩丸 明江	NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンター
第2部	II	山崎 克明	北九州市立大学名誉教授
第2部	III	山田 留里	第8期北九州ミズ21委員会委員
第2部	IV	田代久美枝	NPO「おとなりさんネットワーク〈えん〉」
第2部	V	大西 政寛	北九州市小倉南区役所まちづくり推進課
	その他活動経過や調査票等の資料の整理・構成担当	石塚 優	

2007年度「地域づくり研究会」実行委員会

山崎 克明	北九州市立大学名誉教授（研究会会長）
石塚 優	北九州市立大学都市政策研究所教授（実行委員会会長／老人福祉論）
岩丸 明江	NPO法人GGP（ジェンダー・地球市民企画）代表理事
大西 政寛	北九州市小倉南区役所まちづくり推進課
須藤 廣	北九州市立大学文学部教授（観光社会学）
田代久美枝	NPO「おとなりさんネットワーク〈えん〉」代表
田中あや子	北九州市社会福祉協議会福祉部地域福祉課長
半田百合枝	北九州市生涯学習総合センター社会教育主事
樋口 真己	西南女学院大学人文学部教育支援職員
平野 謙太	北九州市社会福祉協議会福祉部地域福祉課
松永富士雄	北九州市守恒市民センター館長
村山浩一郎	西南女学院大学保健福祉学部講師（社会学、地域福祉論）
山下 厚生	前北九州市生涯学習総合センター社会教育主事
山田 留里	第8期北九州ミズ21委員会委員
吉武 聡	北九州市役所産業学術振興局商業振興課
渡辺 良司	北九州市社会福祉協議会福祉部長

2007年度「地域づくり研究会」の活動とテーマ

日 時	報 告 者	テ ー マ
07年4月28日	松永裕己	循環型社会をめぐる連携のあり方—地域連携と地域内連携をめぐって—
5月26日	渡辺良司	ふれあいネットワーク事業について
6月16日	山崎克明、渡辺良司、山下厚生、 山田留里、石塚 優	06年度地域づくり研究報告内容の検討
7月14日	平野謙太	小地域福祉活動調査について
8月4日	岩丸明江	市民センターでの子育て支援と子育てプログラム
8月20日	小地域福祉活動のプリテスト検討	
9月1日	吉武 聡	商店街と地域づくりに関する考察
10月6日	平野謙太 村山浩一郎・樋口真紀	小地域福祉活動の調査研究について。 北九州市における「新しいまちづくり協議会」の課題
10月10日	小地域福祉活動調査のプリテスト準備	
11月17日	小地域福祉活動調査のプリテスト進捗状況について	
12月9日	小地域福祉活動調査の本調査について	
08年1月26日	小地域福祉活動調査の本調査準備	
2月23日	岩丸明江	地域子育て支援拠点に関する調査結果中間報告
3月29日	山崎克明	・地域コーディネーターについて —北九州市のコミュニティ・ソーシャルワーカー 制度を視野に入れて—
	・小地域福祉活動の本調査結果の分析	

2007年度 社会福祉プロジェクト

「地域づくり」に関する調査研究報告書

平成20年3月

発行所 地域づくり研究会
北九州市立大学都市政策研究所

〒802-8577 北九州市小倉南区北方4丁目2-1号

TEL (093) 964-4302 FAX 093-964-4300

<http://www.kitakyu-u.ac.jp/kicrs/index.htm>

印刷所 よしみ工産株式会社

〒804-0094 北九州市戸畑区天神1丁目13番5号
